

荒川第二・三調節池事業
環境影響評価準備書
要約書

令和2年9月

国土交通省関東地方整備局

荒川第二・三調節池事業環境影響評価準備書 要約書

目 次

第1章 事業者の氏名及び住所	1
第2章 対象事業の名称、目的及び内容	2
2.1 対象事業の名称	2
2.2 対象事業の目的	2
2.2.1 荒川流域の諸元	2
2.2.2 土地利用と人口	2
2.2.3 洪水調節施設の整備の経緯と調節池の役割	3
2.3 対象事業の実施区域	3
2.4 対象事業の規模	5
2.5 対象事業の実施期間	5
2.6 対象事業の実施方法	5
2.6.1 対象事業の内容	5
2.6.2 平面計画	5
2.6.3 運用計画	7
2.7 工事計画	9
2.7.1 工事工程	9
2.7.2 工事の概要	10
2.7.3 資材運搬等の車両の走行ルート	10
第3章 地域特性	12
3.1 社会的状況	12
3.2 自然的状況	19
第4章 関係地域	31
4.1 環境に影響を及ぼす地域の基準	31
4.2 関係地域	31
第5章 調査計画書についての環境の保全の見地からの意見を有する者の意見概要と事業者の見解	33
第6章 調査計画書についての市長の意見と事業者の見解	39
第7章 環境影響評価項目の選定	41
7.1 調査項目	41
7.1.1 環境影響評価要因の把握	41
7.1.2 環境影響評価項目の選定	41
7.2 調査、予測及び評価方法	43
第8章 予測・評価結果等の概要	49
第9章 対象事業の実施による影響の総合的な評価	72
第10章 事後調査の計画	84
10.1 事後調査項目の選定	84
10.2 事後調査の結果により環境影響の程度が著しいことが明らかになった場合の対応方針	86
第11章 環境影響評価の受託者の名称及び住所	87

第1章 事業者の氏名及び住所

氏 名 : 国土交通省関東地方整備局

代表者の氏名 : 関東地方整備局長 土井 弘次

主たる事務所の所在地 : 〒330-9724 埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1

第2章 対象事業の名称、目的及び内容

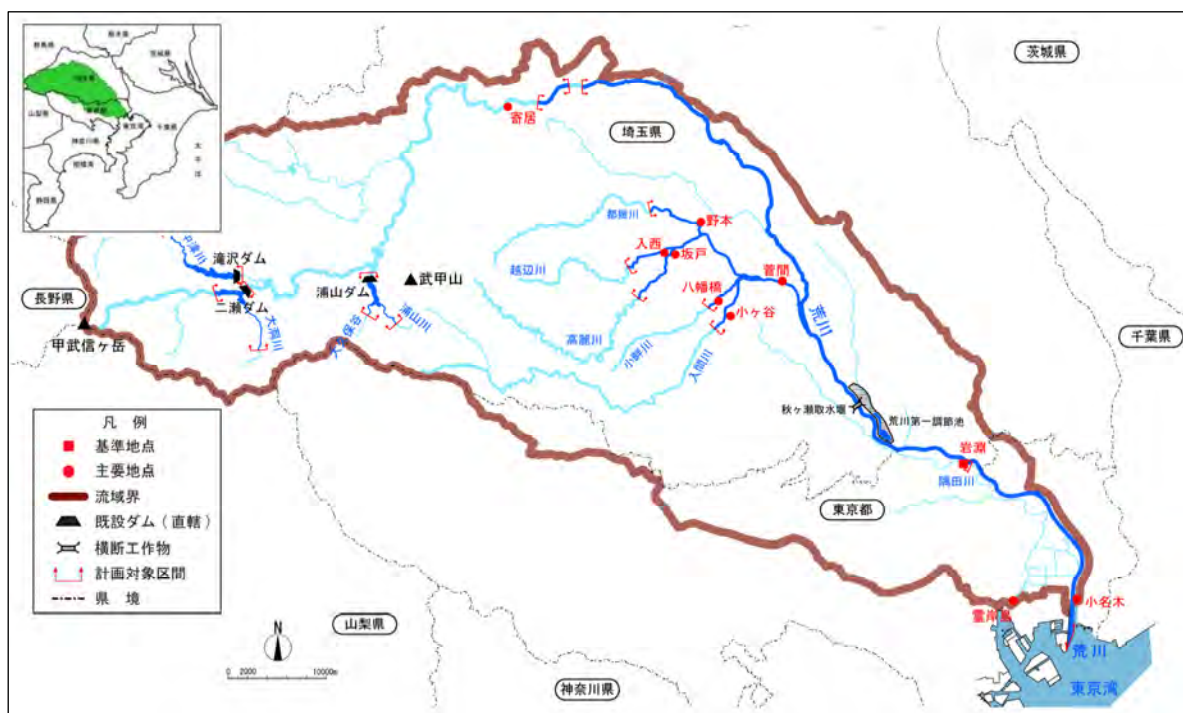
2.1 対象事業の名称

- ・名称：荒川第二・三調節池事業
- ・種類：調節池の設置

2.2 対象事業の目的

2.2.1 荒川流域の諸元

荒川はその源を埼玉県秩父山地の甲武信ヶ岳（標高 2,475m）に発し、源流で大洞川、中津川、赤平川等を合わせ、秩父盆地を北流して長瀬渓谷を流れた後、埼玉県大里郡寄居町において南東に流向を変え関東平野に入り、武蔵野台地の北西端から埼玉県中央部の平野を流下し、途中市野川、入間川等の支川を合わせて、東京都区部と埼玉県の低地を流れ、東京都北区志茂において隅田川を分派し東京湾に注ぐ、幹川流路延長 173km、流域面積 2,940km²の一級河川である。



出典：「荒川水系河川整備計画（変更案）」（令和2年7月）

図 2-1 荒川流域

2.2.2 土地利用と人口

流域の地形は、北西側に秩父山地が存在し、南東側は関東平野に連なる低平地になっており、土地利用は、森林が約 43%、市街地が約 32%、畑が約 8%、田が約 6%、河川湖沼が約 4%等となっている。

流域は東京都と埼玉県にまたがり、流域内の人口は日本の人口の約 8%にあたる約 1,020 万人であり、その多くは沖積低地、台地、丘陵に集中している。荒川の流域内人口の割合は、埼玉県が約 44%、東京都が約 56%であり、埼玉県では県内人口の約 62%が荒川流域内に居住している。また、東京都内の沿川の人口密度は約 14,400 人/km²であり、全国の一級水系の中で最も高くなっている。

流域内には人口・資産が集積しており、大規模な浸水時には、自然排水が困難なゼロメートル地帯では、被害の規模はもちろんのこと、浸水の長期化が懸念され、地下鉄への浸水等、首都圏交通網の麻痺、電気、ガス、通信等の途絶により市民生活へ甚大な被害が及ぶことが懸念される。また、首都東京に集中する行政機関・企業等への影響も考えられ、日本全体に与える影響は甚大である。

2.2.3 洪水調節施設の整備の経緯と調節池の役割

荒川に係る洪水調節施設については、上流部では二瀬ダム（1961年完成）、浦山ダム（1999年完成）、滝沢ダム（2011年完成）の3ダムが完成しており、中流部では荒川第一調節池（2004年完成）の整備が完了しているが、洪水調節容量が不足している。

中流部では、広大な高水敷に横堤が築造され遊水機能を有しているが、より効果的にピーク流量を低減させ下流への負荷を低減するため、詳細な調査及び検討を行いつつ関係機関と調整の上、荒川第二調節池及び荒川第三調節池の調節池群の整備を行う。

2.3 対象事業の実施区域

対象事業の位置は表 2-1 及び図 2-2 対象事業の位置に、事業実施区域は図 2-3 に示すとおりである。

表 2-1 計画地の所在地等

施設名	場所	
荒川第二・三調節池	埼玉県さいたま市、川越市、上尾市	荒川左岸 37.2k～48.0k 付近



出典：「荒川第二・三調節池事業概要」（荒川調節池工事事務所パンフレット）

図 2-2 対象事業の位置

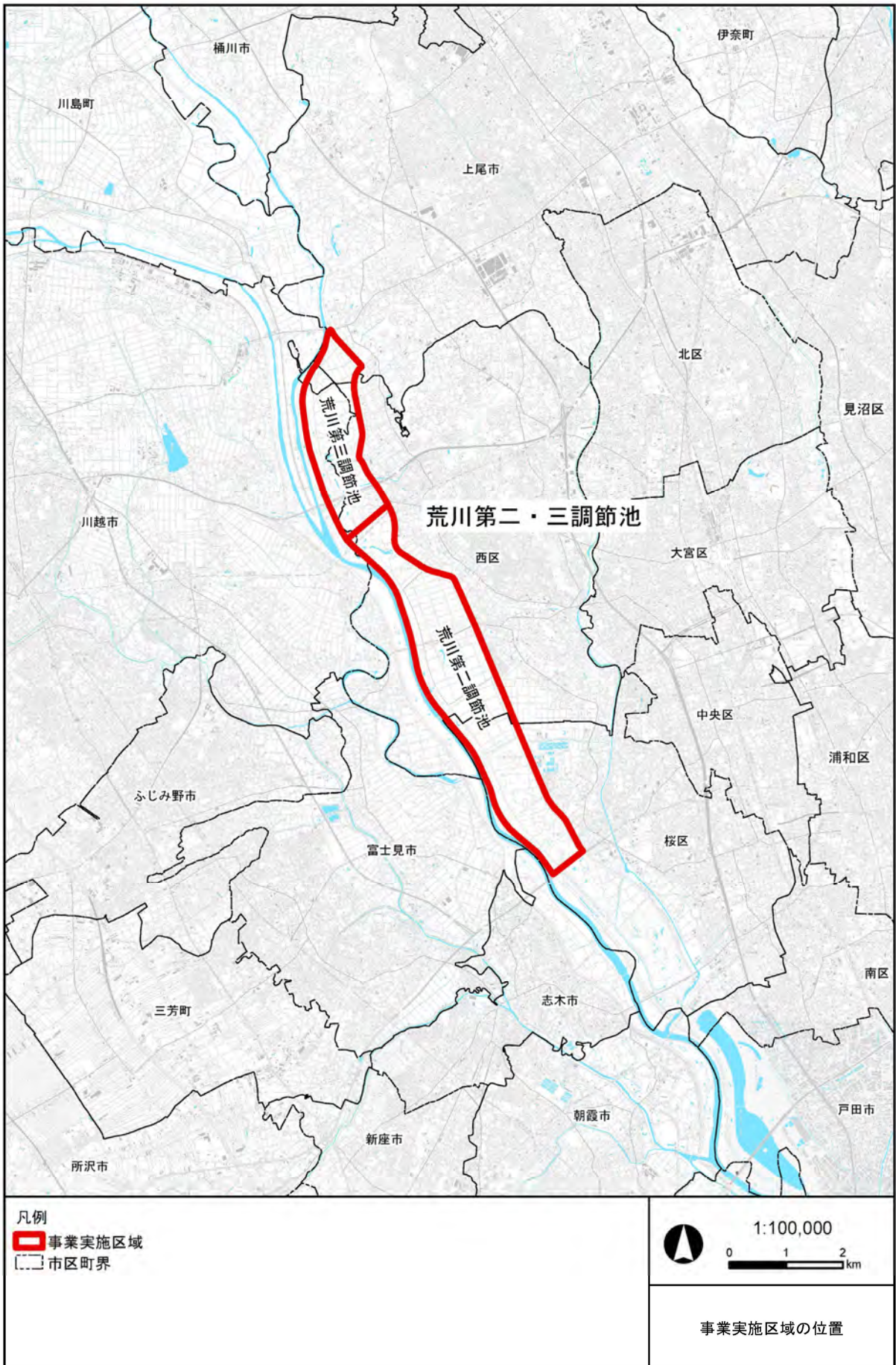


図 2-3 事業実施区域の位置

2.4 対象事業の規模

本事業の規模は、表 2-2 に示すとおりである。

表 2-2 対象事業の規模

施設名	調節池内面積	洪水調節容量	機能の概要
荒川第二・三調節池	約 760 ha ※1	約 5,100 万 m ³	洪水調節

※1 このほか、事業範囲に隣接して工事の施工に必要な敷地を確保

2.5 対象事業の実施期間

本事業は 2021 年度に工事開始を想定し、2031 年度に供用開始を予定している。

2.6 対象事業の実施方法

2.6.1 対象事業の内容

調節池の整備により洪水の一部を調節池に流入させ、荒川本川の下流へ流下する流量を調節するものである。

荒川左岸の河岸寄りに囲繞堤と、前後区間の囲繞堤よりも一段低くなった越流堤を新たに設置し、大きな洪水時のみ高水敷に水が流れ込むようにする。

調節池の下流側には、一時貯留した水を荒川本川に戻すための排水門を設置し、荒川の水位の低下に伴い速やかに池内の水を荒川本川に排水する。

その他、池内水路等の施設を設けるための部分的な掘削等を行う。

2.6.2 平面計画

対象事業の計画平面図は図 2-4 に、囲繞堤の基本断面図は図 2-5 に示すとおりである。

本事業は、設置する堤防等の施設のほとんどが現在ゴルフ場として利用されている場所に位置しており、耕作地や自然地等を中心とした動植物の生息・生育・繁殖環境への直接の影響を最大限に回避した計画とした。

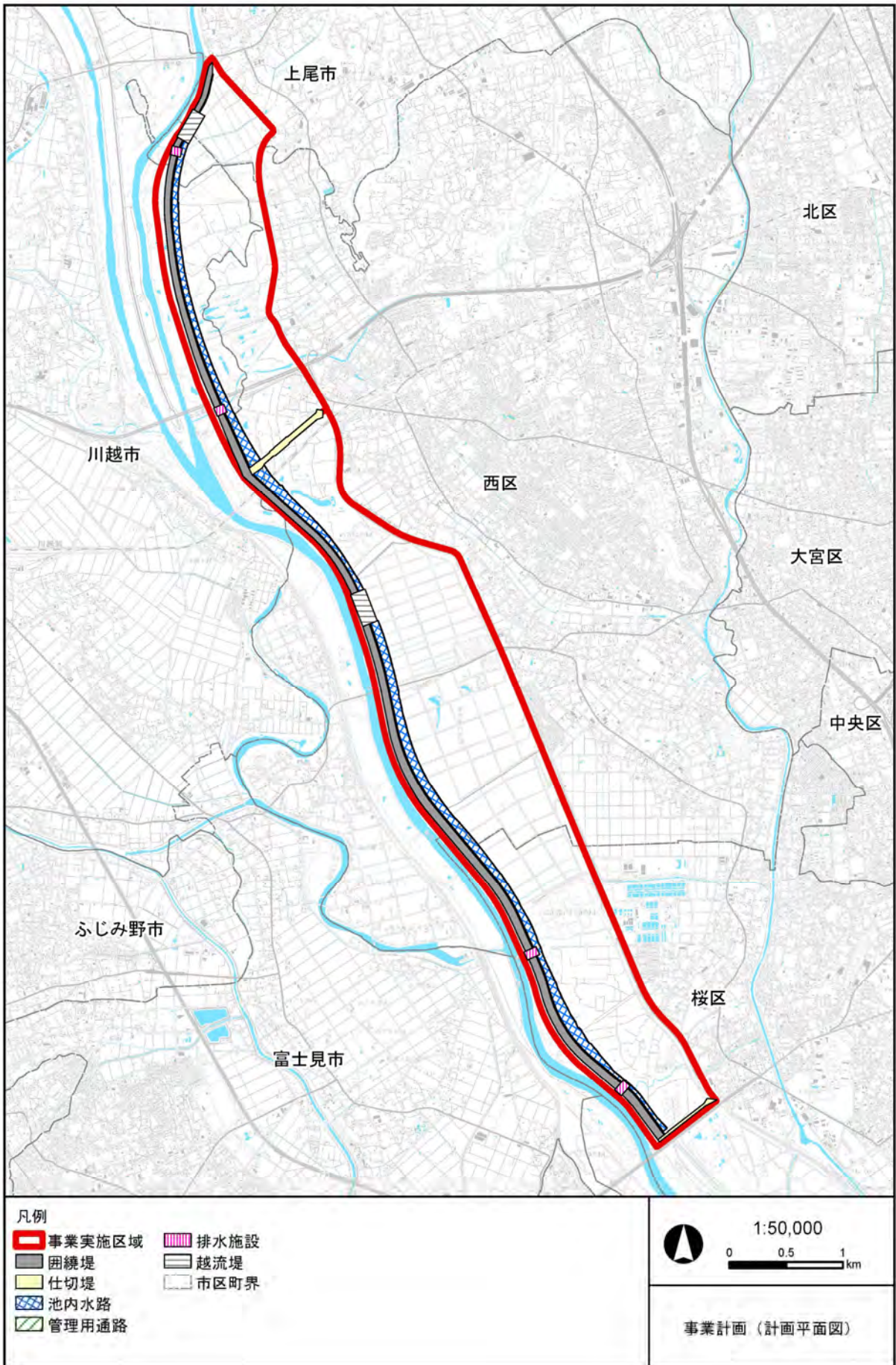


図 2-4 事業計画（計画平面図）

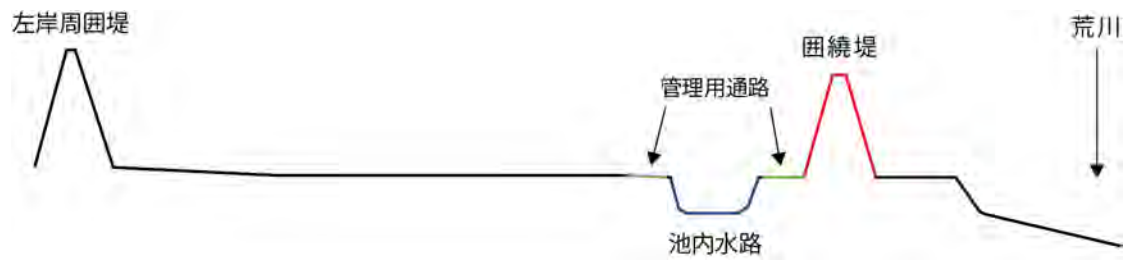


図 2-5 事業計画（囲繞堤の基本断面図）

2.6.3 運用計画

対象事業における洪水時の運用計画は図 2-6 に示すとおりである。

洪水初期には河川水位の上昇に伴い、囲繞堤の一部に一段低く設けた越流堤から調節池内に洪水が取り込まれ、一時貯留を行う。

本川の洪水ピーク後、河川水位の下降に合わせて調節池内の水位も下降し、その後、排水門を開けて、調節池内に貯留された水を放流する計画である。

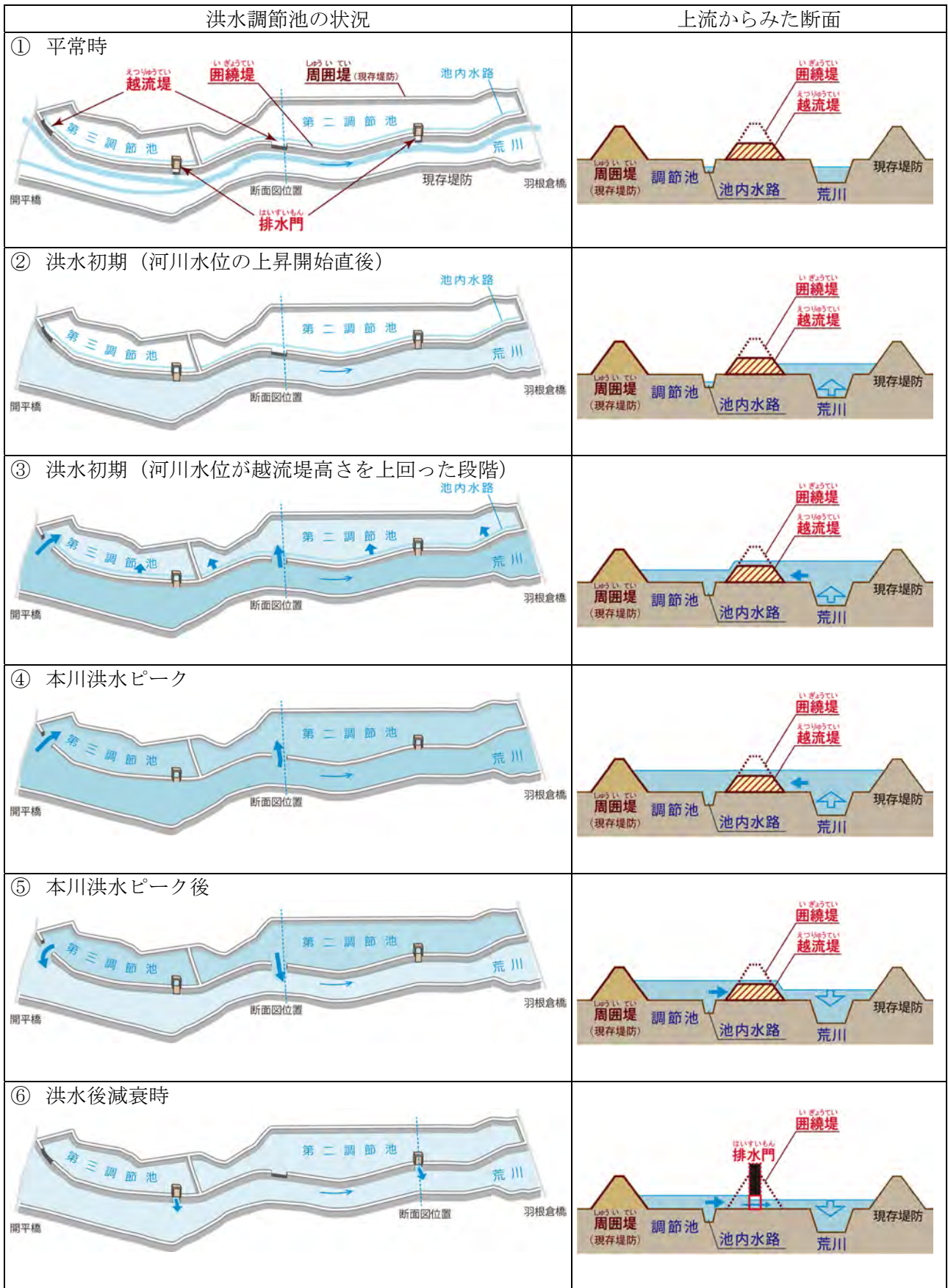


図 2-6 洪水調節の計画 (洪水時の参考例)

2.7.2 工事の概要

本事業では、囲繞堤及び仕切堤等の築堤工事、池内水路の掘削工事等を行う。なお、工事の施工に際しては、表土を仮置きし、表土保全を図るとともに、盛り土等における客土は極力地域内の表土を利用する計画とした。

(1) 築堤工事

囲繞堤の築堤により、調節池と本川を分離するとともに、囲繞堤の一部を低くして、洪水を河道から調節池に越流させる越流堤を設ける。また、第一調節池、第二調節池、第三調節池を区切るための仕切堤を設ける。この他、水位低下後に本川に排水する排水門を設ける。

使用する主な建設機械は、ブルドーザー、タイヤローラ等である。

(2) 掘削工事

調節池内の一部の範囲において、池内水路の掘削工事等を行う。

使用する主な建設機械は、バックホウ、ダンプトラック等である。

2.7.3 資材運搬等の車両の走行ルート

資材運搬等の車両の走行を予定しているルートは、図 2-7 に示すとおりである。

事業実施区域と区域外との土砂運搬は、第二調節池南側の出入り口から秋ヶ瀬ストックヤードへの往復を基本とする。

なお、土砂以外の資材運搬等の車両（コンクリート等）の出入りは、羽根倉橋東交差点から国道 463 号、県道 57 号への接続を予定している。

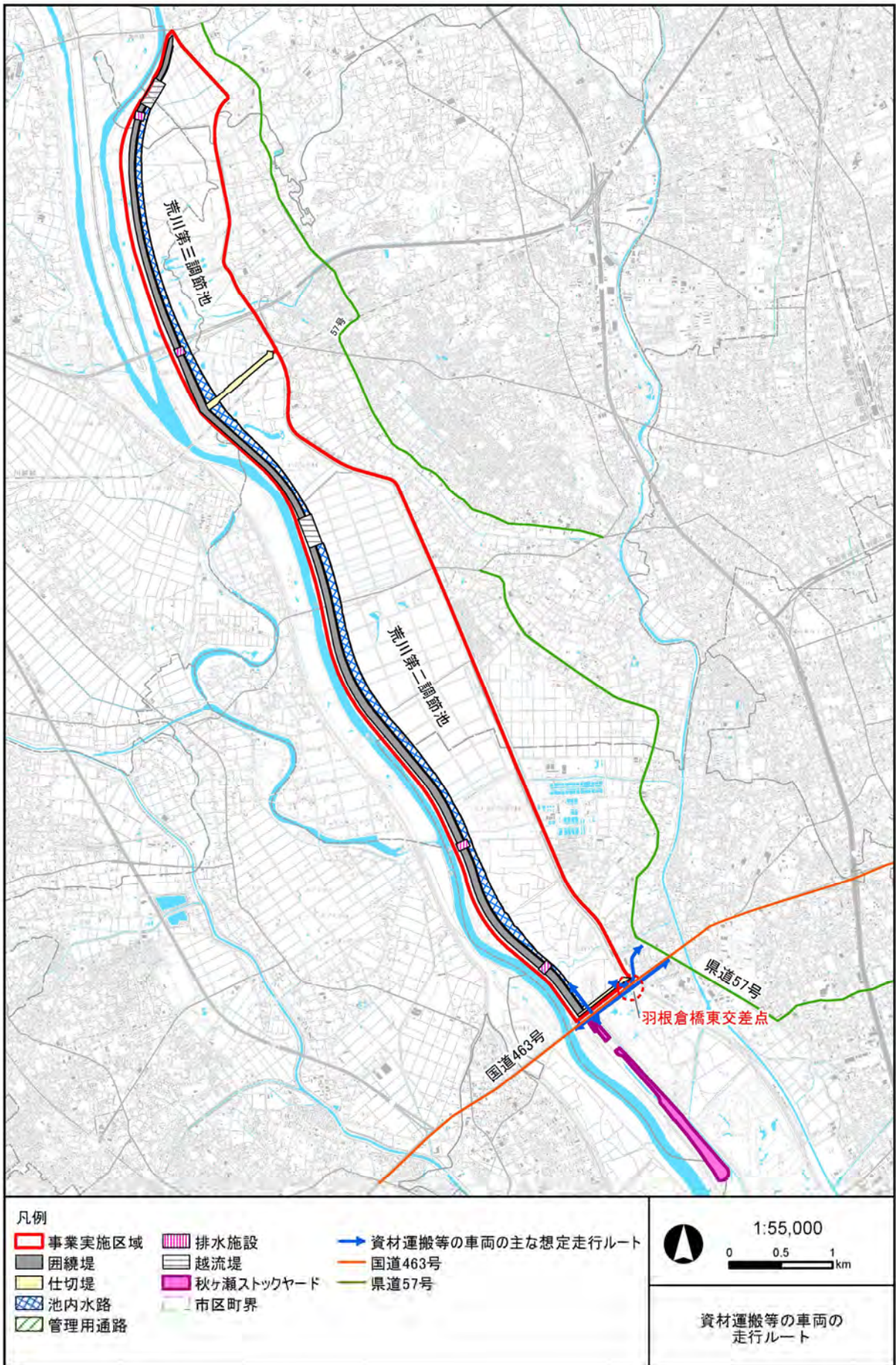


図 2-7 資材運搬等の車両の走行ルート

第3章 地域特性

さいたま市環境影響評価技術指針（「第1 総論、3. 環境影響評価及び事後調査の手順、(1) 環境影響評価調査計画書の作成に係る手順、ア. 地域特性の把握」）及び事業計画に基づき、事業実施区域及びその周辺の自然的、社会的状況を文献調査等により把握した。

対象とする地域（以下「調査地域」という。）は事業実施区域から概ね 5.0km 範囲を基本とした。

把握する項目は、さいたま市環境影響評価技術指針（「第1 総論、3. 環境影響評価及び事後調査の手順、(1) 環境影響評価調査計画書の作成に係る手順、ア. 地域特性の把握」）の別表 2) に示された以下の項目である。

3.1 社会的状況

社会的状況は表 3-1 及び図 3-1～図 3-3 に示すとおりである。また、関係法令等については、表 3-2 に示すとおりである。

表 3-1(1) 社会的状況の概要

項目	概要
人口及び産業の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施区域及びその周辺における人口及び世帯数については、さいたま市、川越市、上尾市はいずれも近年増加傾向である。 ・事業実施区域及びその周辺における産業大分類別事業所数及び従業者数については、第3次産業の従業者が多く、第1次産業従業者が少ない。 ・事業実施区域及びその周辺における農業については、平成27年の販売農家数は、平成17年に比べて減少している。平成27年の農業経営数は家族経営体（世帯単位で農業事業を行う者）が多く、また、経営耕地面積は0.5～1.0haの規模が多い。 ・事業実施区域及びその周辺における工業については、事業者数及び従業者数について、さいたま市、川越市、上尾市はいずれも平成29年から平成30年にかけて概ね横ばい傾向である。また、製造品出荷額等について、さいたま市は平成28年から平成29年にかけて概ね横ばい傾向であり、川越市は減少傾向、上尾市は増加傾向である。 ・事業実施区域及びその周辺における商業については、平成28年の商店数（卸売業・小売業）は、平成19年に比べて多くの市町で減少している。年間商品販売額は、さいたま市や川越市等多くの市町で増加しており、上尾市は減少している。
土地利用の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施区域及びその周辺における地目別土地利用面積は、多くの市町で宅地が最も多く、次いで田、畑、雑種地となっている。 ・事業実施区域及びその周辺における「都市計画法」（昭和43年法律第100号）に基づく都市計画区域及び用途地域の指定状況は、事業実施区域及びその周辺では、市町全域で市街化区域及び市街化調整区域が設定されている。事業実施区域及びその周辺の市街化調整区域には、荒川近郊緑地保全区域の指定地があり、さいたま市、川越市、上尾市、戸田市、朝霞市、志木市、桶川市、富士見市及び川島町の複数の市町にまたがって位置する（図3-1 図3-1 参照）。
河川及び湖沼の利用並びに地下水の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施区域及びその周辺に流れる一級河川は、荒川、鴨川、鴻沼川、柳瀬川、黒目川、新河岸川、九十川、不老川、びん沼川、新河岸川放水路、入間川、越辺川、横塚川、安藤川、安藤川放水路等である（図3-2参照）。また、準用河川、普通河川、用水路は、上尾中堀川、滝沼川、新川、南畑用水等が流れる（図3-2参照）。また、事業実施区域及びその周辺では、荒川、鴨川、びん沼川、入間川等に漁業権が設定されている。 ・事業実施区域及びその周辺における上水道の上水道水源は、さいたま市、川越市、上尾市は、県水の割合が約70%～90%である。また、実績年間取水量はさいたま市、川越市、上尾市の順に多く、各市町ともに実績年間給水量の約90%以上が年間有収水量である。

表 3-1 (2) 社会的状況の概要

項目	概要
交通の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施区域及びその周辺の道路網は、事業実施区域近傍には一般国道 16 号、一般国道 463 号、主要地方道さいたまふじみ野所沢線、主要地方道川越上尾線等の道路が走っている（図 3-3 参照）。また、事業実施区域及びその周辺においては 105 箇所では交通量調査が実施されている。 ・事業実施区域及びその周辺の鉄道網及び各駅の年間の乗車人員の推移は、事業実施区域及びその周辺には鉄道路線が 8 路線あり、JR 川越線が事業実施区域を横断し（図 3-3 参照）、事業実施区域に最も近い JR 川越線の指扇駅についての年間乗車人員は概ね横ばいである。
学校、病院その他の環境保全についての配慮が特に必要な施設及び住宅の分布状況	<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施区域及びその周辺の主な公共公益施設等は、学校 188 校、幼稚園等 98 園、保育施設 298 施設、病院等 41 院、老人福祉施設 686 施設、障害者福祉施設 263 施設、児童福祉施設及びその他福祉施設 27 施設、図書館 35 館、都市公園等 315 園が存在する。
下水道、し尿処理施設及びごみ処理・処分施設の整備の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施区域及びその周辺における下水道の整備状況は、流域関連公共下水道及び単独公共下水道の普及率が、多くの市町で 80% を超えている。
その他の事項	<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施区域及びその周辺におけるコミュニティ施設は、合計 140 のコミュニティ施設が分布する。事業実施区域の近隣 1km 圏内には、コミュニティ施設が 6 施設存在する。 ・事業実施区域及びその周辺において、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（法律第 57 号、平成 12 年 5 月 8 日）に基づく『土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域』が指定されている。事業実施区域の近隣 1km 圏内では、さいたま市で「急傾斜地の崩壊」の土砂災害警戒区域等の指定区域が 2 地点あり、そのうち 1 地点は「警戒区域及び特別警戒区域」に指定されている。

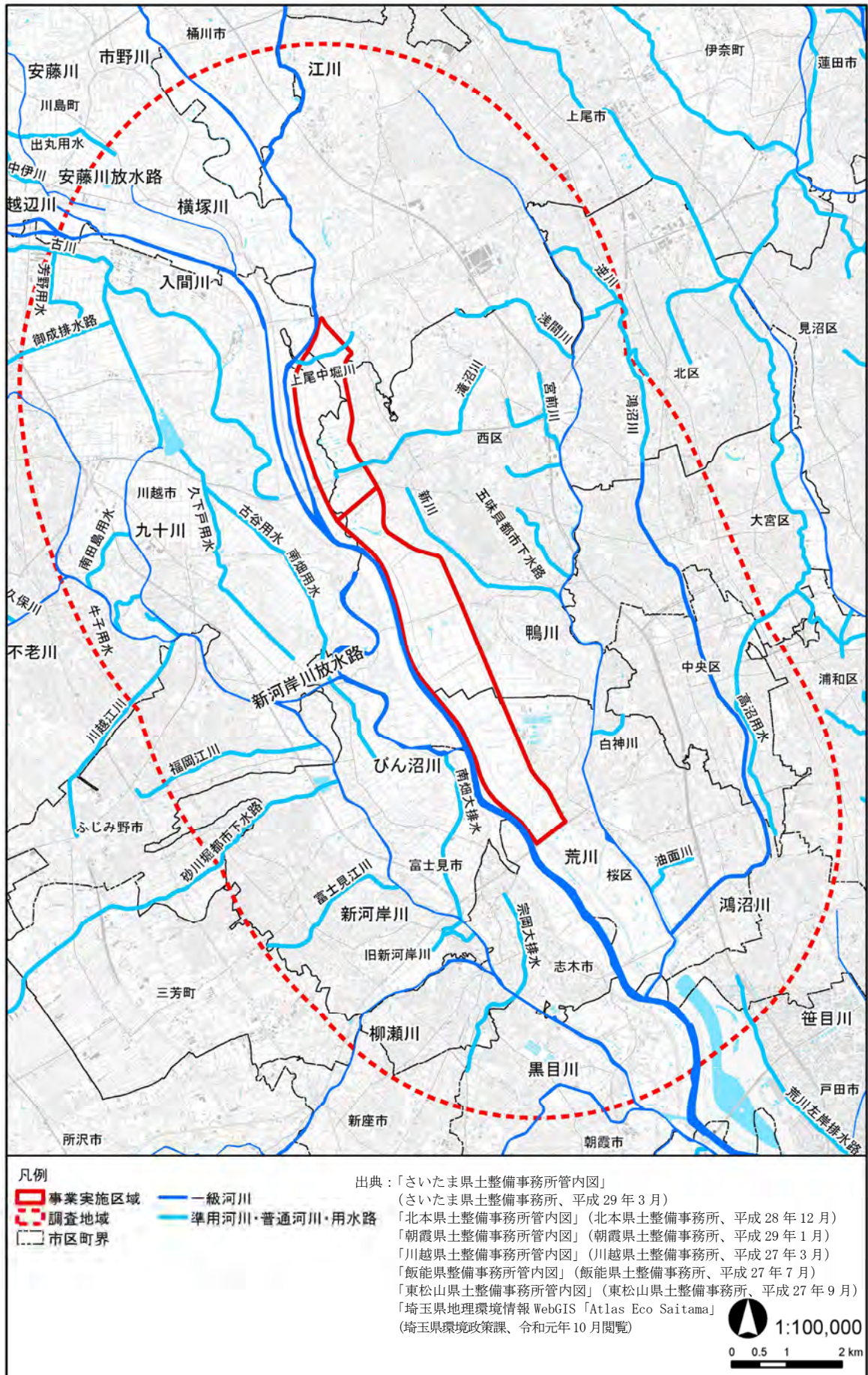


図 3-2 事業実施区域及びその周辺の水系

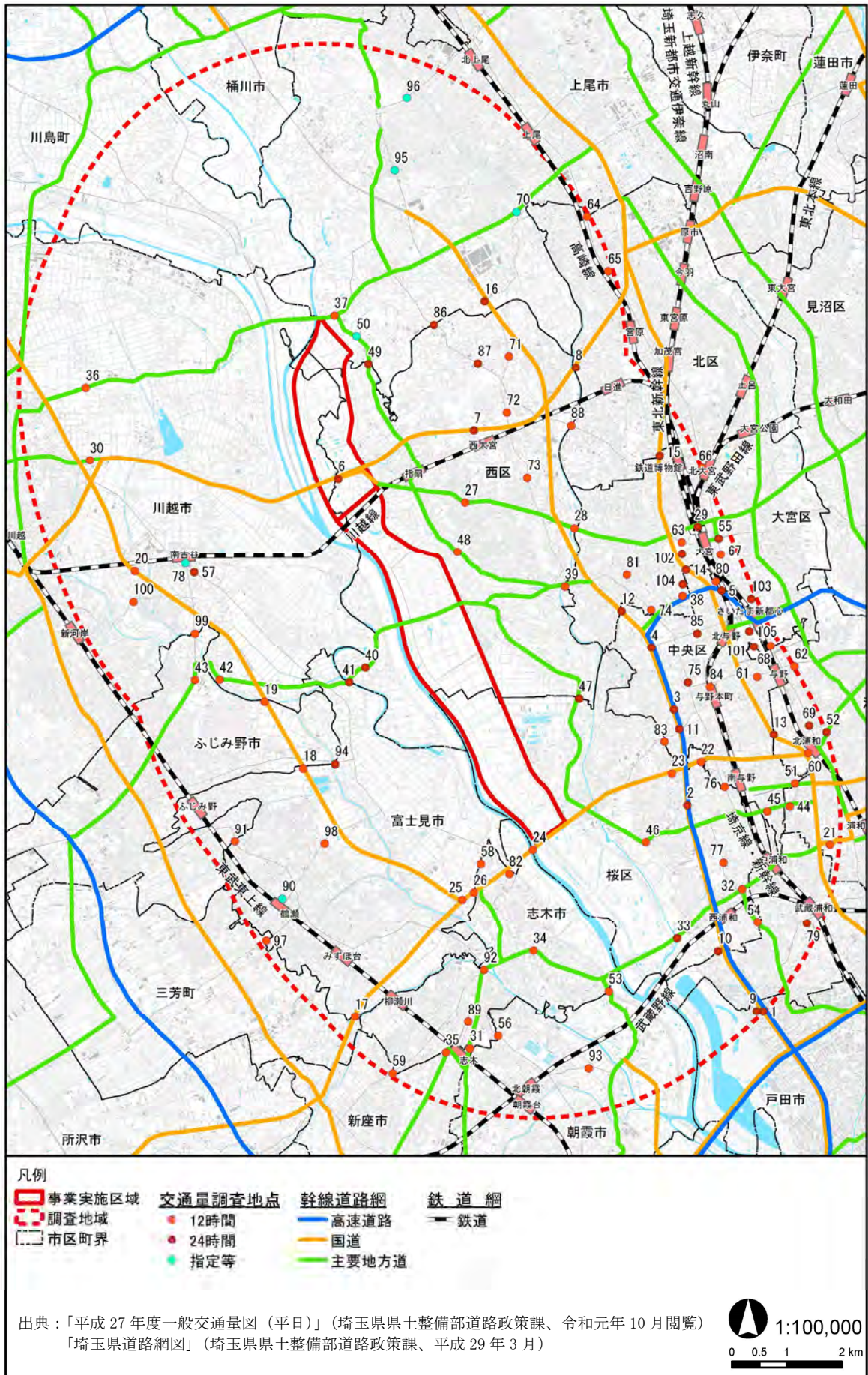


図3-3 事業実施区域及びその周辺の主要交通網及び交通量調査地点位置

表 3-2(1) 関係法令等

項目	区分	名称	制定年	法令番号	
環境全般	法律	環境基本法	平成 5 年	法律第 91 号	
		環境影響評価法	平成 9 年	法律第 81 号	
	条例	埼玉県環境基本条例	平成 6 年	埼玉県条例第 60 号	
		埼玉県環境影響評価条例	平成 6 年	埼玉県条例第 61 号	
		さいたま市環境基本条例	平成 13 年	さいたま市条例第 187 号	
		さいたま市環境影響評価条例	平成 15 年	さいたま市条例第 32 号	
		川越市良好な環境の保全に関する基本条例	平成 18 年	川越市条例第 36 号	
		上尾市環境基本条例	平成 9 年	上尾市条例第 25 号	
		戸田市環境基本条例	平成 12 年	戸田市条例第 6 号	
		朝霞市住み良い環境づくり基本条例	平成 8 年	朝霞市条例第 14 号	
		志木市環境基本条例	平成 15 年	志木市条例第 31 号	
		新座市環境基本条例	平成 9 年	新座市条例第 22 号	
		富士見市環境基本条例	平成 13 年	富士見市条例第 31 号	
		ふじみ野市環境基本条例	平成 19 年	ふじみ野市条例第 2 号	
		川島町環境保全条例	平成 25 年	川島町条例第 17 号	
公害防止	法律	大気汚染防止法	昭和 43 年	法律第 97 号	
		自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法	平成 4 年	法律第 70 号	
		土壌汚染対策法	平成 14 年	法律第 53 号	
		騒音規制法	昭和 43 年	法律第 98 号	
		振動規制法	昭和 51 年	法律第 64 号	
		悪臭防止法	昭和 46 年	法律第 91 号	
		水質汚濁防止法	昭和 45 年	法律第 138 号	
		ダイオキシン類対策特別措置法	平成 11 年	法律第 105 号	
		廃棄物の処理及び清掃に関する法律	昭和 45 年	法律第 137 号	
		資源の有効な利用の促進に関する法律	平成 3 年	法律第 48 号	
		建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律	平成 12 年	法律第 104 号	
		地球温暖化対策の推進に関する法律	平成 10 年	法律第 117 号	
		条例	埼玉県生活環境保全条例	平成 13 年	埼玉県条例第 57 号
			大気汚染防止法第四条第一項の規制に基づき、排出基準を定める条例	昭和 46 年	埼玉県条例第 60 号
			水質汚濁防止法第三条第三項の規定に基づき、排水基準を定める条例	昭和 46 年	埼玉県条例第 61 号
			埼玉県土砂の排出、堆積等の規制に関する条例	平成 14 年	埼玉県条例第 64 号
			埼玉県地球温暖化対策推進条例	平成 21 年	埼玉県条例第 9 号
	さいたま市生活環境の保全に関する条例		平成 20 年	さいたま市条例第 46 号	
	さいたま市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例		平成 13 年	さいたま市条例第 195 号	
	川越市地球温暖化対策条例		平成 19 年	川越市条例第 42 号	
	戸田市地球温暖化対策条例		平成 21 年	戸田市条例第 26 号	
	新座市ダイオキシン類規制条例		平成 11 年	新座市条例第 10 号	
	三芳町ダイオキシン類等排出抑制に関する条例	平成 11 年	三芳町条例第 3 号		
	自然保護	法律	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	平成 14 年	法律第 88 号
			絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律	平成 4 年	法律第 75 号
			自然公園法	昭和 32 年	法律第 161 号
			自然環境保全法	昭和 47 年	法律第 85 号
首都圏近郊緑地保全法			昭和 41 年	法律第 101 号	
都市緑地法			昭和 48 年	法律第 72 号	

表 3-2(2) 関係法令等

項目	区分	名称	制定年	法令番号
自然保護	条約	世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約	平成 4 年	条約第 7 号
		特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約	昭和 55 年	条約第 28 号
	条例	埼玉県自然環境保全条例	昭和 49 年	埼玉県条例第 4 号
		埼玉県立自然公園条例	昭和 33 年	埼玉県条例第 15 号
		ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例	昭和 54 年	埼玉県条例第 10 号
		埼玉県希少野生動植物の種の保護に関する条例	平成 12 年	埼玉県条例第 11 号
		さいたま市みどりの条例	平成 13 年	さいたま市条例第 248 号
		上尾市自然環境保全と緑化推進に関する条例	昭和 48 年	上尾市条例第 41 号
		戸田市緑化推進条例	昭和 49 年	戸田市条例第 18 号
		朝霞市緑化推進条例	昭和 64 年	朝霞市条例第 3 号
		志木市自然再生条例	平成 13 年	志木市条例第 18 号
		志木市みどりの条例	昭和 51 年	志木市条例第 13 号
		新座市みどりのまちづくり条例	平成 3 年	新座市条例第 3 号
		桶川市みどりの保全及び推進に関する条例	平成 4 年	桶川市条例第 13 号
		みどりの保護及び緑化の推進に関する条例	昭和 56 年	富士見市条例第 30 号
		ふじみ野市みどりの条例	平成 17 年	ふじみ野市条例第 118 号
		三芳町みどりの保護育成及び活用に関する条例	平成 2 年	三芳町条例第 4 号
その他	法律	河川法	昭和 39 年	法律第 167 号
		都市計画法	昭和 43 年	法律第 100 号
		農業振興地域の整備に関する法律	昭和 44 年	法律第 58 号
		景観法	平成 16 年	法律第 110 号
	条例	埼玉県都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例	平成 13 年	埼玉県条例第 61 号
		埼玉県建築基準法施行条例	昭和 35 年	埼玉県条例第 37 号
		埼玉県景観条例	平成 19 年	埼玉県条例第 46 号
		埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例	平成 18 年	埼玉県条例第 20 号
		埼玉県文化財保護条例	昭和 30 年	埼玉県条例第 46 号
		さいたま市景観条例	平成 22 年	さいたま市条例第 20 号
		さいたま市文化財保護条例	平成 13 年	さいたま市条例第 137 号
		川越市都市景観条例	平成 26 年	川越市条例第 17 号
		川越市文化財保護条例	昭和 52 年	川越市条例第 23 号
		上尾市文化財保護条例	平成 18 年	上尾市条例第 8 号
		上尾市街づくり推進条例	平成 16 年	上尾市条例第 6 号
		戸田市都市景観条例	平成 13 年	戸田市条例第 40 号
		戸田市文化財保護条例	昭和 42 年	戸田市条例第 13 号
		朝霞市景観条例	平成 27 年	朝霞市条例第 24 号
		朝霞市文化財保護条例	昭和 51 年	朝霞市条例第 25 号
		志木市景観条例	平成 22 年	志木市条例第 14 号
		志木市文化財保護条例	昭和 41 年	志木市条例第 17 号
		新座市景観条例	平成 22 年	新座市条例第 16 号
		新座市文化財保護条例	昭和 39 年	新座市条例第 14 号
		桶川市文化財保護条例	昭和 32 年	桶川市条例第 22 号
		富士見市文化財の保護及び活用に関する条例	昭和 53 年	富士見市条例第 5 号
		ふじみ野市文化財保護条例	平成 17 年	ふじみ野市条例第 80 号
		川島町文化財保護条例	平成 2 年	川島町条例第 26 号
		三芳町文化財保護条例	昭和 37 年	三芳町条例第 20 号

出典：「平成 30 年版埼玉県環境白書」（埼玉県環境部環境政策課、平成 30 年 12 月）
「埼玉県及び対象範囲に係る市町の例規集・要綱集」（令和元年 10 月閲覧）

3.2 自然的状況

自然的状況は表 3-3 及び図 3-4～図 3-12 に示すとおりである。

表 3-3(1) 自然的状況の概要

項目		概要
大気環境	気象の状況	<ul style="list-style-type: none"> 事業実施区域周辺の気象観測所は、「さいたま地域気象観測所」が設置されている。 過去 10 年間の年平均気温は 15.6℃、年平均降水量は 1,294.25mm、年平均風速は 2.3m/s である。また、平成 30 年の年平均気温は 16.3℃であり、月別の日最高気温の平均は 7 月が最も高く、日最低気温の平均は 1 月が最も低い。年間降水量は 1,108.5mm であり、9 月が最も多く、2 月が最も少ない。年平均風速は 2.3m/s であり、風向は北北西の風が卓越している。
	大気質の状況	<ul style="list-style-type: none"> 事業実施区域及びその周辺における大気汚染常時監視測定局は、一般環境大気測定局（一般局）が 7 局、自動車排出ガス測定局（自排局）が 4 局設置されている（図 3-4 参照）。また、ダイオキシン類は年 2 回又は 4 回の頻度で行われており、6 箇所設置されている。 これらの大気測定局では、二酸化窒素、二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント、ダイオキシン類の測定が行われており、平成 30 年度においては光化学オキシダントを除き、いずれも環境基準を満足している。
	騒音の状況	<ul style="list-style-type: none"> 事業実施区域及びその周辺における一般環境騒音調査は実施されていない。 事業実施区域及びその周辺の平成 29 年度の道路交通騒音調査は 14 箇所で行われており、環境基準を超過した地点が 1 地点（国道：1 地点）あり、昼間・夜間ともに超過している。（図 3-5 参照）
	振動の状況	<ul style="list-style-type: none"> 事業実施区域及びその周辺における一般環境振動調査は実施されていない。 事業実施区域及びその周辺の平成 29 年度の道路交通振動調査は 9 箇所で行われており、全ての地点で要請限度を下回っている（図 3-5 参照）。
	悪臭の状況	<ul style="list-style-type: none"> 埼玉県における悪臭に係る苦情合計件数は、平成 24 年度以降は概ね減少傾向を示している。
水環境	水象の状況	<ul style="list-style-type: none"> 事業実施区域及びその周辺に流れる一級河川は、荒川、鴨川、鴻沼川、柳瀬川、黒目川、新河岸川、九十川、不老川、びん沼川、新河岸川放水路、入間川、越辺川、横塚川、安藤川、安藤川放水路等である。また、準用河川、普通河川、用水路は、上尾中堀川、滝沼川、新川、南畑用水等が流れる（図 3-2 参照）。
	水質の状況	<ul style="list-style-type: none"> 事業実施区域及びその周辺における公共用水域の水質調査は 9 箇所、さいたま市の補足調査は 7 箇所で行われている（図 3-6 参照）。 公共用水域の環境影響項目について、秋ヶ瀬取水堰、治水橋、開平橋、入間大橋の地点の平成 25～29 年度の全ての年度で、大腸菌群数が環境基準を達成していない。 健康項目及びダイオキシン類については、平成 25 年～29 年度の全ての年度で環境基準値を達成している。
	底質の状況	<ul style="list-style-type: none"> 事業実施区域及びその周辺における公共用水域の底質調査は 9 箇所で行われている（図 3-6 参照）。 重金属類のうち、総水銀及び PCB について「底質の暫定除去基準」（環水管 119 号、昭和 50 年 10 月）と比較すると、全地点でいずれも基準値を下回っている。また、ダイオキシン類については環境基準を達成しているが、他地点と比較して大きな値を示している地点がある。
	地下水の状況	<ul style="list-style-type: none"> 事業実施区域及びその周辺では、平成 29 年度に 29 地区 36 井戸（概況調査：6 地区 6 井戸、汚染井戸周辺地区調査：2 地区 3 井戸、継続監視調査：21 地区 27 井戸）で地下水の水質測定が行われており、環境基準の超過が確認された井戸は 15 井戸（概況調査：1 井戸、汚染井戸周辺地区調査：0 井戸、継続監視調査：14 井戸）である。 事業実施区域及びその周辺における地下水位は、各観測井ともに、季節的な水位変動がみられる。

表 3-3(2) 自然的状況の概要

項目		概要
土 壌 及 び 地 盤	土 壌 の 状 況	<ul style="list-style-type: none"> 事業実施区域及びその周辺の土壌は、荒川の周囲では、「灰色低地土壌、細粒グライ土壌、細粒灰色低地土壌、褐色低地土壌」等の低地土壌が主に分布するほか、「低位泥炭土壌」が見られる。荒川の左岸側では、内陸地に向かうにつれて「淡色黒ボク土壌、黒ボク土壌」が広く分布し、主に小河川の周囲に「黒ボクグライ土壌」が見られる。一方、右岸側では、「グライ土壌、低位泥炭土壌」等の河川・湿地形成と係わり深い土壌が広域に分布し、その後背地に「黒ボク土壌」が現れる。事業実施区域の土壌は、荒川の周囲に見られる各種の『低地土壌』が広く分布する(図 3-7 参照)。
	地 盤 の 状 況	<ul style="list-style-type: none"> 事業実施区域及びその周辺の地盤は、事業実施区域及びその周辺における過去 5 年間(平成 25 年 1 月～平成 30 年 1 月)の変動量では、さいたま市大宮区で 14.1 mm、さいたま市浦和区で 14.9 mmの地盤の沈下が生じている。
地 形 及 び 地 質	地 形 の 状 況	<ul style="list-style-type: none"> 事業実施区域及びその周辺の地形は、荒川の周囲に「河原」の地形が発達し、それを取り囲むように「後背湿地」が広域に広がり、これらの地形の中に「自然堤防、湿地、旧流路」等が散在している。「後背湿地」は荒川の左岸側に比べて右岸側に広く分布し、左岸側の上流部では荒川の近隣より「火山灰台地」の形成が見られる。また、ローム層の堆積した「火山灰台地」は荒川の右岸側に比べ左岸側に広く分布し、台地内の小河川沿いに「谷底平野」が発達している。事業実施区域の周囲は、主に「河原」で構成されるほか、「湿地」が点在する(図 3-8 参照)。
	地 質 の 状 況	<ul style="list-style-type: none"> 事業実施区域及びその周辺の地質は、荒川の周囲及び右岸側に河川や海の力による堆積が成因の「沖積層」が広域に分布し、その後背地に低地や浅海底の隆起が成因の「洪積層」が広がる。沖積層は「砂、シルト、粘土、礫、泥」等で、洪積層は「ローム」で地質が構成されている。「沖積層」は荒川の左岸側に比べて右岸側に広く分布し、左岸側の上流部では荒川の近隣より「洪積層」が見られる。また、「洪積層」が主に分布する場所でも、小河川沿いには「沖積層」が見られる。事業実施区域の周囲は、「沖積層」が分布する場所である(図 3-9 参照)。
動 物 及 び 植 物	動 物 の 状 況	<ul style="list-style-type: none"> 事業実施区域及びその周辺における重要な陸上動物としては、哺乳類 1 種、鳥類 82 種、両生類・爬虫類 18 種(6 種・12 種)、昆虫類 164 種、水生生物(魚類・底生動物) 21 種(11 種・10 種)、陸産貝類(土壌動物) 2 種が生息している可能性が考えられる。
	植 物 の 状 況	<ul style="list-style-type: none"> 事業実施区域及びその周辺の植生は、左岸側の上流は「畑地雑草群落、緑の多い住宅、市街地」が広く分布し、下流は「水田雑草群落」が分布する。一方、右岸側の上流は「水田雑草群落」が分布し、下流は「市街地」が分布する。事業実施区域内の植生は、高水敷に「ゴルフ場、公園・グラウンド、水田、畑地」等が広く分布し、「ハンノキ群落、クヌギ群落、マダケやハチク等の竹林」、「カナムグラ群落、メヒシパーエノコログサ群落、セイタカアワダチソウ群落、人工草地」等の樹林地や草地も散在する。また、水際には「ヨシ群落、オギ群落、カナムグラ群落」等が分布し、堤防では「路傍・空地雑草群落」、「チガヤ群落、メヒシパーエノコログサ群落」等が分布する(図 3-10 参照)。 事業実施区域及びその周辺における重要な群落等は、「文化財保護法」(法律第 214 号、昭和 25 年 5 月 30 日)等に基づく国・県・市町の天然記念物が 5 件存在する。 事業実施区域及びその周辺における重要な植物相としては、152 種が生息している可能性が考えられる。

表 3-3(3) 自然的状況の概要

項目	概要	
景観	<ul style="list-style-type: none"> 事業実施区域及びその周辺における主な景観構成要素は、近景が荒川沿いの緑地、農耕地となり、中景及び遠景が緑の多い住宅地や市街地の街並み、西方向遠方に眺望できる富士山や秩父連山の山なみ等がある(図 3-11 参照)。事業実施区域内には、市指定天然記念物である『薬師堂のマキ』が存在する。 事業実施区域及びその周辺における主な眺望点は、事業実施区域内には「東京都健康保険組合運動場・山王公園、西大宮テニスクラブ付近、治水橋、羽根倉橋、荒川自動車道(1)、(2)」の6地点が存在する(図 3-11 参照)。 	
自然とのふれあいの場	<ul style="list-style-type: none"> 事業実施区域及びその周辺における主な自然とのふれあいの場は、公園・緑地が125カ所、史跡が10カ所、河川・池沼・湧水が6カ所、寺社・仏閣が99カ所、寺社・仏閣以外の伝統行事の活動拠点が7カ所、風景の鑑賞活動地点が25カ所、芋掘りやいちご狩り等の農業体験施設が13カ所、天然温泉の施設が2カ所、遊歩道、緑道等が32カ所、サイクリングロードが7コースあり、合計326カ所の自然とのふれあいの場が存在する。 事業実施区域内には公園・緑地が4カ所(西遊馬公園、宝来運動公園、健康組合運動場、荒川総合運動公園)、寺社・仏閣が1カ所(薬師堂(浦和塚本))、鑑賞活動地点が3カ所(錦乃原櫻草園、治水橋周辺の景色、丸堀の景色)、サイクリングロードが2コース(荒川自転車道(さいたま武蔵丘陵森林公園自転車道線)、上尾サイクリングロード)があり、合計10カ所の自然とのふれあいの場が存在する。 	
文化財その他の生活環境	史跡・文化財	<ul style="list-style-type: none"> 事業実施区域及びその周辺における指定・登録文化財等は、293施設が指定されている。また、事業実施区域及びその周辺における県選定重要遺跡は、8施設が指定されている(図 3-12 参照)。このうち事業実施区域内には、「薬師堂のマキ」(さいたま市指定天然記念物)が存在している。
	埋蔵文化財包蔵地	<ul style="list-style-type: none"> 事業実施区域及びその周辺における埋蔵文化財包蔵地は、事業実施区域内に「大久保条里遺跡」が分布している(図 3-12 参照)。
	廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> 事業実施区域及びその周辺におけるごみ処理量等は、さいたま市では総排出量、1人1日当たりのごみ排出量は近年減少傾向にある。
	空間放射線	<ul style="list-style-type: none"> 事業実施区域及びその周辺の空間放射線は、0.028~0.264μSv/hである。
	温室効果ガス	<ul style="list-style-type: none"> 事業実施区域及びその周辺における平成28年度の温室効果ガス排出量は、平成2年度と比較して、さいたま市で18.45%、川越市で6.68%、上尾市で1.92%増加している。 「地球温暖化対策の推進に関する法律」(法律第117号、平成10年10月9日)に基づく事業実施区域及びその周辺における「地球温暖化対策計画」の策定状況は、「地球温暖化対策計画(事務事業編)」は川島町を除く市町で策定されており、「地球温暖化対策計画(区域施策編)」は、政令指定都市のさいたま市と中核市の川越市で策定されている他、上尾市、戸田市、新座市、富士見市、ふじみ野市の5市でも策定されている。

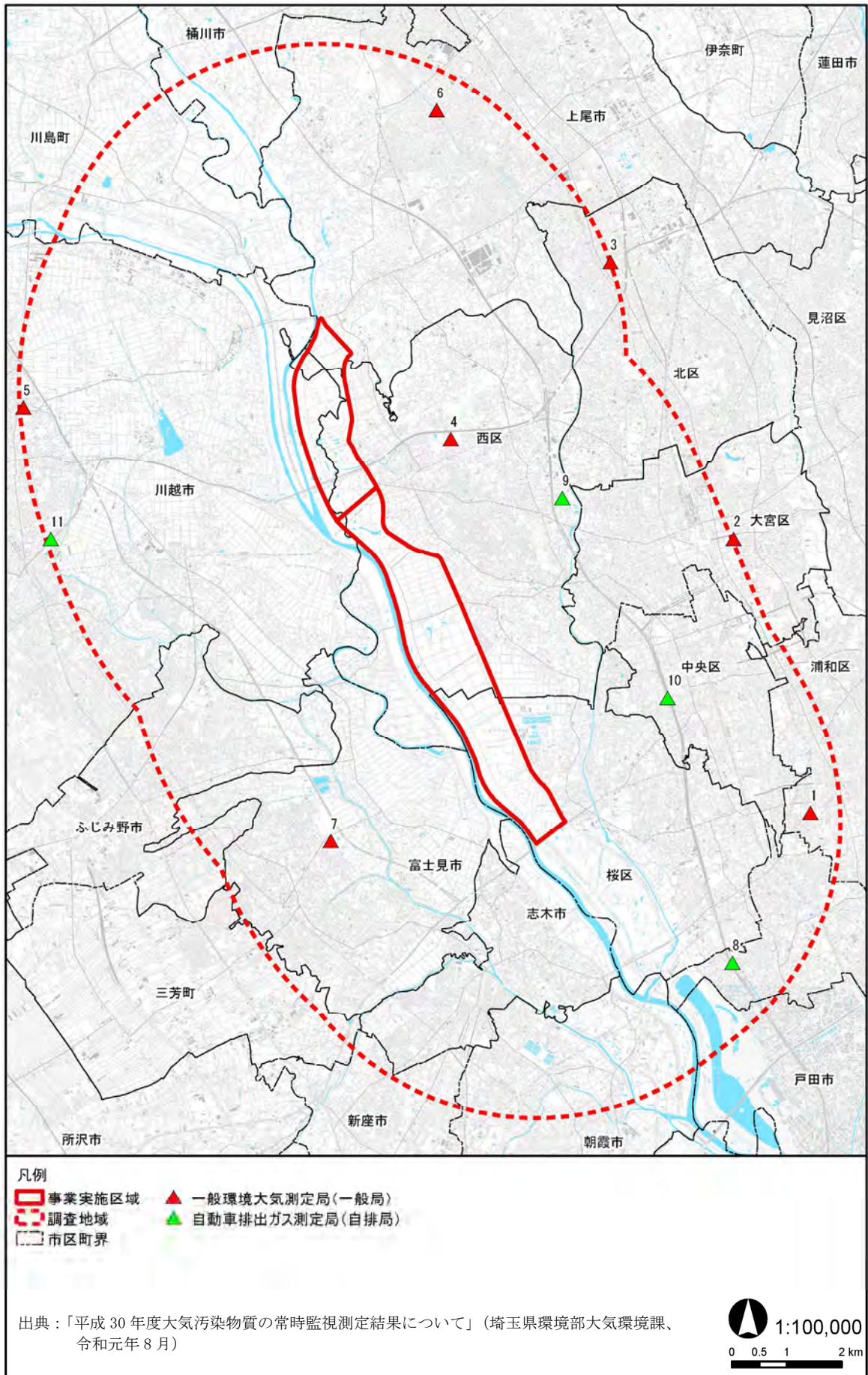


図3-4 事業実施区域及びその周辺の大気測定局位置

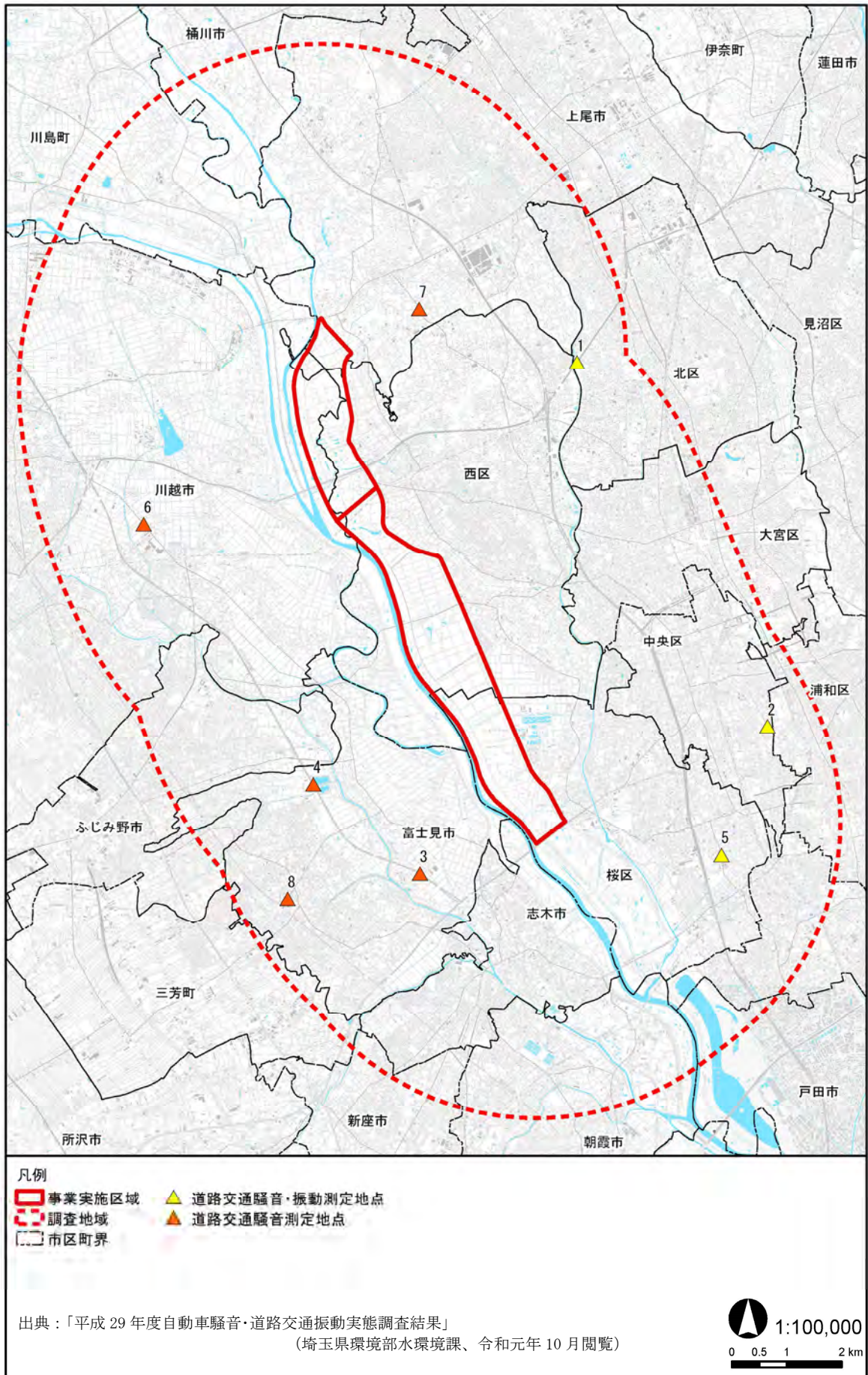


図 3-5 事業実施区域及びその周辺の騒音・振動調査地点位置

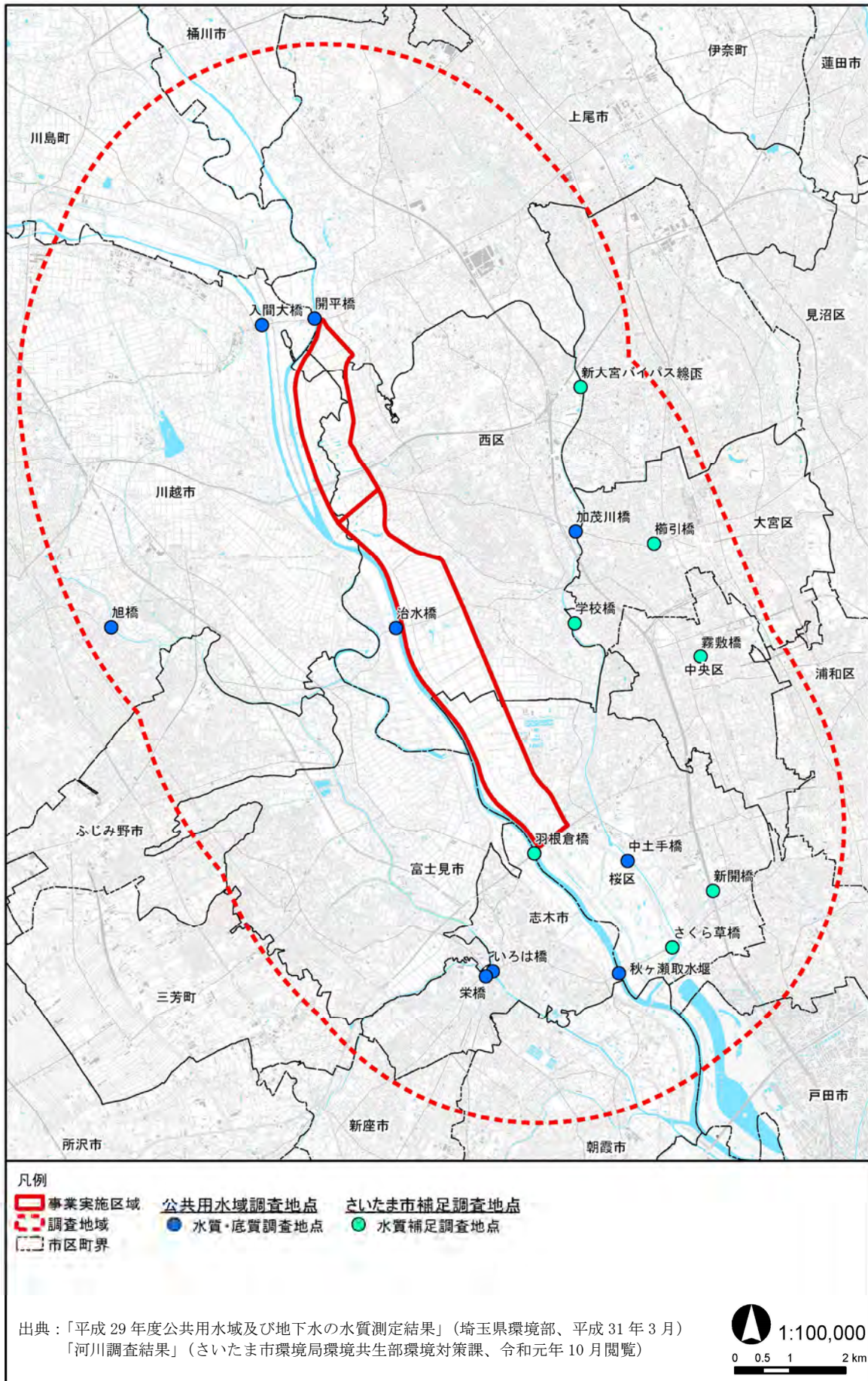


図 3-6 事業実施区域及びその周辺の河川水質・底質調査地点位置

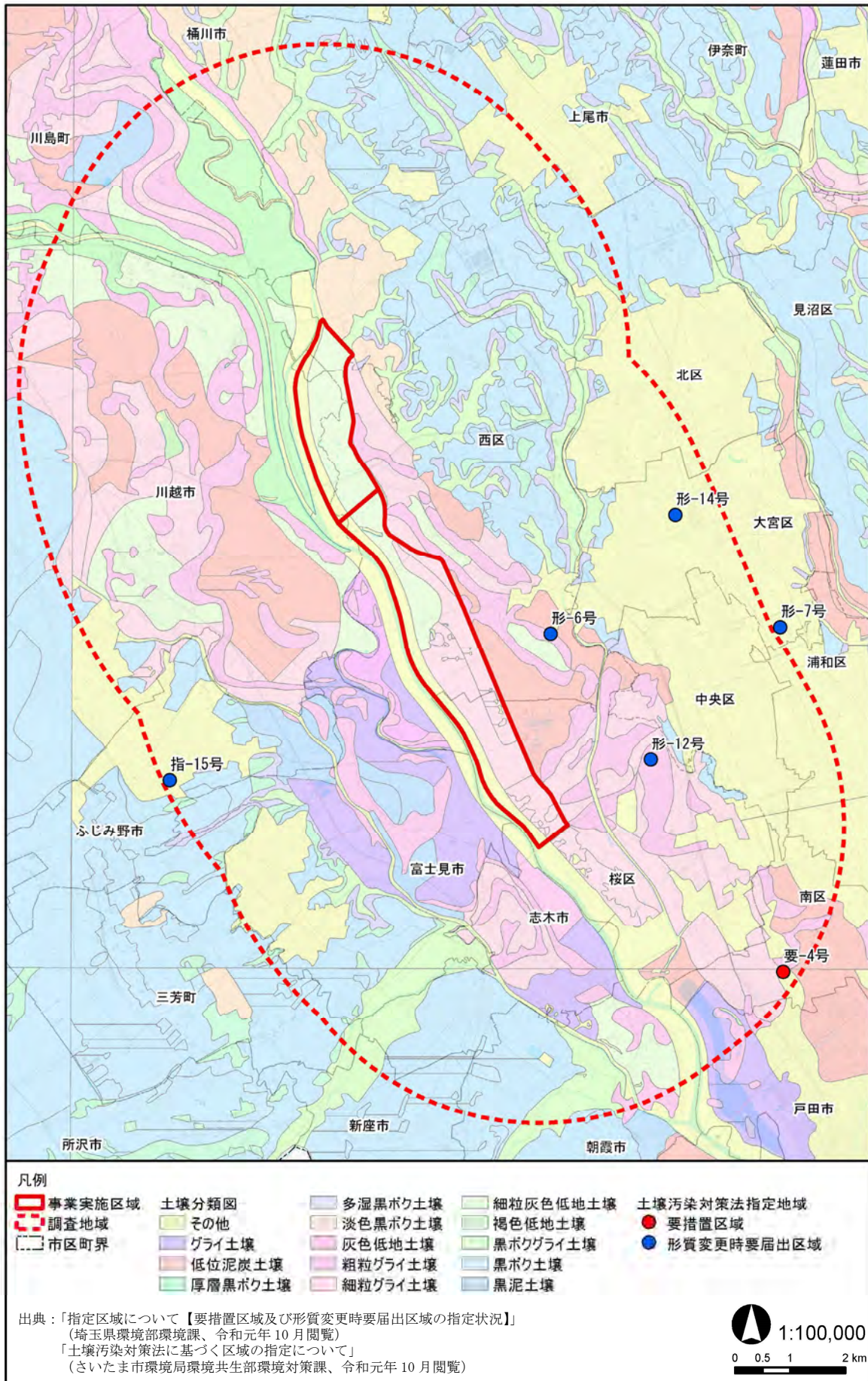


図 3-7 土壌分類図

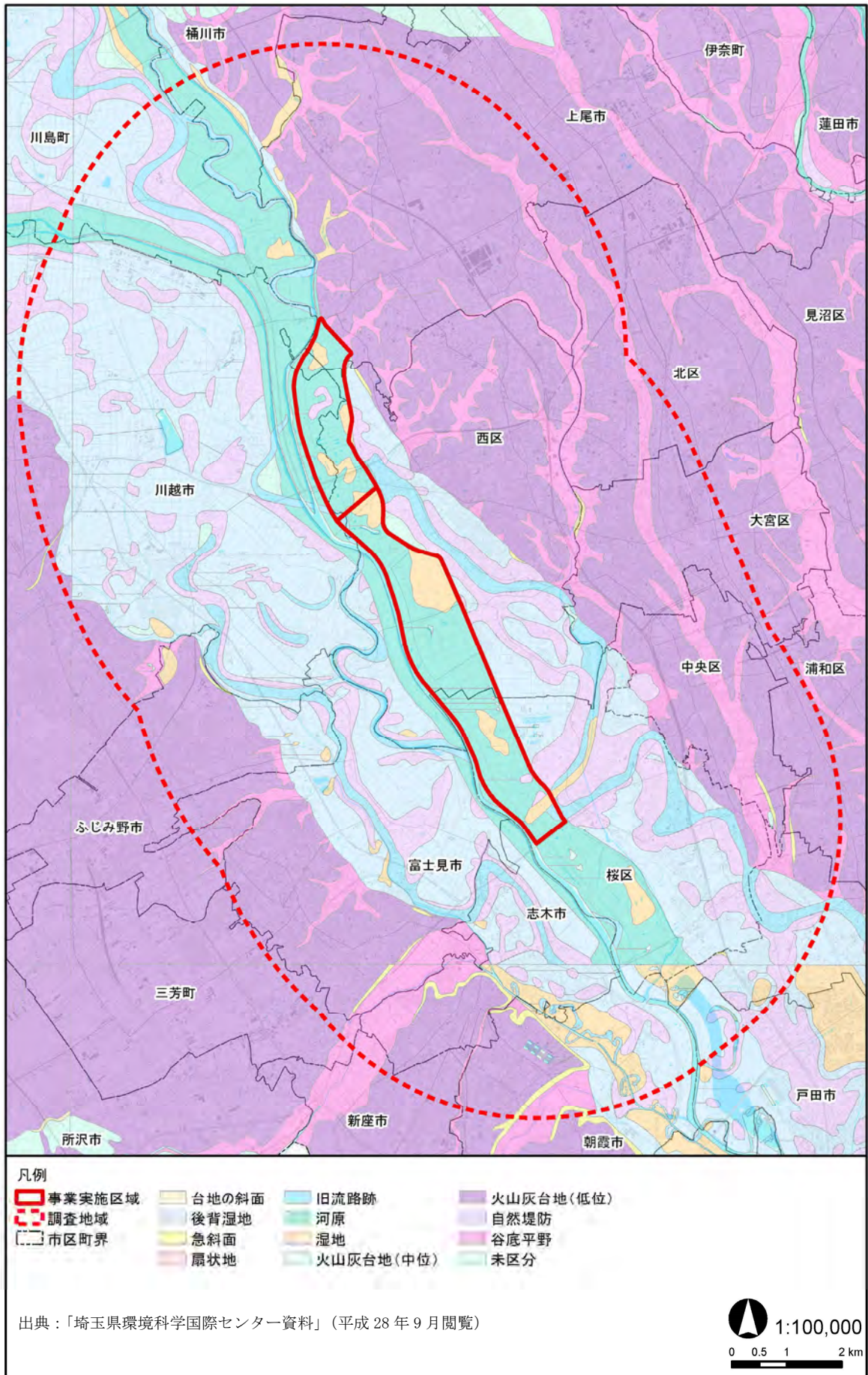


図3-8 地形分類図

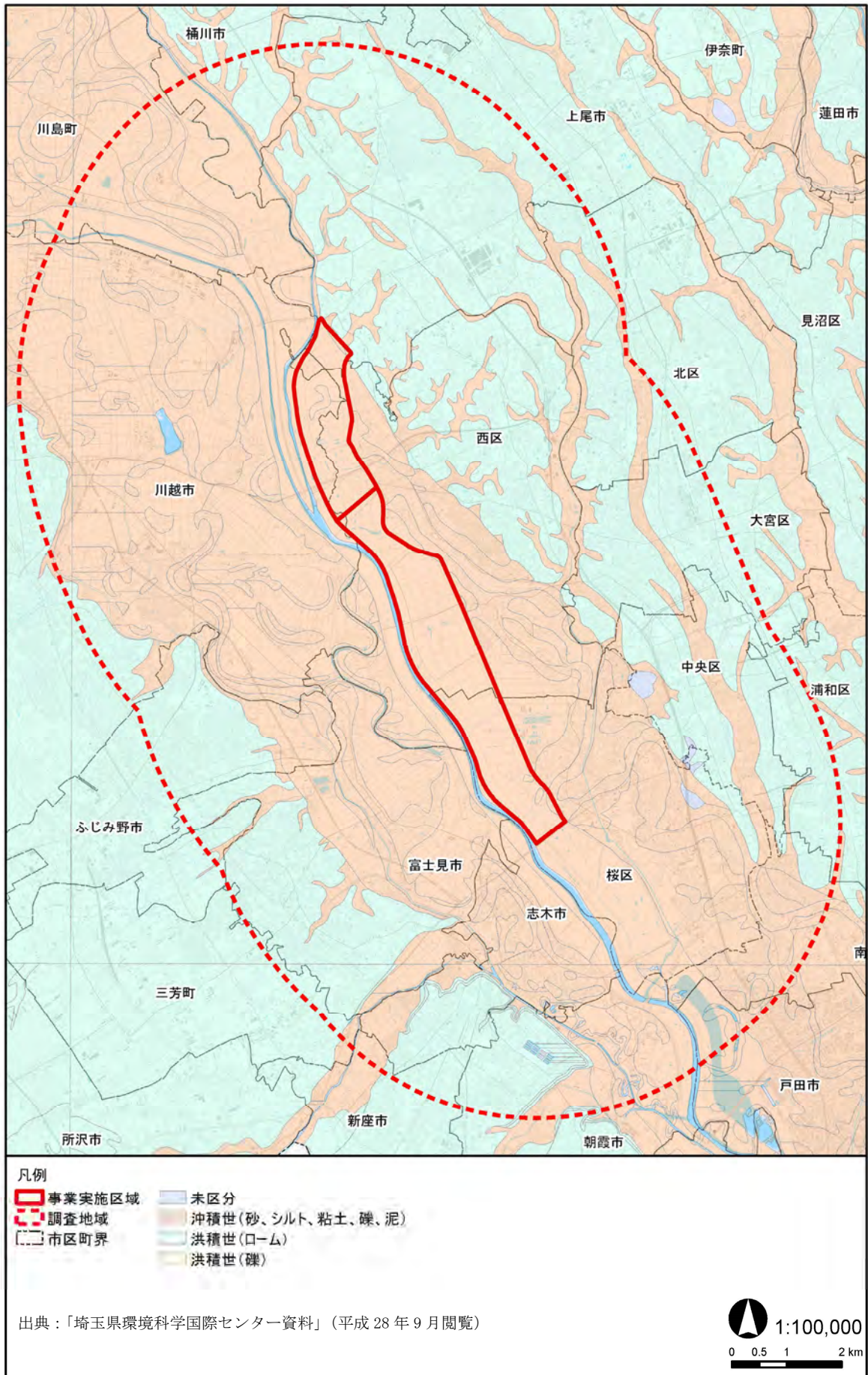


図 3-9 表層地質図

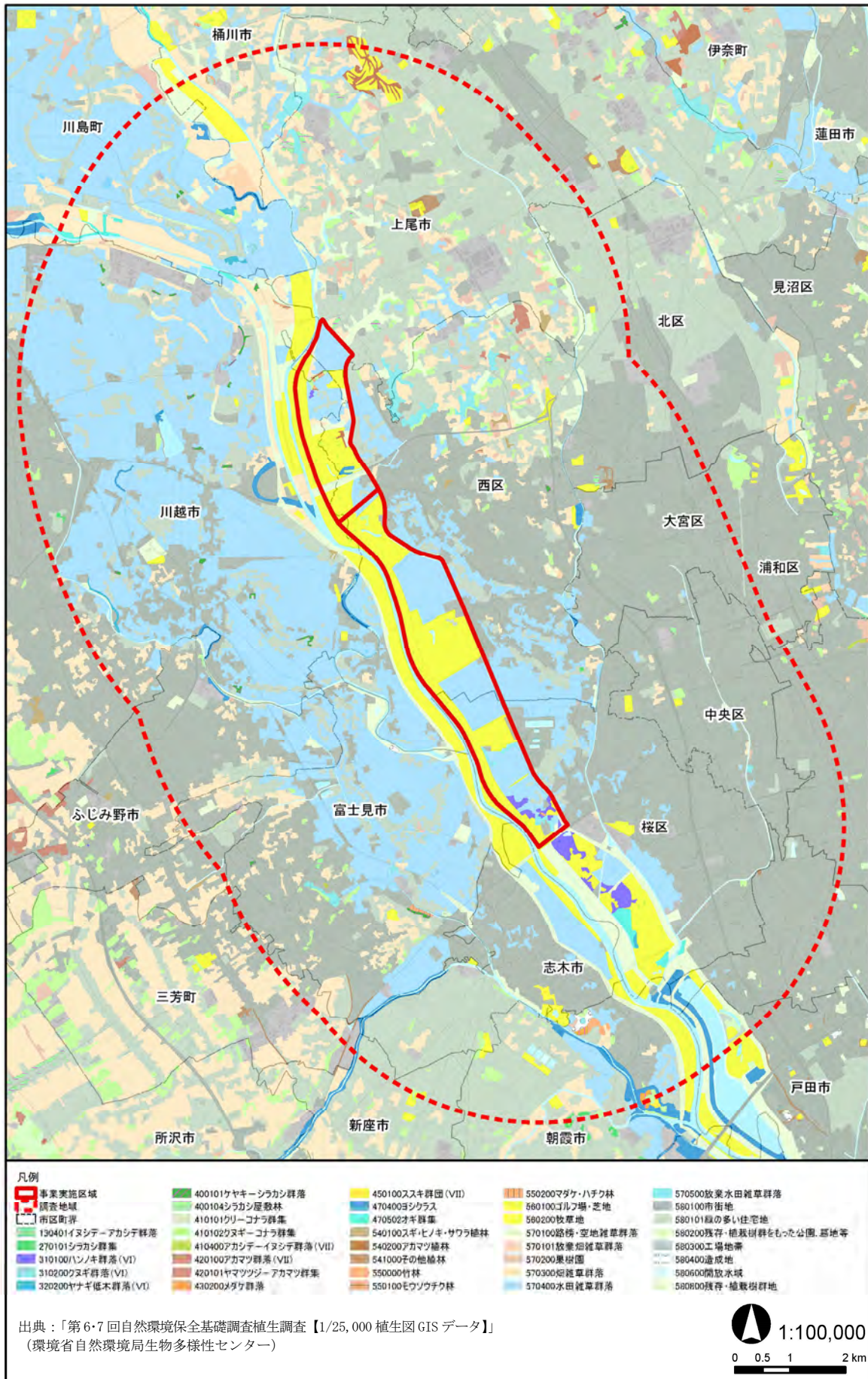


図 3-10 現存植生図

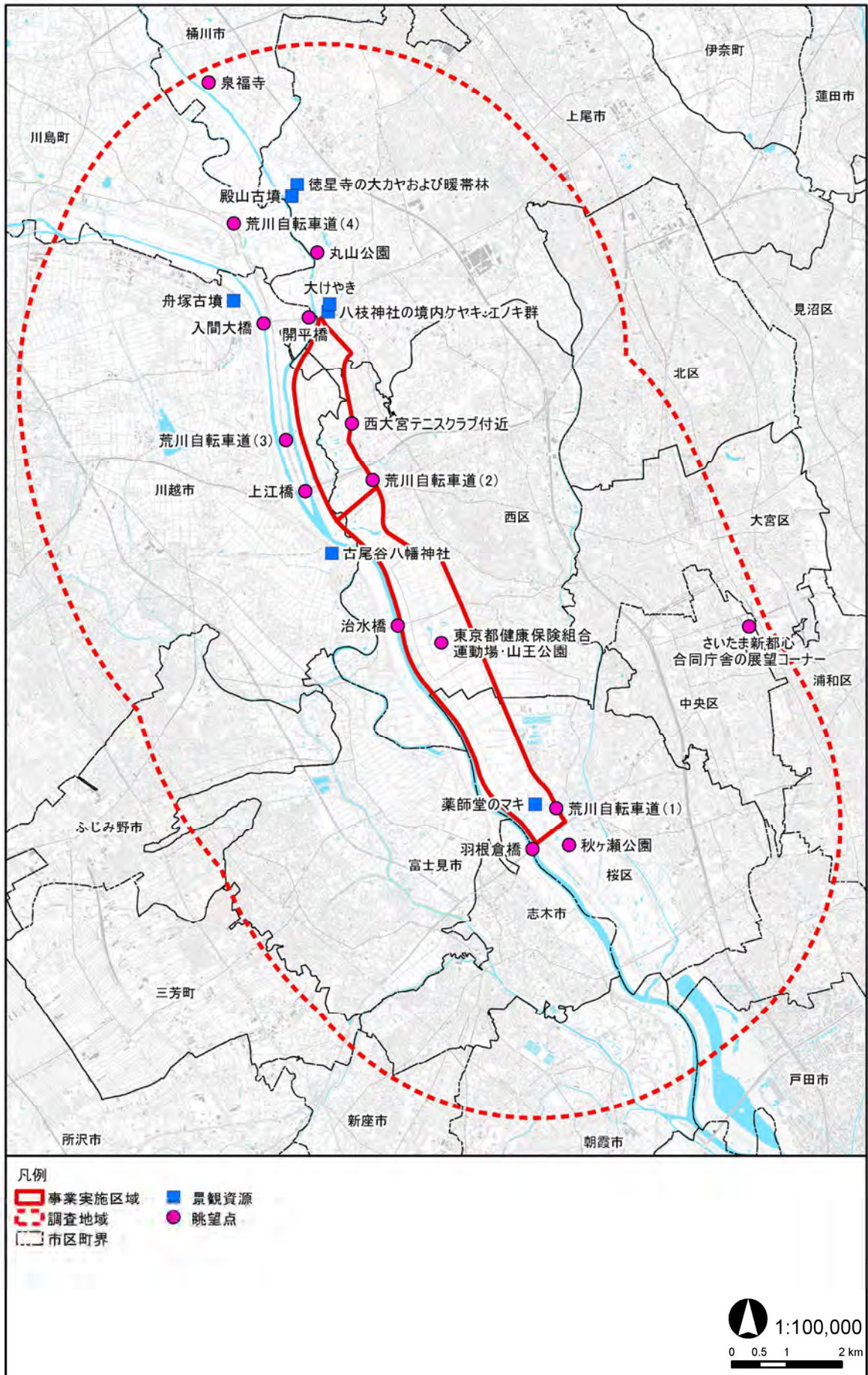


図 3-11 事業実施区域及びその周辺における主な景観資源及び主な眺望点位置

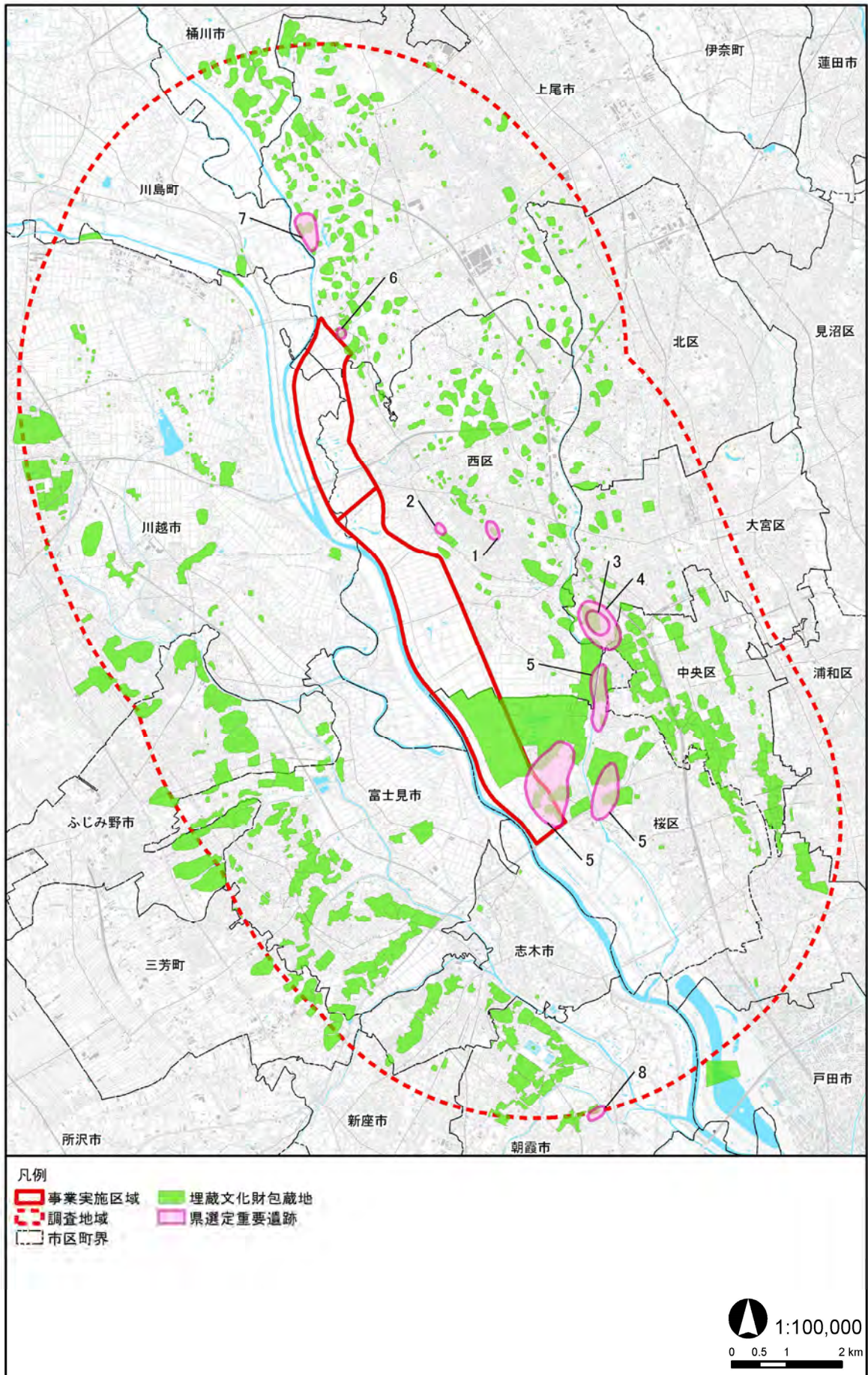


図 3-12 事業実施区域及びその周辺の県選定重要遺跡・埋蔵文化財包蔵地位置

第4章 関係地域

4.1 環境に影響を及ぼす地域の基準

本事業に係る環境に影響を及ぼす地域は、「さいたま市環境影響評価条例施行規則」（平成17年、さいたま市規則第26号）の第4条の別表第2に基づき、「対象事業が実施される区域の周囲1.5キロメートル以内の地域」を基準として設定した。

4.2 関係地域

前項の基準に基づき設定した本事業に係る環境に影響を及ぼす地域は図4-1に示すとおりであり、さいたま市内の2区、さいたま市以外の4市1町の一部が含まれる。

- ・さいたま市西区
- ・さいたま市桜区
- ・上尾市
- ・川越市
- ・富士見市
- ・志木市
- ・川島町

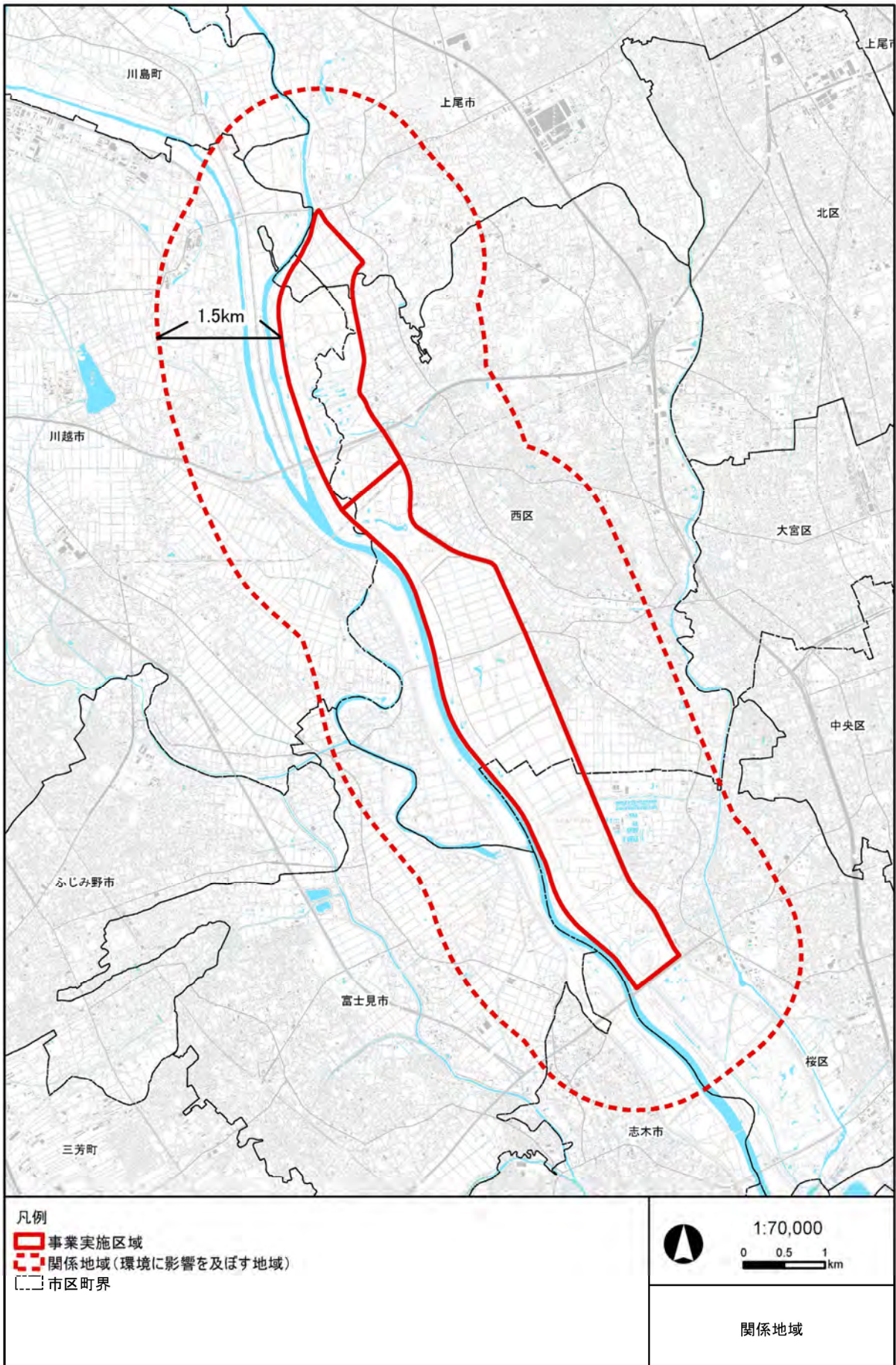


図 4-1 関係地域

第5章 調査計画書についての環境の保全の見地からの意見を有する者の意見概要と事業者の見解

調査計画書についての環境の保全の見地からの意見を有する者の意見概要と事業者の見解は、表 5-1 に示すとおりである。

表 5-1(1) 環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要と事業者の見解

項目	意見概要	事業者の見解
水象	<p>囲繞堤の存在により出水時に上流側で河川水が長時間滞留することが懸念される。</p>	<p>囲繞堤の存在により上流側での水位の変動は発生しますが、事業実施による上流側での滞留時間については長くはならないと予測しています。</p>
	<p>表流水について調査を実施し、工事中及び供用後の表流水への影響について評価する必要がある。</p>	<p>表流水（地下水位）については、調査計画書に示す調査に基づき予測評価を行いました。また、地下水位においては、工事の実施及び施設の存在・供用に伴う影響を調査するため、モニタリングを実施することとしました。（準備書 p10. 5-4, p10. 5-10～21, p10. 5-40～46, p10. 5-48～49）</p>
	<p>環境影響要因として、仕切堤、囲繞堤の工事、仕切堤、囲繞堤の存在・供用に伴う地下水変化を項目として追加する必要がある。</p>	<p>仕切堤及び囲繞堤の整備による地下水への影響については、存在・供用による影響の予測評価を行いました。なお、準備書内では、「調節池」の一部に含めてとりまとめを行いました。（準備書 p10. 5-35～46）</p>
地象	<p>地盤改良工事に伴い、周囲の地形に対して影響を及ぼす可能性がある。</p>	<p>周辺の地形を大きく改変するような地盤改良工事は予定していません。また、事業実施区域周辺には、さいたま市環境影響評価技術指針により影響予測を行うべきとされる「保存すべき地形及び地質」は分布していません。</p>
	<p>環境影響要因として、仕切堤、囲繞堤の工事、仕切堤、囲繞堤の存在・供用に伴う地盤変化を項目として追加する必要がある。</p>	<p>「堤体」による地盤変化については、事業実施区域は河川区域であり、地すべり等の不安定な地形ではなく、囲繞堤は基準を満たす安定勾配で造成することから、土地の安定性に影響を及ぼすおそれはないと想定されるため、環境影響評価項目として選定していません。</p>
動物	<p>哺乳類、鳥類の調査区域は一律ではなく、区分けすべきである。 鳥類は右岸側と左岸側を行き来しているため、右岸側 2km の範囲を調査範囲とすべきである。</p>	<p>調査範囲についてはさいたま市環境影響評価技術指針手引を参考に、対象事業実施区域及びその周辺 200m 程度の範囲を基本とし、地域特性を踏まえ地下水の影響が懸念される範囲を加えた範囲としています。</p>
	<p>チョウゲンボウ等の出現状況を踏まえ、猛禽類の調査範囲を景観と同様の範囲に拡大し、調査地点として横堤の西端を追加する必要がある。</p>	<p>猛禽類の調査範囲は横堤の西端も含め、調査地点については生息状況を網羅的に把握できるように配置しています。</p>
	<p>荒川河川敷のヨシ原には放棄水田のヨシ原があり、オオヨシキリやヨシゴイが繁殖のために飛来するなど、水田とヨシ原を往来する生き物の生息や繁殖の場となっているため、事業の実施にあたり配慮する必要がある。</p>	<p>いただいたご意見については、今後の参考とさせていただきます、必要に応じて検討して参ります。</p>

表 5-1(2) 環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要と事業者の見解

項目	意見概要	事業者の見解
動物	<p>調節池の建設に当たり、食物連鎖の基盤的存在のカエル類が生き残れるかどうか重要な課題である。カエル類は種ごとに生態が異なるので、目標種を定め、その目標種の生息環境の再生を、調節池事業の中で計画的に進める必要がある。</p>	<p>いただいたご意見については、今後の参考とさせていただきます。</p>
	<p>集落跡地周辺にはシュレーゲルアオガエル・ニホンアカガエル・トウキョウダルマガエル・ニホンアマガエルの在来種4種が生息しており、事業の実施にあたり配慮することが必要である。</p>	<p>いただいたご意見については、今後の参考とさせていただきます、必要に応じて検討して参ります。</p>
	<p>ヘイケボタルについて、夜間照明を遮る樹木と、湿潤な草地を取り戻し、地域遺伝子の存続に調節池事業の中で取り組むべきである。</p>	<p>いただいたご意見については、今後の参考とさせていただきます。</p>
	<p>ヘイケボタルの生息場所について、情報の取り扱いには十分な注意が必要である。</p>	<p>本事業で確認された動植物の保全すべき種の情報については、取り扱いに十分注意します。</p>
	<p>工事用道路や調節池の存在により、従来移動できていた生物が孤立する可能性がある。個体群を孤立させないような手法について、検討する必要がある。</p>	<p>地域の生態系への影響については、生態系の「典型性」として予測評価を行いました。（準備書 p10. 8-55）</p>
	<p>湛水時の水田を対象とした動物調査を実施する必要がある。</p>	<p>動物調査の時期については、水田が湛水する春季～夏季の動物相が把握できるよう設定し、調査を行いました。（準備書 p10. 6-10～13）</p>
	<p>調査計画書の p 5-153 について、表 5. 1-61 の種数と本文中に示された種数が不整合である。</p>	<p>ご指摘箇所については表中の数値が正しいため、準備書の記載部分を訂正しました。（準備書 p3-149）</p>
植物	<p>改変される地域の面積と植物の種数、量について、現況の把握と供用後の予測評価を行うべきである。</p>	<p>植生及び植物相について調査を行い、保全すべき種及び植生、緑の量の変化について、事業により改変される範囲を踏まえた影響の予測評価を行いました。（準備書 p10. 7-166～168）</p>
	<p>荒川河川敷のヨシ原には放棄水田のヨシ原があり、以下の絶滅危惧種が生育しているため、事業の実施にあたり配慮が必要である。 イヌスギナ・シロバナサクラタデ・ハンゲショウ・アズマツメクサ・タコノアシ・ウスゲチヨウジタデ・エキサイゼリ・ミゾコウジュ・ヒメナミキ・ゴキヅル・フジバカマ・オグルマ・ホソバオグルマ・ヘラオモダカ・ウマスケ・マツカサススキ・ヌマアゼスゲ</p>	<p>いただいたご意見については、今後の参考とさせていただきます、必要に応じて検討して参ります。</p>

表 5-1(3) 環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要と事業者の見解

項目	意見概要	事業者の見解
植物	<p>荒川河川敷のヨシ原には氾濫原野のヨシ原（湿生草原）があり、以下の種が生育しているため、事業の実施にあたり配慮が必要である。</p> <p>コヒロハハナヤスリ・ヒロハハナヤスリ・ノダイオウ・ノカラマツ・ナガボノシロワレモコウ・ノウルシ・シムラニンジン・ヌマトラノオ・チョウジソウ・コカモメヅル・ハナムグラ・バアソブ・ノニガナ・アマナ</p>	<p>いただいたご意見については、今後の参考とさせていただきます。必要に応じて検討して参ります。</p>
	<p>シムラニンジンについて、田島ケ原サクラソウ自生地でも少数が孤立状況で長年続いていることから、種子を保護することが必要である。</p>	<p>いただいたご意見については、今後の参考とさせていただきます。</p>
	<p>ノダイオウについて、形態的に似たものは全域で見られるが、殆どが外来種ナガバギシギシと交雑しているため、種子を確認して保護することが必要である。</p>	<p>いただいたご意見については、今後の参考とさせていただきます。</p>
	<p>ヒロハハナヤスリ、コヒロハハナヤスリについて、春の一時期だけ地上部の栄養葉と胞子葉が観られるが、地面に接して生育しているため、乾燥や伐開など環境の変化に弱い。普通に群生していたが河川敷の土地改変・伐開により僅かになっている。自生地の保護が必要である。</p>	<p>いただいたご意見については、今後の参考とさせていただきます。</p>
	<p>荒川河川敷の水田と畔には以下の種が生育しているため、事業の実施にあたり配慮することが必要である。</p> <p>シャジクモ・ミズワラビ・ヒメミソハギ・オオアブノメ・キクモ・カワヂシャ・タウコギ・ウリカワ・ミズオオバコ・ミズアオイ・ヒロハイヌノヒゲ・イチョウウキゴケ・コイヌガラシ</p>	<p>いただいたご意見については、今後の参考とさせていただきます。必要に応じて検討して参ります。</p>
	<p>既存資料調査で、「国の特別天然記念物田島ケ原サクラソウ自生地」関連の資料を追加すること。</p>	<p>田島ケ原の「サクラソウ自生地」について、既存文献を確認し、準備書に記述を追加しました。（準備書 p3-168）</p>
	<p>荒川流域を代表する湿生草地の植物遺伝子を「田島ケ原サクラソウ自生地」だけで守ることはできないので、事業において、荒川第二調節池内の原野の保全管理を行う必要がある。</p>	<p>いただいたご意見については、今後の参考とさせていただきます。</p>

表 5-1(4) 環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要と事業者の見解

項目	意見概要	事業者の見解
植物	<p>この原野には、サクラソウが生育可能な立地条件が存在するので、サクラソウの導入も課題である。 湿生原野を代表するサクラソウの再生は荒川第二・第三調節池事業のシンボルとなる取組である。</p>	<p>いただいたご意見については、今後の参考とさせていただきます。</p>
	<p>塚本横堤防から、荒川総合運動公園にかけて存在する表土には、多くの水田野草の種子が存在し、貴重な未来へ引き継ぐ財産であるから、この土壌を消失させないこと。</p>	<p>本事業では、当該区域の変更は行いません。</p>
	<p>掘削した土砂には埋土種子等があり、この地域の遺伝資源や微生物が多く含まれているため、植生の復元や、堤体の表土として、掘削土砂を有効的に活用する計画を立案し、評価すべきである。</p>	<p>掘削により発生した土砂については、できる限り事業実施区域内で有効活用することとし、評価を行いました。（準備書 p2-9, p10. 12-14）</p>
	<p>堤体の法面の緑化にあたっては、植生が外来種ばかりにならないよう、既往の調査成果を活用し、草地植生の専門家の協力を仰ぎ検討すること。</p>	<p>いただいたご意見については、今後の参考とさせていただきます。</p>
動物及び植物	<p>動植物の調査は種のみでなく、生息・生育環境についても調査を実施すべきである。</p>	<p>動植物の調査は種のみでなく、生息・生育環境についても調査を行いました。（準備書 p10. 6-20～39）</p>
	<p>動植物調査の既存資料調査について、「荒川第二調節池予定地」の資料が「荒川第三調節池」と比べて少ないので、調査を丁寧に行い、その保全価値を正當に評価すること。</p>	<p>調査計画書に示す調査に基づき予測評価を行いました。（準備書 p10. 6-1～13, p10. 7-1～6）</p>
	<p>外来生物について、調査と対策が入っていない理由は何か。外来種等の侵入についても予測評価をすべきである。</p>	<p>動植物については、外来種の生息・生育状況も含めて調査を行い、調査計画書に基づき予測評価を行いました。（準備書 p10. 6-14～19, p10. 7-7, p10. 8-21～29, p10. 8-51～61）</p>
	<p>横堤とその周辺、荒川の水面周辺の茂み、点在するヨシ原等の自然空間において、動物調査、植物調査を実施する必要がある。</p>	<p>動物及び植物の調査については、横堤とその周辺、荒川の水面周辺の茂み、点在するヨシ原等も範囲に含め、調査を行いました。（準備書 p10. 6-3～9, p 10. 7-4）</p>

表 5-1(5) 環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要と事業者の見解

項目	意見概要	事業者の見解
生態系	<p>下記の影響を考慮した上で、生物多様性をどのようにして維持又は増やすのかの計画が立案できるような調査をすべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・堤体の建設による既存植生の消失、芝張りによる植生の単純化 ・持ち込まれる表土による遺伝子汚染 ・土壌改良剤等によるアルカリ化 ・日照阻害 ・浸透水の変化等 	<p>堤体等の整備による動植物及び生態系への影響については、調査計画書に示す調査に基づき予測評価を行いました。（準備書 p10. 6-42～52, p10. 7-49～55, p10. 8-50～61）</p> <p>いただいたご意見については、今後の参考とさせていただきます。</p>
	<p>動植物について、「保全すべき種」以外の種についても調査を行い、種数、個体数を把握し、影響を評価する必要がある。その結果に基づき、変化の程度を予測し、環境保全措置を検討し、生物多様性を保全すべきである。</p>	<p>動植物については保全すべき種以外の種も含めて網羅的に生息・生育状況の調査を行い、地域の生態系への影響について予測評価を行いました。（準備書 p10. 6-14～19, p10. 7-7, p10. 8-34～35, p10. 8-51～61, p10. 8-80～95）</p>
	<p>生物多様性や動植物の変化を把握するためにも、工事の履歴や土地（地形、土壌等）変化の履歴等に関する調査が必要である。</p>	<p>本環境影響評価では、事業の実施により影響を受ける自然環境の現況からの変化について、予測評価を行いました。現在の環境の把握については、過去の航空写真の比較や文献等を踏まえて行いました。（準備書 p10. 8-9～17）</p>
	<p>昔の環境が残っているところは残し、失われた環境の調査をし、それを復元することが必要であり、そうした過去の環境の状況についての調査が不十分と思われる。</p>	<p>本環境影響評価では、事業の実施により影響を受ける自然環境の現況からの変化について、予測評価を行いました。現在の環境の把握については、過去の航空写真の比較や文献等を踏まえて行いました。（準備書 p10. 8-9～17）</p>
	<p>過去に存在していた湿地や多様な草地・河畔林等を復元することが望ましい。</p>	<p>いただいたご意見については、今後の参考とさせていただきます。</p>
	<p>対象事業実施区域周辺のみでなく、上流の環境についても把握すべきである。</p>	<p>いただいたご意見については、今後の参考とさせていただきます。</p>
	<p>気象の変化による自然環境の変化も考慮する必要がある。</p>	<p>本環境影響評価では、事業の実施により影響を受ける自然環境の現況からの変化について、予測評価を行いました。（準備書 p10. 8-50～61）</p>

表 5-1(6) 環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要と事業者の見解

項目	意見概要	事業者の見解
生態系	<p>河川区域内の集落跡とその周辺は、シラカシやケヤキの屋敷林に守られて水塚が点在し、水田、ハンノキ林やマダケやハチクの竹藪、畑、草地がパッチワークのように存在する多様で貴重な環境が残っており、事業の実施にあたり配慮が必要である。</p> <p>河畔林はオオタカやフクロウ、ホンドキツネなど生態系における高次動物が生息し、林縁の灌木や草地と水田間を往来する生き物が利用しており、事業の実施にあたり配慮が必要である。</p>	<p>いただいたご意見については、今後の参考とさせていただきます、必要に応じて検討して参ります。</p>
	<p>繁殖維持に人工物を頼らない自然再生を調節池事業と併せて進めるべきである。</p>	<p>いただいたご意見については、今後の参考とさせていただきます。</p>
	<p>「荒川第二調節池予定地」の環境特性は湿生環境で、カエル類の種類や量が多い集落跡地周辺、絶滅危惧植物が集団となって自生する原野など、その保全には生息生育条件に適した水環境が担保される必要がある。環境条件の整備と共に保全・再生を環境アセスメントの目標にすることが必要である。</p>	<p>事業実施にあたっては、環境影響評価手続き等の着実な実施等を通じて、環境の保全に努めます。</p>
	<p>第二調節池について、農家の高齢化に伴う、現況維持区域の自然環境の破壊、動植物の生息生育環境の破壊が懸念されるため、水田の維持にあたり、非農家でも就農できる営農組織を立ち上げるなど公有地化を図り、自然環境の保全が望まれる。</p>	<p>本環境影響評価の環境保全措置として、営農に係る施策の実施は考えていません。</p>
	<p>「荒川第二・三調節池予定地」の建設事業は、河川法の目的である「治水」と「環境」の真の調和を図るためのランドデザインを共有し、これまでの「治水」先行事業を見直して、区域内の重要環境は、最優先で保全・再生すると共に、その環境条件を将来にわたって維持するための管理方策も十分に検討する、合理的な事業展開が進められる必要がある。</p>	<p>事業実施にあたっては、環境影響評価手続き等の着実な実施等を通じて、環境の保全に努めます。</p>
	<p>残っている自然空間の位置の把握を目的とした土地利用の実態調査を行うべきである。</p>	<p>動植物の生息生育環境の空間的な分布については、動物調査、植物調査の結果及び地形の状況等の物理環境の状況を踏まえて整理を行いました。また、自然空間の利用状況については、調査計画書に示す自然とのふれあいの場の現地調査に基づき調査を行いました。（準備書 p10. 10-1～13）</p>

第6章 調査計画書についての市長の意見と事業者の見解

調査計画書に関する市長の意見と事業者の見解は、表 6-1、表 6-2 に示すとおりである。

表 6-1 市長の意見と事業者の見解（総括事項）

市長の意見	事業者の見解
準備書は、さいたま市環境影響評価技術指針及び同手引に従って作成すること。	さいたま市環境影響評価技術指針（平成 28 年 10 月 1 日）及び同手引に従って作成しました。
準備書は縦覧に供することから、その作成にあたっては、難解な表現を避け、専門用語には注釈を加えるなどして、一般に分かりやすいものとなるよう配慮すること。	準備書の作成にあたっては、難解な表現を避け、専門用語には注釈を加えるなどして、一般に分かりやすいものとなるよう配慮しました。

表 6-2(1) 市長の意見と事業者の見解（調査方法）

項目	市長の意見	事業者の見解
全体事項	本事業は、川の中に囲繞堤を新設し、高水敷を調節池化するものである。そのため囲繞堤および越流堤の高さによって、事業実施後の調節池（現在の高水敷）の冠水頻度、冠水期間及び冠水面積の変化が予想される。冠水頻度、冠水期間及び冠水面積の変化は多数の評価項目に影響があると考えられることから、様々な知見を取り入れ、起こりうる事象を勘案の上、予測及び評価すること。	現況と供用後の、冠水頻度、冠水期間及び冠水面積の変化を勘案の上、他事例等も参考にし、予測評価を行いました。（準備書 p10. 5-35～39）
大気質	ア 二酸化窒素濃度の調査・予測 自動車や建設機械作動時に排出される窒素酸化物は、その大部分が一酸化窒素として排出された後に時間と共に酸化されて二酸化窒素に変化することから、調査・予測にあたっては、二酸化窒素と同時に一酸化窒素濃度も対象とすること。	大気質の調査・予測は、一酸化窒素濃度も対象として、「道路環境影響評価の技術手法」等に基づき行いました。（準備書 p10. 1-1～3, p10. 1-9）
	イ 複数の影響要因の重合による評価 大気質の測定は、建設機械の稼働と資材運搬等の車両の走行が最大となることを想定し、かつ両方同時に稼働している場合の最大値を考慮すること。	大気質の予測地点は、建設機械の稼働と資材運搬等の車両の走行のそれぞれの最大影響を踏まえて、工事の最盛期を想定して設定しました。工事中の大気質については、建設機械の稼働と資材運搬等車両の走行がそれぞれ最大となる時期を想定して予測評価を行いました。また、両方同時に稼働している場合の最大値についても予測評価を行いました。（準備書 p10. 1-26～28, p10. 1-46～48, p10. 1-55）
騒音	ア 建設機械の稼働に伴う騒音の評価 堤体等の工事（掘削含む）の建設工事用機械の稼働に伴う騒音について、環境影響評価法に基づく基本的事項に、選定項目に係る環境要素に関する基準又は目標が設定されている場合は、それについて検討されるものとなっていることから、環境基準で評価すること。	環境影響評価法に基づく基本的事項において、工事の実施に当たって長期間にわたり影響を受けるおそれのある環境要素に関する環境基準が定められている場合には当該環境基準との整合性を検討することとされておりますが、本事業において保全対象施設に影響を及ぼすと考えられる仕切堤工事は長期間に及ばないため、騒音規制法に基づき評価を行いました。（準備書 p2-8, p10. 2-37～39）

表 6-2(2) 市長の意見と事業者の見解（調査方法）

項目	市長の意見	事業者の見解
騒音	イ 学校環境衛生基準 建設工事用機械の稼働に伴う騒音について、長期間の事業になるため、事業地周辺の学校について、学校保健安全法に基づく学校環境衛生基準に基づいて評価すること。	建設機械の稼働に伴う騒音については、事業実施区域近傍に存在する学校（浦和北高校、大宮武蔵野高校）において、学校保健安全法に基づく学校環境衛生基準に基づき予測評価を行いました。（準備書 p10. 2-37～39）
	ウ 予測・評価 長期間の事業になることから、騒音の測定については、最盛期を設定するとともに、測定時期を振り分け、車両の走行が集中するルート等を十分勘案の上、予測及び評価すること。	騒音の予測地点及び予測時期は、建設機械の稼働と資材運搬等の車両の走行のそれぞれの最大影響を踏まえて、工事の最盛期を想定して設定しました。 資材運搬等の車両の走行に伴う騒音については、資材運搬等の車両の走行ルートにおける現況の交通量や騒音の状況等を踏まえて予測評価を行いました。（準備書 p10. 2-30～36, p10. 2-40～41）
水質・水象	ア 水質への影響 越流堤を越えて調節池に流れ込む水は、水面付近の水のため、水よりも比重の小さい無機および有機物（浮遊物）が大量に流れ込み、さらに排水の際は貯留されていた期間に増加した有機物が川に流れ出すことが考えられる。それらの有機物の処理や影響についても検討すること。	調節池の運用において、本川の水位低下に合わせて水位を低下させることから、池内の水の滞留時間が現況と大きく変化することは想定しておらず、池内に存在する有機物量が大幅に増加すること（アオコの発生等）は想定されないため、排水時に荒川本川に流れ出る有機物の量としては、現況と供用後で減少あるいは変わらないと考えます。
	イ 予測・評価 水質・水象の予測評価においては、築堤高さ、冠水状況の変化、調節池の運用方法を考慮すること。	水質・水象については、築堤高さ、冠水状況の変化、調節池の運用方法を踏まえて予測評価を行いました。（準備書 p10. 5-35～39）
動物・植物・生態系	ア 生態系の変化 調節池の建設により、圍繞堤の築堤、土地利用の変化及び冠水状況の変化が生じることから、川と高水敷を利用している生態系への影響を加味し、予測及び評価を行うこと。また、圍繞堤の高さと生態系に与える影響の関係を調査するとよい。	生態系については、土地利用の変化及び冠水状況の変化を踏まえて予測評価を行いました。（準備書 p10. 6-49～51, p10. 8-9～17）
	イ 動物・植物・生態系への影響 第一調節池事業の実施状況を踏まえ、事業実施による動物・植物・生態系への影響を考慮すること。	動物・植物・生態系について、第一調節池事業実施後の環境変化等を踏まえて予測評価を行いました。（準備書 p3-172～176）
自然とのふれあいの場	自然とのふれあいの場として利用している関係者と意見交換等を行い、工事の実施に伴う自然とのふれあいの場への交通手段への影響や交通手段の阻害の程度などを考慮して、予測及び評価を行うこと。	自然とのふれあいの場については、利用者及び地域住民へのアンケート調査により自然とのふれあいの場の利用状況を踏まえて予測評価を行いました。（準備書 p10. 10-1～12, p10. 10-14～20）
地域交通	地域交通の評価方法について、交通安全に関する評価については定性的な評価になる場合であっても明記すること。	地域交通の評価方法について、準備書に明記しました。（準備書 p10. 15-51～52）

第7章 環境影響評価項目の選定

7.1 調査項目

7.1.1 環境影響評価要因の把握

「第2章 対象事業の名称、目的及び概要」において示した事業内容に基づき、環境に影響を及ぼすおそれのある要因（以下「環境影響要因」という。）を抽出した。

工事中における環境影響要因は、「建設機械の稼働」、「資材運搬等の車両の走行」、「堤体等の工事(掘削含む)」、「工事用道路等の設置工事」が、供用開始後における環境影響要因は、「調節池の存在・供用」、「放水」があげられる。

なお、本事業の実施に伴う環境影響要因について、工事中に道路の付替を実施しないことから、工事中における環境影響要因として「道路の付替工事」は抽出しない。また、供用後において、堤体は調節池の一部に含めて扱うこと、また、付替道路が存在しないことから、供用後における環境影響要因として、「堤体の存在」、「付替道路の存在・供用」は抽出しない。

本事業の実施に伴う環境影響要因は、表7-1に示すとおりである。

表7-1 本事業の実施に伴う環境影響要因

環境影響要因	環境影響を及ぼす時期	環境影響要因の区分	環境影響要因の詳細
調節池の建設	工事中	工事	建設機械の稼働 資材運搬等の車両の走行 堤体等の工事(掘削含む) 工事用道路等の設置工事
	供用開始時	存在・供用	調節池の存在・供用 放水

7.1.2 環境影響評価項目の選定

環境影響評価項目は、対象事業の特性と周囲の自然的、社会的状況、対象事業の該当地域を勘案し、「さいたま市環境影響評価技術指針」(平成28年10月さいたま市)に示す「(2)放水路又は堰の建設 (20)調節池の設置」事業の環境影響要因と調査・予測・評価の項目との関連表に準拠して選定した。

選定した項目は、表7-2に示すとおりであり、大気質、騒音・低周波音、振動、水質、水象、動物、植物、生態系、景観、自然とのふれあいの場、史跡・文化財、廃棄物等、温室効果ガス等、コミュニティ、地域交通の15項目を選定した。

表 7-2 環境影響評価の項目

環境影響評価の項目		環境影響評価要因	工事				存在・供用		
			建設機械の稼働	車両の走行	資材運搬等の(掘削含む)堤体等の工事	工事用道路等の設置工事	池の存在・供用	放水	
環境の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき項目	大気質	二酸化窒素又は窒素酸化物	○【◎】	○【◎】					
		二酸化硫黄又は硫黄酸化物							
		浮遊粒子状物質	△【◎】	△【◎】					
		炭化水素							
		粉じん		○【◎】	○【◎】	○【◎】			
	大気質に係る有害物質等								
	騒音・低周波音	騒音	○【◎】	○【◎】					
		低周波音							
	振動	振動	○【◎】	○【◎】					
	水質	公共用水域の水質	生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量					○【×】	○【×】
			浮遊物質			○【◎】	○【◎】	○【×】	○【◎】
			窒素及びリン					○【×】	
			水温					○【×】	○【×】
			水素イオン濃度			△【◎】			
			溶存酸素量					○【×】	
			その他の生活環境項目						
		底質	健康項目等						
			強熱減量						
			過マンガン酸カリウムによる酸素消費量						
	地下水の水質	底質に係る有害物質等							
		地下水の水質に係る有害項目							
	水象	河川等の流量、流速及び水位			○【◎】		○【◎】	○【◎】	
		地下水の水位及び水脈					【◎】		
		温泉及び鉱泉							
		堤防、水門、堰等の施設					【◎】		
土地の安定性				○【×】					
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき項目	動物	保全すべき種	△【◎】	△【◎】	△【◎】	△【◎】	△【◎】		
	植物	保全すべき種			△【◎】	△【◎】	△【◎】		
		保全すべき植生及び群落			△【◎】	△【◎】	△【◎】		
生態系	緑の量					△【◎】			
人と自然との豊かなふれあいの確保及び快適な生活環境の保全を旨として調査・予測及び評価されるべき項目	景観	地域を特徴付ける生態系			△【◎】	△【◎】	△【◎】		
	自然とのふれあいの場	景観資源(自然的景観及び歴史的景観資源)					○【◎】		
史跡・文化財		眺望景観					○【◎】		
	指定文化財等	埋蔵文化財					○【◎】		
環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき項目		廃棄物等	廃棄物			○【◎】	○【◎】		
	残土				○【◎】	○【◎】			
	雨水及び処理水								
温室効果ガス等	温室効果ガス	△【◎】	△【◎】						
	オゾン層破壊物質								
人の生活の豊かさに関して予測及び評価されるべき項目	コミュニティ	コミュニティ施設等	△【◎】	△【◎】	△【◎】	△【◎】	△【◎】		
		自動車交通		○【◎】					
	地域交通	バス等の公共交通		△【◎】					
		歩行者・自転車交通		△【◎】					

注)・さいたま市環境影響評価技術指針より ○：標準的に選定する項目 △：事業特性、地域特性により選定する項目

・【 】書き：本事業における選定の有無 ◎：選定した項目、×：選定しなかった項目

7.2 調査、予測及び評価方法

環境影響評価項目として選定した項目のうち、現地調査を行った大気質、騒音・低周波音、振動、水質、水象、動物、植物、生態系、景観、自然とのふれあいの場、史跡・文化財、地域交通の調査、予測内容は表 7-3 に示すとおりである。

表 7-3(1) 調査、予測内容等

調査項目	調査内容	予測項目	予測方法	
大気質	・一般環境： 窒素酸化物(一酸化窒素、二酸化窒素)、浮遊粒子状物質	・既存資料調査 ・現地調査 (事業実施区域及びその周辺 2 地点、7 日間連続×4 季)	工事中 ・建設機械の稼働に伴う大気質濃度の変化の程度	・大気の拡散式(ブルーム式及びパフ式)を用いて年平均濃度を予測
	・一般環境： 粉じん		工事中 ・堤体等の工事(掘削含む)及び工事用道路等の設置工事に伴う大気質の飛散・降下の程度	・経験式を用いて季節別の降下ばいじん量を予測
	・沿道環境： 窒素酸化物(一酸化窒素、二酸化窒素)、浮遊粒子状物質	・既存資料調査 ・現地調査 (資材運搬等の車両の走行ルート及びその周辺 4 地点、7 日間連続×4 季)	工事中 ・資材運搬等の車両の走行に伴う大気質濃度の変化の程度	・大気の拡散式(ブルーム式及びパフ式)を用いて年平均濃度を予測
	・沿道環境： 粉じん			・経験式を用いて季節別の降下ばいじん量を予測
	・気象(風向・風速、気温、日射量、放射収支量)	・既存資料調査 ・現地調査 (事業実施区域及びその周辺 2 地点、1 年間連続)		
騒音・低周波音	・一般環境騒音 ・地形・地物	・既存資料調査 ・現地調査 (事業実施区域及びその周辺 5 地点、平日の 1 回、24 時間)	工事中 ・建設機械の稼働に伴う騒音の変化の程度	・音の伝搬理論に基づく予測式を用いて建設機械の稼働時の騒音レベルを予測
	・道路交通騒音 ・交通量 ・道路の構造	・既存資料調査 ・現地調査 (資材運搬等の車両の走行ルート及びその周辺 13 地点、平日の 1 回、24 時間)	工事中 ・資材運搬等の車両の走行に伴う騒音の変化の程度	・道路交通騒音の予測モデル(ASJ RTN-Model2018)を用いて工事用車両の走行時の等価騒音レベルを予測
振動	・一般環境振動 ・地質・地盤	・既存資料調査 ・現地調査 (事業実施区域及びその周辺 3 地点、平日の 1 回、24 時間)	工事中 ・建設機械の稼働に伴う振動の変化の程度	・振動の伝搬理論に基づく予測式を用いて建設機械の稼働時の振動レベルを予測
	・道路交通振動 ・地盤卓越振動数	・既存資料調査 ・現地調査 (資材運搬等の車両の走行ルート及びその周辺 13 地点、平日の 1 回、24 時間)	工事中 ・資材運搬等の車両の走行に伴う振動の変化の程度	・予測式を用いて建設機械の稼働時の振動レベルを予測

表 7-3(2) 調査、予測内容等

調査項目		調査内容	予測項目	予測方法
水質	<ul style="list-style-type: none"> 公共用水域の水質： 生活環境項目 健康項目 ダイオキシン類 土質特性 降水量 	<ul style="list-style-type: none"> 既存資料調査 現地調査 (事業実施区域及びその周辺並びに下流の笹目橋までの荒川、平常時7地点1～2回/2ヶ月、出水時2地点1回)	工事中 <ul style="list-style-type: none"> 堤体等の工事(掘削含む)及び工事用道路等の設置工事に伴う浮遊物質量の変化の程度 堤体等の工事(掘削含む)に伴う水素イオン濃度の変化の程度 存在・供用 <ul style="list-style-type: none"> 放水に伴う浮遊物質量の変化の程度 	<ul style="list-style-type: none"> 施工計画及び環境保全措置の内容を考慮し、完全混合式を用いて定量的に予測
水象	<ul style="list-style-type: none"> 河川等の流量、流速、水位 	<ul style="list-style-type: none"> 既存資料調査 現地調査 (事業実施区域及びその周辺並びに下流の笹目橋までの荒川、平常時7地点1～2回/2ヶ月、出水時2地点1回)	工事中 <ul style="list-style-type: none"> 堤体等の工事(掘削含む)に伴う河川等の流量及び水位の変化の程度 存在・供用 <ul style="list-style-type: none"> 調節池の存在・供用及び放水に伴う河川等の流量及び水位の変化の程度 	<ul style="list-style-type: none"> 既往調査結果を基に、水位の影響範囲と変化量を予測 既存の植生調査結果や工事計画をもとに土地利用状況を把握し、定量的に流出係数を設定した上で流量・水位を予測
	<ul style="list-style-type: none"> 地下水の水位及び水脈 降水量 地形・地質及び植生の状況 	<ul style="list-style-type: none"> 既存資料調査 	存在・供用 <ul style="list-style-type: none"> 調節池の存在・供用に伴う地下水の水位の変化の程度及び地下水脈の分断のおそれ 	<ul style="list-style-type: none"> 既往調査結果をもとに、三次元地下水流動解析を用いて水位の影響範囲と変化量を予測
	<ul style="list-style-type: none"> 堤防、水門、堰等の施設の分布 	<ul style="list-style-type: none"> 既存資料調査 現地調査 (事業実施区域及びその周辺、春季～秋季に1回)	存在・供用 <ul style="list-style-type: none"> 調節池の存在・供用に伴う堤防、水門、堰等の施設への影響の程度 	<ul style="list-style-type: none"> 既存知見に基づく推定により定性的に予測
動物	<ul style="list-style-type: none"> 動物相 哺乳類 鳥類(猛禽類) 爬虫類 両生類 昆虫類 魚類 底生動物 陸産貝類 保全すべき種の状況 生息域 個体数 生息環境 	<ul style="list-style-type: none"> 既存資料調査 現地調査 (事業実施区域及びその周辺約200mの範囲並びに地下水への影響が想定される範囲、生態に合わせて2季～4季)	工事中 <ul style="list-style-type: none"> 堤体等の工事(掘削含む)及び工事用道路等の設置工事に伴う保全すべき種の生息地の改変の程度 建設機械の稼働及び資材運搬等の車両の走行に伴う騒音による生息環境への影響の程度 堤体等の工事(掘削含む)及び工事用道路等の設置工事に伴う濁水及びアルカリ排水の流出等による生息環境への影響の程度 存在・供用 <ul style="list-style-type: none"> 調節池の存在・供用に伴う保全すべき種の生息地の改変の程度 調節池の存在・供用に伴う河川の冠水頻度の変化による生息環境への影響の程度 調節池の存在・供用に伴う地下水水位の変化による生息環境への影響の程度 調節池からの放水に伴う濁水の流出による生息環境への影響の程度 	<ul style="list-style-type: none"> 事業計画、調査結果等の重ね合わせによる推定、類似事例、科学的知見又は学識経験者の意見等をもとに推定することにより予測 「騒音・低周波音」、「水質」、「水象」の予測結果、類似事例、科学的知見又は学識経験者の意見等をもとに推定することにより予測

表 7-3(3) 調査、予測内容等

調査項目	調査内容	予測項目	予測方法
<p>植物</p> <ul style="list-style-type: none"> ・種及び植物相の特徴 ・植生の構造 ・保存すべき種及び群落分布 ・個体数組成等 ・巨樹巨木 	<ul style="list-style-type: none"> ・既存資料調査 ・現地調査 (事業実施区域及びその周辺約 200m の範囲並びに地下水への影響が想定される範囲、1 季～4 季) 	<p>工事中</p> <ul style="list-style-type: none"> ・堤体等の工事(掘削含む)及び工事用道路等の設置工事に伴う保全すべき種、植生及び群落の生育地の改変の程度 ・堤体等の工事(掘削含む)及び工事用道路等の設置工事に伴う濁水及びアルカリ排水の流出等による保全すべき種、植生及び群落の生育環境への影響の程度 <p>存在・供用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調節池の存在・供用に伴う保全すべき種、植生及び群落の生育地の改変の程度 ・調節池の存在・供用に伴う河川の冠水頻度の変化による生育環境への影響の程度 ・調節池の存在・供用に伴う地下水位の変化による生育環境への影響の程度 ・調節池からの放水に伴う濁水の流出による生育環境への影響の程度 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業計画、調査結果等の重ね合わせによる推定、類似事例、科学的知見又は学識経験者の意見等をもとに推定することにより予測 ・「水質」、「水象」の予測結果、類似事例、科学的知見又は学識経験者の意見等をもとに推定することにより予測
<ul style="list-style-type: none"> ・緑の量 	<ul style="list-style-type: none"> ・現地調査 (事業実施区域及びその周辺約 200m の範囲並びに地下水への影響が想定される範囲、1 季) 	<p>存在・供用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調節池の存在・供用に伴う緑の量の変化の程度 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業計画、調査結果等の重ね合わせによる推定、類似事例、科学的知見又は学識経験者の意見等をもとに推定することにより予測

表 7-3(4) 調査、予測内容等

調査項目	調査内容	予測項目	予測方法	
生態系	<ul style="list-style-type: none"> ・環境単位の区分の設定 環境単位区分種構成 相互関係及び周辺環境との関係 ・着目種の抽出 上位性 典型性 特殊性 ・着目種の生態 ・着目種と関係種との関係 ・着目種及び関係する種の生息・生育環境を規定する非生物環境 	<ul style="list-style-type: none"> ・既存資料調査 ・現地調査（「動物」「植物」に準じる。） 	<p>工事中</p> <ul style="list-style-type: none"> ・堤体等の工事(掘削含む)及び工事用道路等の設置工事に伴う環境単位の区分、着目種の生息・生育地の改変の程度 ・建設機械の稼働及び資材運搬等の車両の走行に伴う騒音による着目種の生息環境への影響の程度 ・堤体等の工事(掘削含む)及び工事用道路等の設置工事に伴う濁水及びアルカリ排水の流出等による着目種の生息・生育環境への影響の程度 <p>存在・供用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調節池の存在・供用に伴う環境単位の区分、着目種の生息・生育地の改変の程度 ・調節池の存在・供用に伴う河川の冠水頻度の変化による着目種の生息・生育環境への影響の程度 ・調節池の存在・供用に伴う地下水位の変化による着目種の生息・生育環境への影響の程度 ・調節池からの放水に伴う濁水の流出による着目種の生息・生育環境への影響の程度 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業計画、調査結果等の重ね合わせによる推定、類似事例、科学的知見又は学識経験者の意見等をもとに推定することにより予測 ・「騒音・低周波音」、「水質」、「水象」、「動物」、「植物」の予測結果、類似事例、科学的知見又は学識経験者の意見等をもとに推定することにより予測

表 7-3(5) 調査、予測内容等

調査項目	調査内容	予測項目	予測方法	
景観	<ul style="list-style-type: none"> ・景観資源 ・自然的景観資源 ・歴史的景観資源 	<ul style="list-style-type: none"> ・既存資料調査 ・現地調査 (事業実施区域及びその周辺約 1.5km の範囲、4 季)	存在・供用 <ul style="list-style-type: none"> ・調節池の存在・供用に伴う景観資源の消滅のおそれの有無又は改変の程度 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業計画、調査結果等の重ね合わせから推定する方法により予測
	<ul style="list-style-type: none"> ・主要な眺望景観 ・眺望の構成要素 ・主要な眺望地点 ・眺望地点の位置 		存在・供用 <ul style="list-style-type: none"> ・調節池の存在・供用に伴う眺望景観の変化の程度 	<ul style="list-style-type: none"> ・現況の景観写真をもとに、フォトモンタージュの作成により予測
自然とのふれあいの場	<ul style="list-style-type: none"> ・自然とのふれあいの場の資源状況、周辺環境 ・自然とのふれあいの場の利用状況 ・自然とのふれあいの場の交通手段 	<ul style="list-style-type: none"> ・既存資料調査 ・現地調査 (事業実施区域及びその周辺約 1.5km の範囲、4 季)	工事中 <ul style="list-style-type: none"> ・建設機械の稼働、堤体等の工事(掘削含む)及び工事用道路等の設置工事に伴う自然とのふれあいの場の利用環境の変化の程度 ・資材運搬等の車両の走行に伴う自然とのふれあいの場への交通手段の障害のおそれの有無及びその程度 存在・供用 <ul style="list-style-type: none"> ・調節池の存在・供用に伴う自然とのふれあいの場の消滅のおそれの有無又は改変の程度 	<ul style="list-style-type: none"> ・「大気質」、「騒音・低周波音」、「振動」等の予測結果及び自然とのふれあいの場の利用状況を踏まえ、利用時の快適性等の変化について予測 ・「地域交通」の予測結果を踏まえ、資材運搬等の車両の走行による自然とのふれあいの場までの交通手段への影響を定性的に予測 ・事業計画と自然とのふれあいの場の位置等の重ね合わせにより予測
史跡・文化財	<ul style="list-style-type: none"> ・指定文化財等の分布 ・指定文化財等の特徴及び雰囲気構成している要素 ・人と指定文化財等との関わり 	<ul style="list-style-type: none"> ・既存資料調査 ・現地調査 (事業実施区域及びその周辺約 1.5km の範囲、1 回)	存在・供用 <ul style="list-style-type: none"> ・調節池の存在・供用に伴う指定文化財等への影響の程度 ・調節池の存在・供用に伴う指定文化財等の周辺環境及び利用環境の変化の程度 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業計画と指定文化財等の位置図の重ね合わせにより改変の程度を予測 ・「植物」の予測結果を踏まえて、類似事例の引用・解析等により、指定文化財等の周辺の雰囲気を規定していると考えられる要素の状況の変化を予測
	<ul style="list-style-type: none"> ・埋蔵文化財包蔵地の範囲、現況等 ・埋蔵文化財の種類、価値等 	<ul style="list-style-type: none"> ・既存資料調査 	存在・供用 <ul style="list-style-type: none"> ・調節池の存在・供用に伴う埋蔵文化財包蔵地の改変の程度 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業計画と埋蔵文化財包蔵地の位置図の重ね合わせにより改変の程度を予測
廃棄物等	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物等に係る公的な計画の有無とその内容 ・廃棄物処理施設等の整備状況 ・廃棄物等の排出抑制、再利用及び再生利用の取組等 	<ul style="list-style-type: none"> ・既存資料調査 	工事中 <ul style="list-style-type: none"> ・堤体等の工事及び工事用道路等の設置工事の実施に伴い発生する廃棄物 ・堤体等の工事(掘削含む)及び工事用道路等の設置工事の実施に伴い発生する残土 	<ul style="list-style-type: none"> ・工事計画(掘削、樹木の伐採等)に基づき廃棄物の種類、種類ごとの排出量及び処理方法、廃棄物の排出抑制、再利用及び再生利用の状況を予測 ・工事計画(切土、盛土、掘削等)に基づき残土の発生量及び処理方法、残土の排出抑制、再利用及び再生利用の状況を予測

表 7-3(6) 調査、予測内容等

調査項目	調査内容	予測項目	予測方法	
温室効果ガス等	<ul style="list-style-type: none"> 地域における温室効果ガス排出抑制の取組状況 	<ul style="list-style-type: none"> 既存資料調査 	<ul style="list-style-type: none"> 工事中 建設機械の稼働に伴う温室効果ガス 資材運搬等の車両の走行に伴う温室効果ガス 	<ul style="list-style-type: none"> 排出量は、建設機械の稼働状況、資材運搬等の車両の走行状況及びそれらの燃料使用量に基づき、地球温暖化係数と温室効果ガスの原単位を用いて、温室効果ガスの排出量をすべて二酸化炭素排出量に換算して算出し、予測
コミュニティ	<ul style="list-style-type: none"> コミュニティ施設等の分布 コミュニティ施設等の利用 コミュニティ施設等への経路及び交通手段 	<ul style="list-style-type: none"> 既存資料調査 	<ul style="list-style-type: none"> 工事中 建設機械の稼働、堤体等の工事(掘削含む)及び工事用道路等の設置工事の実施に伴うコミュニティ施設等の有する機能の変化の程度 資材運搬等の車両の走行に伴うコミュニティ施設等までの利用経路への影響 存在・供用 調節池の存在・供用に伴うコミュニティ施設等への影響の程度 	<ul style="list-style-type: none"> 「大気質」「騒音・低周波音」の予測結果及びコミュニティ施設等の利用状況を踏まえて、利用環境の変化の程度を予測 「地域交通」の予測結果を踏まえ、資材運搬等の車両の走行によるコミュニティ施設等までの交通手段への影響を定性的に予測 事業計画とコミュニティ施設等の位置図の重ね合わせにより改変の程度を予測
地域交通	<ul style="list-style-type: none"> 自動車交通、バス等の公共交通又は歩行者・自転車交通 交差点方向別交通量 渋滞長 信号現示 	<ul style="list-style-type: none"> 既存資料調査 現地調査(事業実施区域及びその周辺、資材運搬等の車両の走行ルート上の地点、平日の1回) 	<ul style="list-style-type: none"> 工事中 資材運搬等の車両の走行に伴う交通量・交通流の変化の程度 	<ul style="list-style-type: none"> 交通量：現況交通量及び周辺開発による増減から設定した工事中基礎交通量に、資材運搬等の車両による発生集中交通量を付加させることで、工事中交通量を予測 交通流：工事中交通量の現況交通量からの増加割合等から、将来の交差点需要率を予測
	<ul style="list-style-type: none"> 道路の状況 道路の分布 交通経路の実態 道路の構造 交通安全対策の状況 交通事故の状況 	<ul style="list-style-type: none"> 既存資料調査 現地調査(1回) 	<ul style="list-style-type: none"> 資材運搬等の車両の走行に伴う交通安全の変化の程度 	<ul style="list-style-type: none"> 交通量・交通流の予測結果、対象道路の交通安全対策の状況、環境保全措置等に基づき、歩行者、自転車に対する交通安全への影響を定性的に予測
	<ul style="list-style-type: none"> バス路線、バス本数、バス走行時間の状況 	<ul style="list-style-type: none"> 既存資料調査 	<ul style="list-style-type: none"> 資材運搬等の車両の走行に伴うバス走行時間の変化の程度 	<ul style="list-style-type: none"> 交通量・交通流の予測結果に基づき、バス走行時間への影響を定性的に予測

第8章 予測・評価結果等の概要

環境影響評価の結果は表 8-1 に、予測地点等の図面は図 8-1 に示すとおりである。

表 8-1(1) 環境影響評価の結果

項目	環境影響	環境保全措置	評価の結果
大気質 (二酸化窒素、 浮遊粒子状物質)	<p><建設機械の稼働> 【二酸化窒素】 南畑新田地区 (S-5) 最大0.01296ppm (年平均値)</p> <p>【浮遊粒子状物質】 南畑新田地区 (S-5) 最大0.02010mg/m³ (年平均値)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 排出ガス対策型建設機械を採用する。 効率的な工事工程を検討し、建設機械の集中稼働を避ける。 作業方法の改善(高負荷運転の抑制、アイドリングストップ等)に努める。 	<p>◆回避・低減 事業者により実行可能な範囲内のできる限り低減が図られていると評価する。</p> <p>◆基準、目標等との整合 評価の基準を下回っており、基準との整合は図られていると評価する。 【二酸化窒素 (年間98%値)】 予測結果 (最大) < 評価の基準 0.027ppm 0.04~0.06ppm 【浮遊粒子状物質 (年間2%除外値)】 予測結果 (最大) < 評価の基準 0.047mg/m³ 0.10mg/m³</p>
	<p><資材運搬等の車両の走行> 【二酸化窒素】 羽根倉橋東交差点付近① 南側 (R-1) 最大0.01452ppm (年平均値)</p> <p>【浮遊粒子状物質】 羽根倉橋東交差点付近① 南側 (R-1) 最大0.02013mg/m³ (年平均値)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 規制速度での走行やアイドリングストップなどの適切な運転指導を徹底する。 車両の運行管理により、車両走行の集中化を避ける。 	<p>◆回避・低減 事業者により実行可能な範囲内のできる限り低減が図られていると評価する。</p> <p>◆基準、目標等との整合 評価の基準を下回っており、基準との整合は図られていると評価する。 【二酸化窒素 (年間98%値)】 予測結果 (最大) < 評価の基準 0.029ppm 0.04~0.06ppm 【浮遊粒子状物質 (年間2%除外値)】 予測結果 (最大) < 評価の基準 0.047mg/m³ 0.10mg/m³</p>
大気質 (粉じん)	<p><資材運搬等の車両の走行> 【粉じん】 羽根倉橋東交差点付近② 西側 (秋季) (R-2) 最大5.93t/km²/月</p>	<ul style="list-style-type: none"> 工事区域の出口において工事用車両のタイヤの洗浄を行う。 	<p>◆回避・低減 事業者により実行可能な範囲内のできる限り低減が図られていると評価する。</p> <p>◆基準、目標等との整合 評価の基準の参考値を下回っており、基準との整合は図られていると評価する。 【粉じん】 予測結果 (最大) < 評価の基準 5.93t/km²/月 10t/km²/月</p>
	<p><堤体等の工事(掘削含む)及び工事用道路等の設置工事> 【粉じん】 飯田新田地区 (秋季) (S-6) 最大0.62t/km²/月</p>	<ul style="list-style-type: none"> 必要に応じてシート被覆等の飛散防止対策を行う。 必要に応じて土工事等において散水を行う。 効率的な工事工程を検討し、建設機械の集中稼働を避ける。 	<p>◆回避・低減 事業者により実行可能な範囲内のできる限り低減が図られていると評価する。</p> <p>◆基準、目標等との整合 評価の基準の参考値を下回っており、基準との整合は図られていると評価する。 【粉じん】 予測結果 (最大) < 評価の基準 0.62t/km²/月 10t/km²/月</p>

表8-1(2) 環境影響評価の結果

項目	環境影響	環境保全措置	評価の結果
騒音	<p><建設機械の稼働> 【敷地境界】 羽根倉橋付近 (S-1) 最大77dB</p> <p>【配慮施設位置】 大宮武蔵野高校 (S-3) 最大55dB</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・低騒音型建設機械を採用する。 ・原則として、早朝や夜間、日曜日及び祝日の工事は避け、周辺地域住民等への影響の最小化を図る。 ・効率的な工事工程を検討し、建設機械の集中稼働を避ける。 ・作業方法の改善(高負荷運転の抑制、アイドリングストップ等)に努める。 	<p>◆回避・低減 事業者により実行可能な範囲内のできる限り低減が図られていると評価する。</p> <p>◆基準、目標等との整合 評価の基準を下回っており、基準との整合は図られていると評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建設機械の稼働(敷地境界) 予測結果(最大) < 評価の基準 77dB 85dB(騒音規制法) ・建設機械の稼働(配慮施設) 予測結果(最大) < 評価の基準 55dB 55dB(学校環境衛生基準)
	<p><資材運搬等の車両の走行> 羽根倉橋東交差点付近①(沿道北側) (R-1) 69dB</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・規制速度での走行やアイドリングストップなど適切な運転指導を徹底する。 ・車両の運行管理により、車両走行の集中化を避ける。 	<ul style="list-style-type: none"> ・資材運搬等の車両の走行 予測結果(最大) < 評価の基準 69dB 70dB(環境基準)
振動	<p><建設機械の稼働> 【敷地境界】 羽根倉橋付近 (S-1) 最大56dB</p> <p>【配慮施設位置】 いずれも 25dB未滿</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・低振動型建設機械の採用に努める。 ・原則として、早朝や夜間、日曜日及び祝日の工事は避け、周辺地域住民等への影響の最小化を図る。 ・効率的な工事工程を検討し、建設機械の集中稼働を避ける。 	<p>◆回避・低減 事業者により実行可能な範囲内のできる限り低減が図られていると評価する。</p> <p>◆基準、目標等との整合 評価の基準を下回っており、基準との整合は図られていると評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建設機械の稼働(敷地境界) 予測結果(最大) < 評価の基準 56dB 75dB(振動規制法※1) ・建設機械の稼働(配慮施設) 予測結果(最大) 評価の基準 25dB未滿 なし
	<p><資材運搬等の車両の走行> 羽根倉橋東交差点付近①(沿道北側) (R-1) 53dB</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・規制速度での走行やアイドリングストップなど適切な運転指導を徹底する。 ・車両の運行管理により、車両走行の集中化を避ける。 	<ul style="list-style-type: none"> ・資材運搬等の車両の走行 予測結果(最大) < 評価の基準 53dB 65dB(振動規制法※2)

※1：特定建設作業振動の規制基準

※2：道路交通振動の要請限度

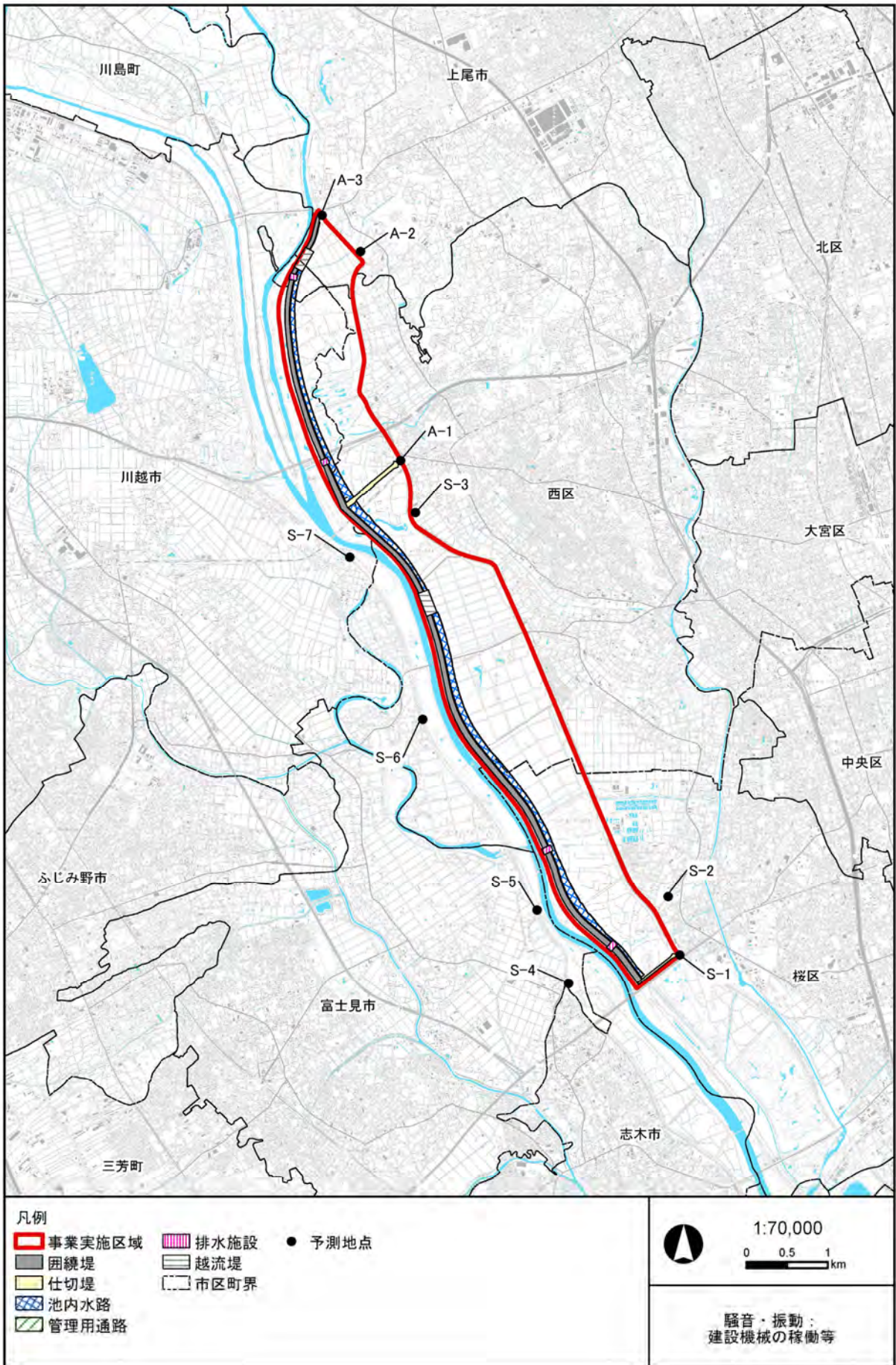


図 8-1(2) 予測地点位置図等（騒音、振動：建設機械の稼働）

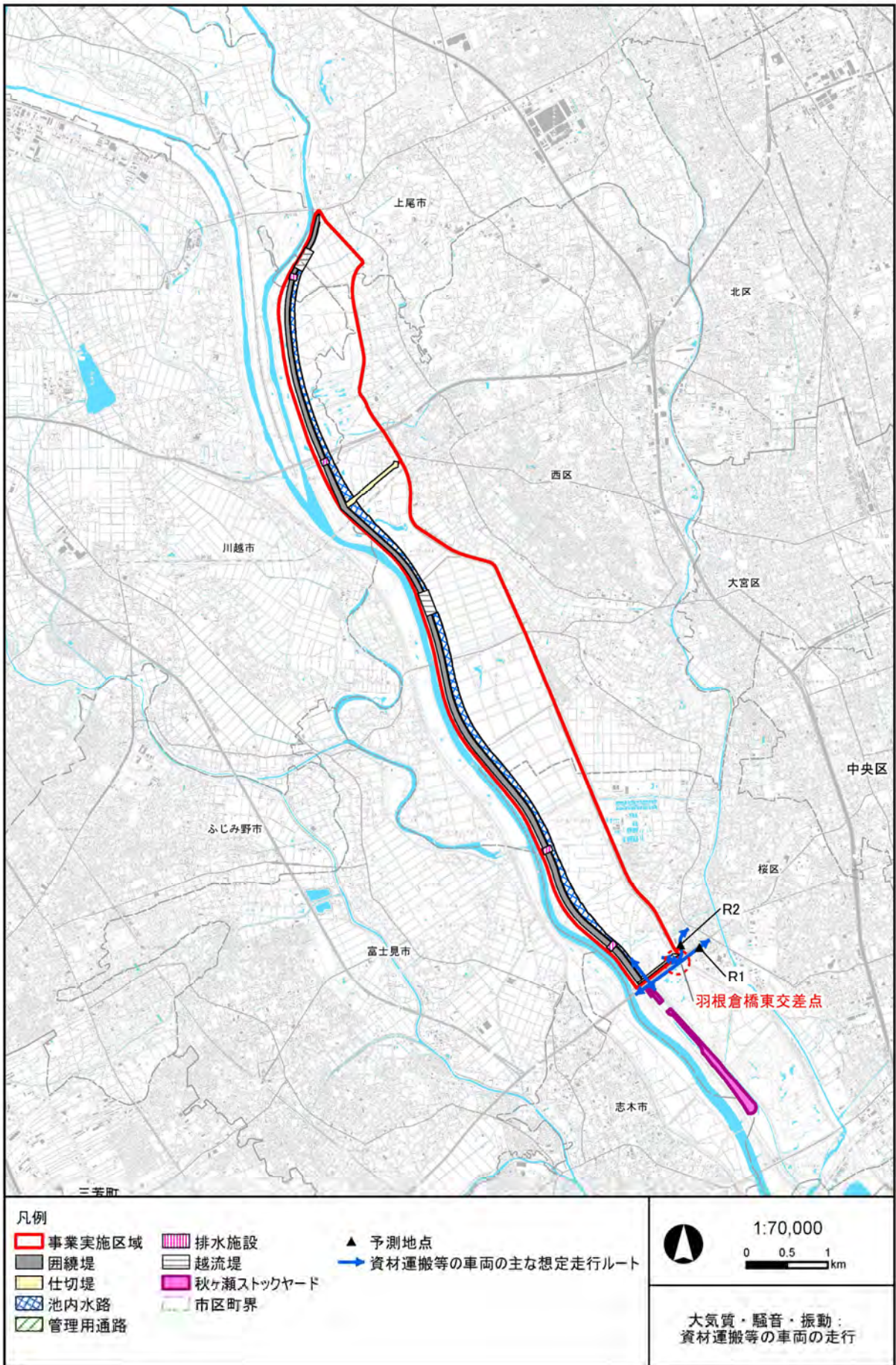


図 8-1(3) 予測地点位置図等（大気質、騒音、振動：資材運搬等の車両の走行）

表8-1(3) 環境影響評価の結果

項目	環境影響	環境保全措置	評価の結果
水質	<p><工事の実施> 【SS】（環境保全措置実施時） 羽根倉橋 平均値最大11mg/L 笹目橋 平均値最大12mg/L</p>	<p>・ 工事中の降雨に伴い発生する濁水のSS濃度を「さいたま市生活環境の保全に関する条例」に基づく、指定土木建設作業に適用するその他の排出水の汚染状態に係る規制基準である180mg/L以下に処理してから、公共用水域に排水する。</p>	<p>◆回避・低減 事業者により実行可能な範囲内でできる限り低減されていると評価する。 ◆基準又は目標との整合 評価の基準の基準を下回っており、基準との整合は図られていると評価する。 予測結果（平均値最大）<評価の基準 （羽根倉橋）11mg/L A類型：25mg/L以下 （笹目橋）12mg/L C類型：50mg/L以下</p>
	<p><工事の実施> 【pH】（環境保全措置実施時） 羽根倉橋 7.1～8.6 笹目橋 7.1～8.6</p>	<p>・ コンクリート工事に伴い発生する濁水のpHを「さいたま市生活環境の保全に関する条例」に基づく、指定土木建設作業に適用するその他の排出水の汚染状態に係る規制基準である5.8～8.6に処理してから、公共用水域に排水する。</p>	<p>◆回避・低減 事業者により実行可能な範囲内でできる限り低減されていると評価する。 ◆基準又は目標との整合 下限値は環境基準を満足し、上限値は0.1超過する。ただし、予測結果は現況値7.1～8.6から変わらない予測であり、工事の実施に伴う影響は小さいと評価される。 予測結果（最大）< 評価の基準 7.1～8.6 6.5～8.5</p>
	<p><存在・供用> 【SS】羽根倉橋 平均値330mg/L</p>	—	<p>◆回避・低減 事業者により実行可能な範囲内でできる限り低減されていると評価する。</p>

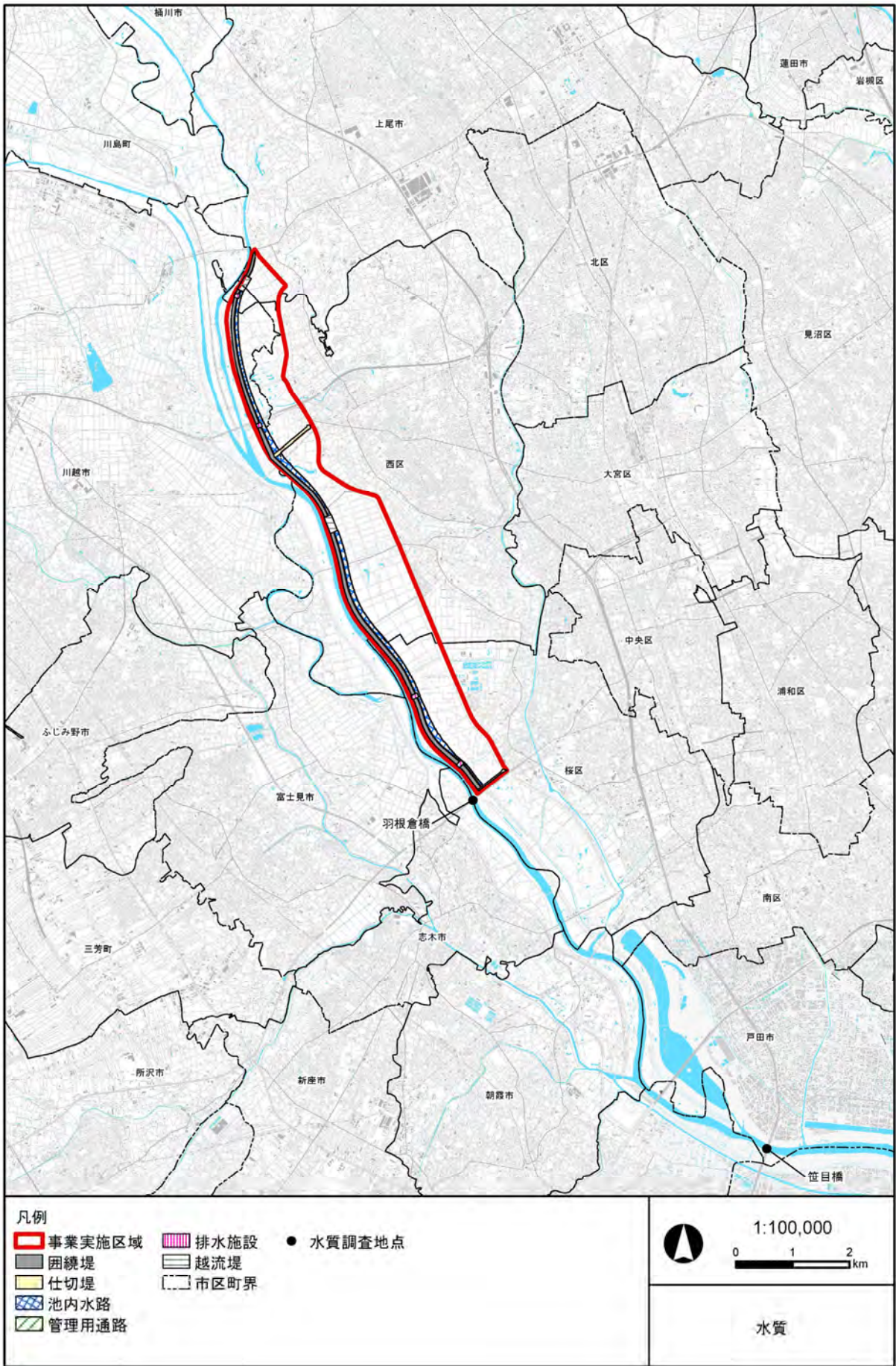


図 8-1(4) 予測地点位置図等 (水質)

表8-1(4) 環境影響評価の結果

項目	環境影響	環境保全措置	評価の結果
水象	<p><工事の実施> 【河川の流量及び水位の変化】 ・ほとんど変化しないと予測</p>	—	<p>◆回避・低減 事業者により実行可能な範囲内のできる限り低減されていると評価する。</p>
	<p><存在・供用> 【河川の流量及び水位の変化】 ・一洪水における流量の変化への影響は小さいと予測 ・荒川本川の水位は第二・三調節池の区間(37.2～48.0km)の平均で0.33m程度、最大で0.69m程度上昇するが、影響は小さいと予測 ・事業実施区域の区間では平均流速が最大1.37m/s程度増加し、上流側では0.8m/s程度低下し、影響は小さいと予測</p>	—	
	<p><存在・供用> 【地下水位の変化の程度】 ・池内水路の掘削により、事業実施区域及びその周辺で地下水位は低下するが、低下量は過去の変動幅に収まっており、地下水の水位の変化の程度は小さいと予測</p>	<p>・地下水位のモニタリングを行い、その結果を踏まえ必要に応じて専門家に相談し、影響が確認された場合には、必要な対策を検討する。</p>	
	<p><存在・供用> 【堤防、水門、堰等の施設への影響】 ・河川の流量及び水位の変化は小さいと予測されたことから、施設への影響は小さいと予測</p>	—	

表 8-1 (5) 環境影響評価の結果

項目	環境影響	環境保全措置	評価の結果
動物	<p><直接改変> ・保全すべき種の主な生息環境の改変面積の割合は最大で3%程度であり、影響は小さいと予測</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・湿地環境等の自然豊かな環境の代償・創出について、必要に応じて検討を行う。 	<p>◆回避・低減 予測の結果、直接改変による影響は小さいと予測されたが、環境保全措置として「湿地環境等の自然豊かな環境の創出について、必要に応じて検討を行う」ことで、低減に努める。 また、騒音及び地下水位の低下により、一部の生息地が生息環境として適さなくなる可能性があるとして予測されたが、環境保全措置を行うことで、動物への影響の低減に努める。 以上のことから、工事の実施及び土地又は工作物の存在・供用に伴う動物への影響は、事業者により実行可能な範囲内でできる限り低減が図られていると評価する。</p>
	<p><工事の実施> 【騒音】 ・建設機械の稼働時かつ稼働範囲の周辺のみに限定的な範囲であること、生息環境が周囲に広く分布することから、本種の生息は維持されると予測。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・低騒音型建設機械を採用する。 ・効率的な工事工程を検討し、建設機械の集中稼働を避ける。 ・作業方法の改善(高負荷運転の抑制、アイドリングストップ等)に努める。 	
	<p><工事の実施> 【濁水、アルカリ排水】 ・水質の環境保全措置を実施することにより影響は小さいと予測</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・工事中の降雨に伴い発生する濁水のSS濃度を「さいたま市生活環境の保全に関する条例」に基づく、指定土木建設作業に適用するその他の排出水の汚染状態に係る規制基準である180mg/L以下に処理してから、公共用水域に排水する。 ・コンクリート工事に伴い発生する濁水のpHを「さいたま市生活環境の保全に関する条例」に基づく、指定土木建設作業に適用するその他の排出水の汚染状態に係る規制基準である5.8～8.6に処理してから、公共用水域に排水する。 	
	<p><存在・供用> 【冠水頻度】 ・対象となる種の確認なし</p>	<p>—</p>	
	<p><存在・供用> 【地下水位の低下】 ・影響が及び範囲は一部の地域であり、生息環境が周囲に広く分布することから、影響は小さいと予測</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地下水位のモニタリングを行い、その結果を踏まえ必要に応じて専門家に相談し、重要な種への影響が確認された場合には、必要な対策を検討する。 	
	<p><存在・供用> 【放水に伴う濁水の流出】 ・放水される濁水のSS量は流入時とほとんど変わらないことから、影響は小さいと予測</p>	<p>—</p>	

表 8-1 (6) 環境影響評価の結果

項目	環境影響	環境保全措置	評価の結果
植物 (保全すべき種及び群落)	<p><直接改変></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ノニガナの生育個体の多くが改変される可能性があるとして予測 	<ul style="list-style-type: none"> ・改変区域内にあるノニガナの生育地の改変を回避する。 ・湿地環境等の自然豊かな環境の創出について、必要に応じて検討を行う。 	<p>◆回避・低減</p> <p>予測の結果、本事業では直接改変によりノニガナに影響があると予測されたが、環境保全措置を行うことで、影響の回避に努める。また、地下水位の低下により、生育環境への影響が生じる可能性があるとして予測されたが、環境保全措置を行うことで、植物への影響の低減に努める。</p> <p>以上のことから、工事の実施及び土地又は工作物の存在・供用及び放水に伴う植物への影響は、事業者により実行可能な範囲内で行える限り低減が図られていると評価する。</p>
	<p><工事の実施></p> <p>【濁水、アルカリ排水】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水質の環境保全措置を実施することにより影響は小さいと予測 	<ul style="list-style-type: none"> ・工事中の降雨に伴い発生する濁水のSS濃度を「さいたま市生活環境の保全に関する条例」に基づき、指定土木建設作業に適用するその他の排水の汚染状態に係る規制基準である180mg/L以下に処理してから、公共用水域に排水する。 ・コンクリート工事に伴い発生する濁水のpHを「さいたま市生活環境の保全に関する条例」に基づき、指定土木建設作業に適用するその他の排水の汚染状態に係る規制基準である5.8～8.6に処理してから、公共用水域に排水する 	
	<p><存在・供用></p> <p>【冠水頻度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象となる種の確認なし 	—	
	<p><存在・供用></p> <p>【地下水位の低下】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・影響が及び範囲は一部の地域であり、生育地が周囲に広く分布することから、影響は小さいと予測 	<ul style="list-style-type: none"> ・地下水位のモニタリングを行い、その結果を踏まえ必要に応じて専門家に相談し、植物の生育環境への影響が確認された場合には、必要な対策を検討する。 	
	<p><存在・供用></p> <p>【放水に伴う濁水の流出】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放水される濁水のSS量は流入時とほとんど変わらないことから、影響は小さいと予測 	—	
植物 (緑の量)	<p><直接改変></p> <ul style="list-style-type: none"> ・緑被率、緑視率のいずれも影響は小さいと予測 	—	<p>◆回避・低減</p> <p>予測の結果、土地又は工作物の存在・供用に伴う緑の量への影響は、事業者により実行可能な範囲内で行える限り低減が図られていると評価する。</p> <p>◆基準又は目標との整合</p> <p>評価の基準の目標値を上回っており、基準との整合は図られていると評価する。</p> <p>供用後の緑被率 > 評価の基準^{※1}</p> <p style="text-align: center;">40% 25%以上</p>

※1：「さいたま市緑の基本計画(改訂版)」→公共公益施設については敷地の25%以上の緑化に努める。

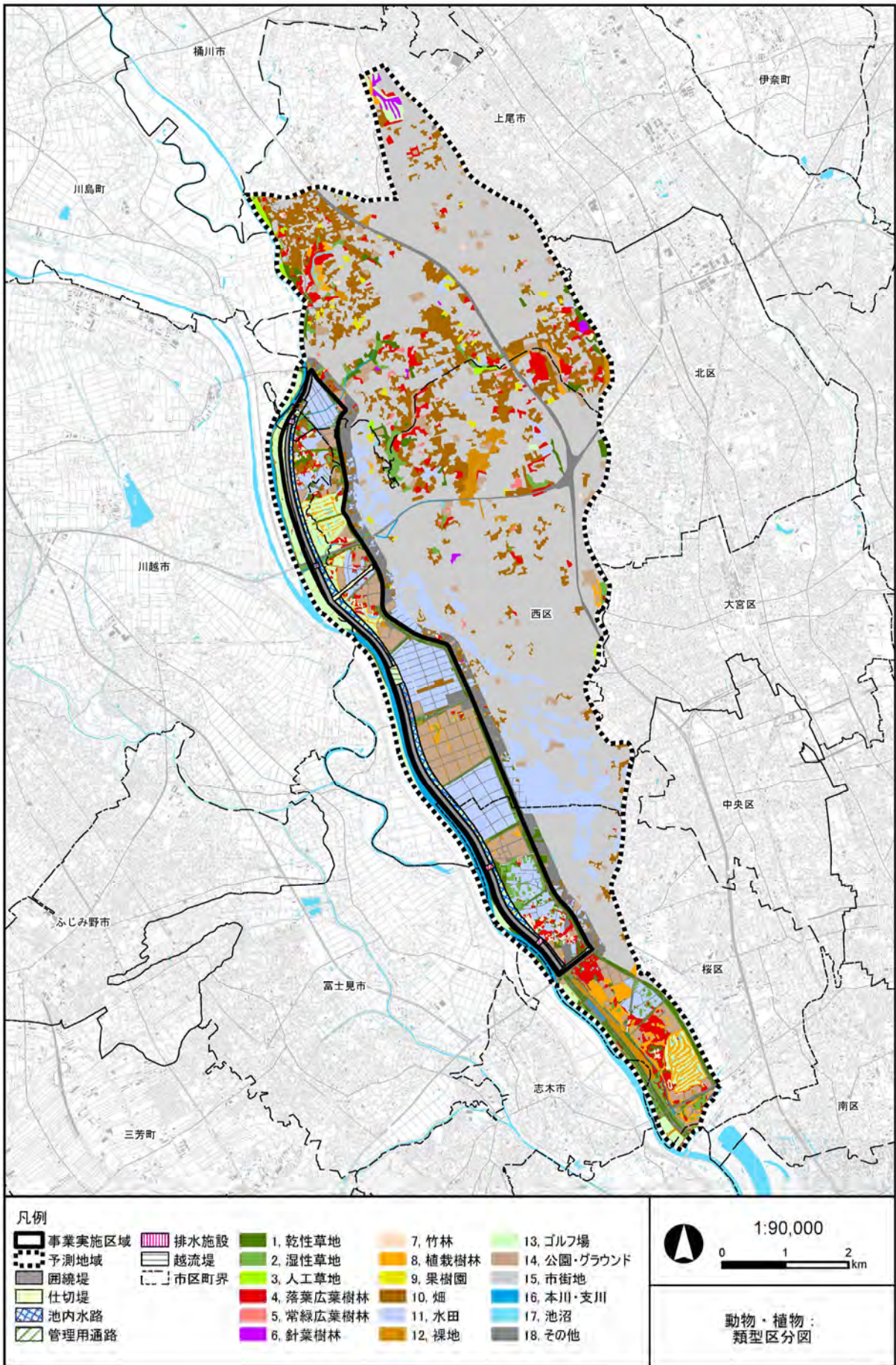


図 8-1 (5) 予測地点位置図等（動物・植物：類型区分図）

表 8-1 (7) 環境影響評価の結果

項目	環境影響	環境保全措置	評価の結果
生態系 (環境単位)	<直接改変> ・環境単位の改変面積の割合は最大11%程度であり、影響は小さいと予測	—	◆回避・低減 予測の結果、本事業では環境単位への影響は小さいと予測されたが、環境保全措置を行うことで、影響更なる回避・低減に努める。 以上のことから、工事の実施及び土地又は工作物の存在・供用に伴う生態系（環境単位）への影響は、事業者により実行可能な範囲内のできる限り回避・低減が図られていると評価する。
	<存在・供用> 【冠水頻度】 ・影響は小さいと予測	—	
	<存在・供用> 【地下水位の低下】 ・影響は小さいと予測	・地下水位のモニタリングを行い、その結果を踏まえ必要に応じて専門家に相談し、環境単位への影響が確認された場合には、必要な対策を検討する。	
生態系 (上位性着目種・陸域)	<直接改変> ・オオタカの3つがいろいろも、事業の実施に伴い高利用域及び営巣中心域の一部が改変されるものの、直接改変による影響は小さいと予測	—	◆回避・低減 本事業では、環境保全措置を行うことで、生態系（上位性着目種：陸域）への影響の回避・低減に努める。 以上のことから、工事の実施及び土地又は工作物の存在・供用に伴う生態系（上位性着目種：陸域）への影響は、事業者により実行可能な範囲内のできる限り回避・低減が図られていると評価する。
	<工事の実施> 【建設機械の稼働等】 ・建設機械の稼働時かつ稼働範囲の周辺のみ限定的な範囲であること、生息環境が周囲に広く分布することから、本種の生息は維持されると予測	・繁殖活動に影響を与える時期には、必要に応じて工事を一時中断する。具体的な実施時期及び実施範囲については、専門家の指導・助言を得ながら対応する。 ・オオタカの繁殖時期において、繁殖状況をモニタリングし、工事によると思われる忌避行動が確認された場合は工事の一時中断を検討する。	
		・効率的な工事工程を検討し、建設機械の集中稼働を避ける。 ・低騒音対策型建設機械を採用する。 ・作業方法の改善(高負荷運転の抑制、アイドリングストップ等)に努める。	
		・作業員、工事用車両が営巣地付近に不必要に立ち入らないよう制限する。	

表 8-1 (8) 環境影響評価の結果

項目	環境影響	環境保全措置	評価の結果
生態系 (上位性着目種 …河川域)	<p><直接改変></p> <ul style="list-style-type: none"> ・2つがいのカワセミの営巣地から半径500mの範囲の一部が改変されるものの、直接改変による影響は小さいと予測 	—	<p>◆回避・低減</p> <p>本事業では、環境保全措置を行うことで、生態系（上位性着目種：河川域）への影響の回避・低減に努める。</p> <p>以上のことから、工事の実施及び土地又は工作物の存在・供用に伴う生態系（上位性着目種：河川域）への影響は、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避・低減が図られていると評価する。</p>
	<p><工事の実施></p> <p>【建設機械の稼働等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・騒音により生息環境が変化する可能性があるとして予測 	<ul style="list-style-type: none"> ・効率的な工事工程を検討し、建設機械の集中稼働を避ける。 ・低騒音対策型建設機械を採用する。 ・作業方法の改善(高負荷運転の抑制、アイドリングストップ等)に努める。 	
	<p><工事の実施></p> <p>【濁水、アルカリ排水】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生息地への影響は小さいと予測 	<ul style="list-style-type: none"> ・工事中の降雨に伴い発生する濁水のSS濃度を「さいたま市生活環境の保全に関する条例」に基づく、指定土木建設作業に適用するその他の排出水の汚染状態に係る規制基準である180mg/L以下に処理してから、公共用水域に排水する。 ・コンクリート工事に伴い発生する濁水のpHを「さいたま市生活環境の保全に関する条例」に基づく、指定土木建設作業に適用するその他の排出水の汚染状態に係る規制基準である5.8～8.6に処理してから、公共用水域に排水する。 	
	<p><存在・供用></p> <p>【放水に伴う濁水の流出】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放水される濁水のSS量は流入時とほとんど変わらないことから、影響は小さいと予測 	—	

表 8-1 (9) 環境影響評価の結果

項目	環境影響	環境保全措置	評価の結果
生態系 (典型性着目種)	<p><直接改変> ・改変面積の割合は最大11%程度であり、影響は小さいと予測</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じて湿地環境等の自然豊かな環境の代償・創出について検討を行う。 	<p>◆回避・低減 本事業では、環境保全措置を行うことで、生態系（典型性着目種）への影響の回避・低減に努める。 以上のことから、工事の実施及び土地又は工作物の存在・供用に伴う生態系（典型性着目種）への影響は、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避・低減が図られていると評価する。</p>
	<p><工事の実施> 【騒音】 ・建設機械の稼働時かつ稼働範囲の周辺のみ限定的な範囲であること、生息環境が周囲に広く分布することから、本種の生息は維持されると予測</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・効率的な工事工程を検討し、建設機械の集中稼働を避ける。 ・低騒音対策型建設機械を採用する。 ・作業方法の改善(高負荷運転の抑制、アイドリングストップ等)に努める。 	
	<p><工事の実施> 【濁水、アルカリ排水】 ・水質の環境保全措置を実施することにより影響は小さいと予測</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・工事中の降雨に伴い発生する濁水のSS濃度を「さいたま市生活環境の保全に関する条例」に基づく、指定土木建設作業に適用するその他の排出水の汚染状態に係る規制基準である180mg/L以下に処理してから、公共用水域に排水する。 ・コンクリート工事に伴い発生する濁水のpHを「さいたま市生活環境の保全に関する条例」に基づく、指定土木建設作業に適用するその他の排出水の汚染状態に係る規制基準である5.8～8.6に処理してから、公共用水域に排水する。 	
	<p><存在・供用> 【地下水位の低下】 ・影響が及び範囲は一部の地域であり、生息環境が周囲に広く分布することから、影響は小さいと予測</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地下水位のモニタリングを行い、その結果を踏まえ必要に応じて専門家に相談し、環境単位への影響が確認された場合には、必要な対策を検討する。 	
	<p><存在・供用> 【放水に伴う濁水の流出】 ・放水される濁水のSS量は流入時とほとんど変わらないことから、影響は小さいと予測</p>	<p>—</p>	

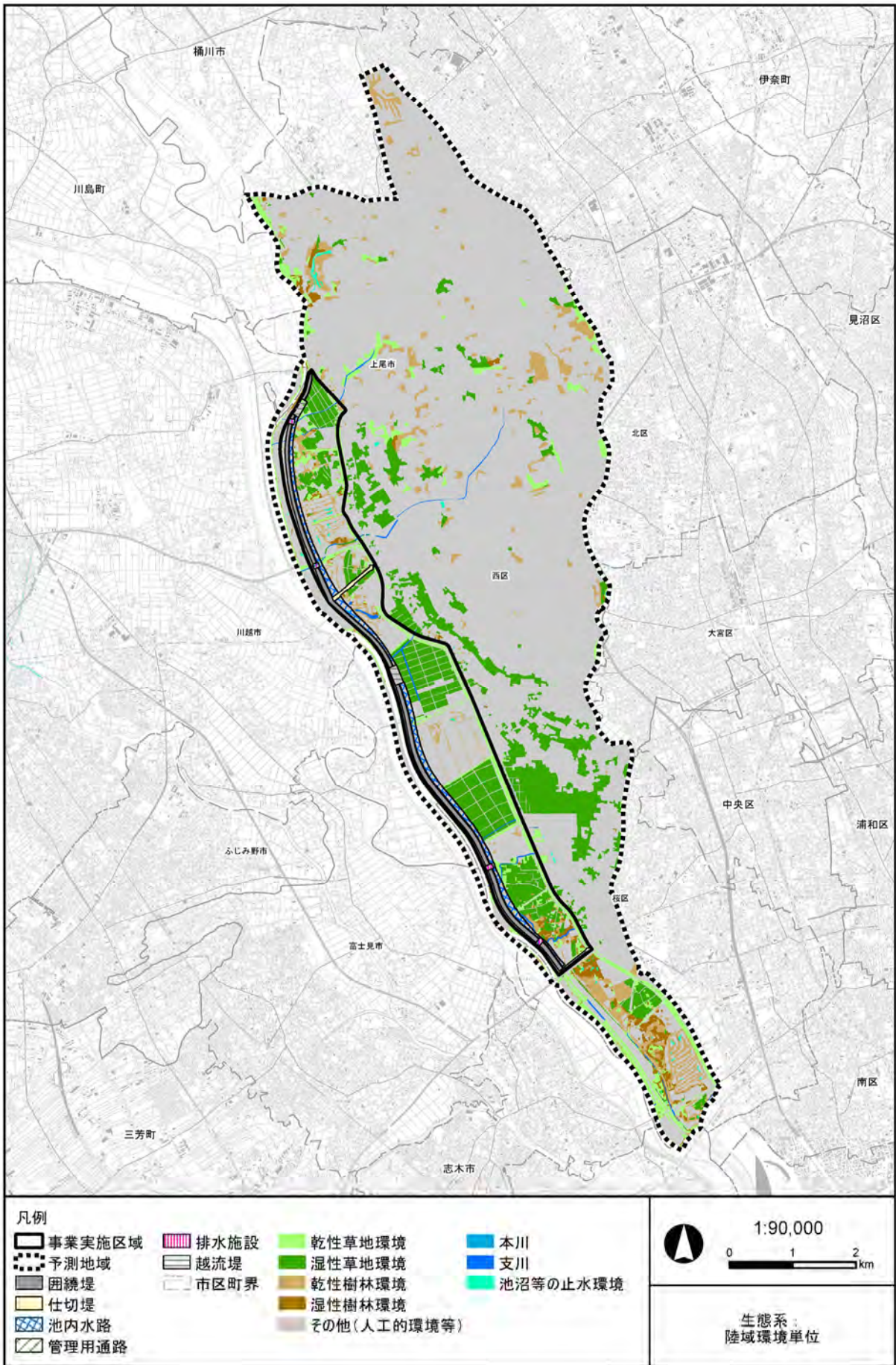


図 8-1 (6) 予測地点位置図等 (生態系：陸域環境単位)

表 8-1(10) 環境影響評価の結果

項目	環境影響	環境保全措置	評価の結果
景観	<p><存在・供用> 【景観資源】 ・景観資源のうち、畑地、水田の一部が改変されるが、改変の程度はわずかであると予測</p>	—	<p>◆回避・低減 本事業では、環境保全措置を行うことで、景観への影響の低減に努める。 以上のことから、景観への影響は、事業者により実施可能な範囲内でできる限り低減が図られていると評価する。</p>
	<p><存在・供用> 【主要な眺望景観】 ・羽根倉橋からの眺望景観において仕切堤が、上江橋からの眺望景観において囲繞堤及び排水施設が認識され、眺望景観が変化すると予測</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺環境との調和を図るため、工作物の意匠計画や色彩計画、緑化計画は自然環境に配慮したものとする。 ・さいたま市景観色彩ガイドラインに記載された内容を踏まえ、周囲と調和するよう、構造物の色彩に配慮する。 	
自然とのふれあいの場	<p><工事の実施> (利用環境の変化) 【秋ヶ瀬公園】 ・工事の実施に伴う大気質、騒音及び振動により、利用環境への影響を及ぼす可能性があるとして予測</p>	<p><工事の実施> ・排出ガス対策型建設機械を採用する。 ・低騒音型建設機械を採用する。 ・効率的な工事工程を検討し、建設機械の集中稼働を避ける。 ・作業方法の改善(高負荷運転の抑制、アイドリングストップ等)に努める。 ・車両の運行管理により、車両走行の集中化を避ける。 ・規制速度での走行やアイドリングストップなど適切な運転指導を徹底する。 ・必要に応じてシート被覆等の飛散防止対策を行う。 ・必要に応じて土工事等において、散水を行う。</p>	<p>◆回避・低減 本事業では、環境保全措置を行うことで、自然とのふれあいの場への影響の低減に努める。 以上のことから、自然とのふれあいの場への影響は、事業者により実行可能な範囲内でできる限り低減が図られていると評価する。</p>
	<p><工事の実施> (利用環境の変化) 【荒川自転車道】 ・一部区間が改変され、利用できなくなる可能性があるとして予測 <存在・供用> 【荒川自転車道】 ・一部区間が改変され、消滅すると予測</p>	<p><存在・供用> ・荒川自転車道の代替ルートについて、関係機関と協議を行い、ルートを確保する。</p>	
	<p><工事の実施> (交通手段の障害) ・影響は小さいと予測</p>	—	
史跡・文化財	<p><存在・供用> 【指定文化財等への影響の程度】 ・直接改変はされないことから影響はないと予測</p>	—	<p>◆回避・低減 本事業では、環境保全措置を行うことで、史跡・文化財への影響の低減に努める。 以上のことから、史跡・文化財への影響は、事業者により実施可能な範囲内でできる限り低減が図られていると評価する。</p>
	<p><存在・供用> 【指定文化財等の周辺環境及び利用環境の変化の程度】 ・改変区域から離れていることから影響は小さいと予測</p>	—	
	<p><存在・供用> 【埋蔵文化財包蔵地の改変の程度】 ・一部が改変されるため、影響が生じる可能性があるとして予測</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・試掘調査又は工事の実施により埋蔵文化財が確認された場合には、埼玉県教育局文化資源課と文化財保護法に基づく協議を行い、指導に従うこととする。 	

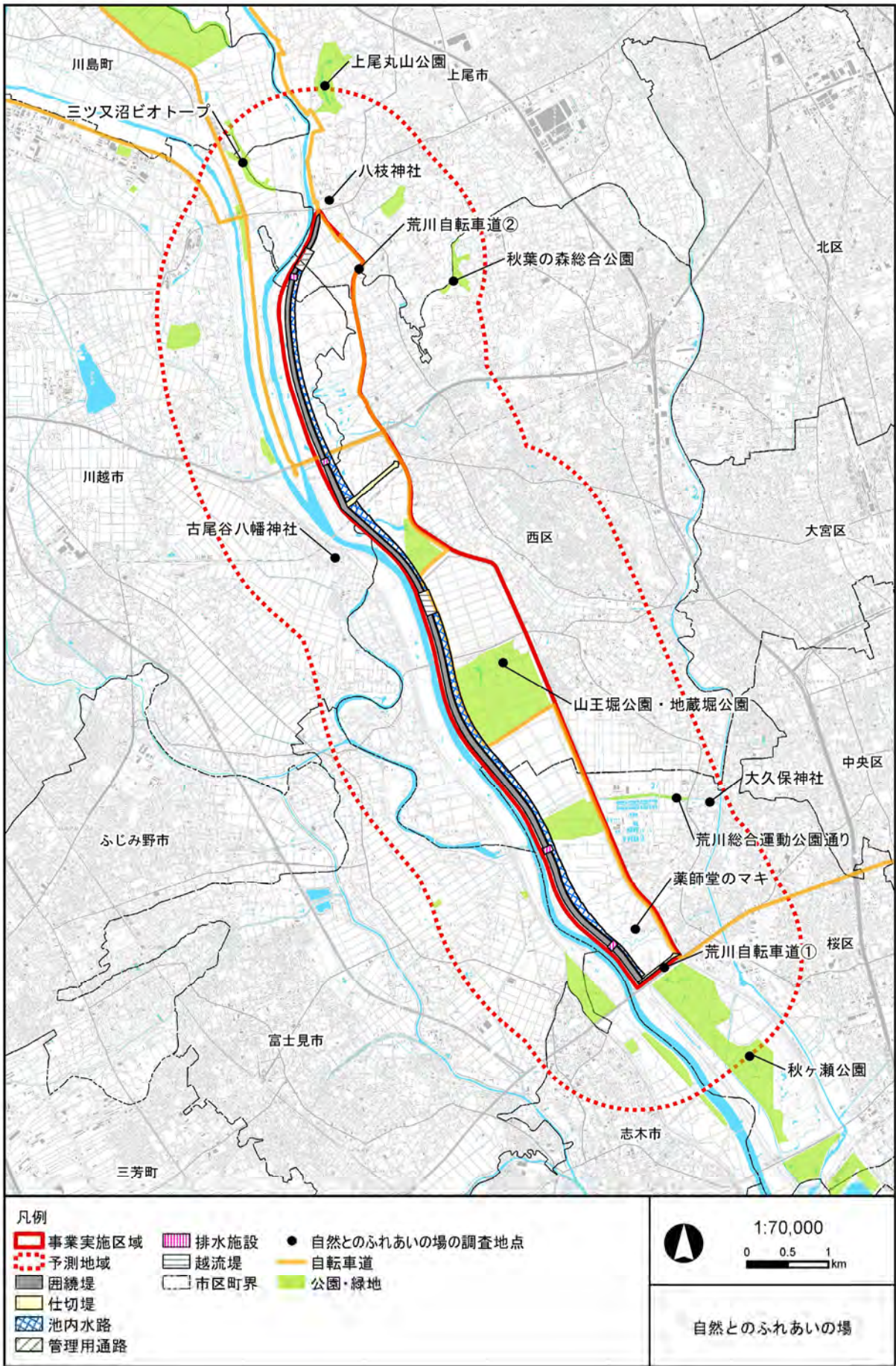


図 8-1 (8) 予測地点位置図等 (自然とのふれあいの場)

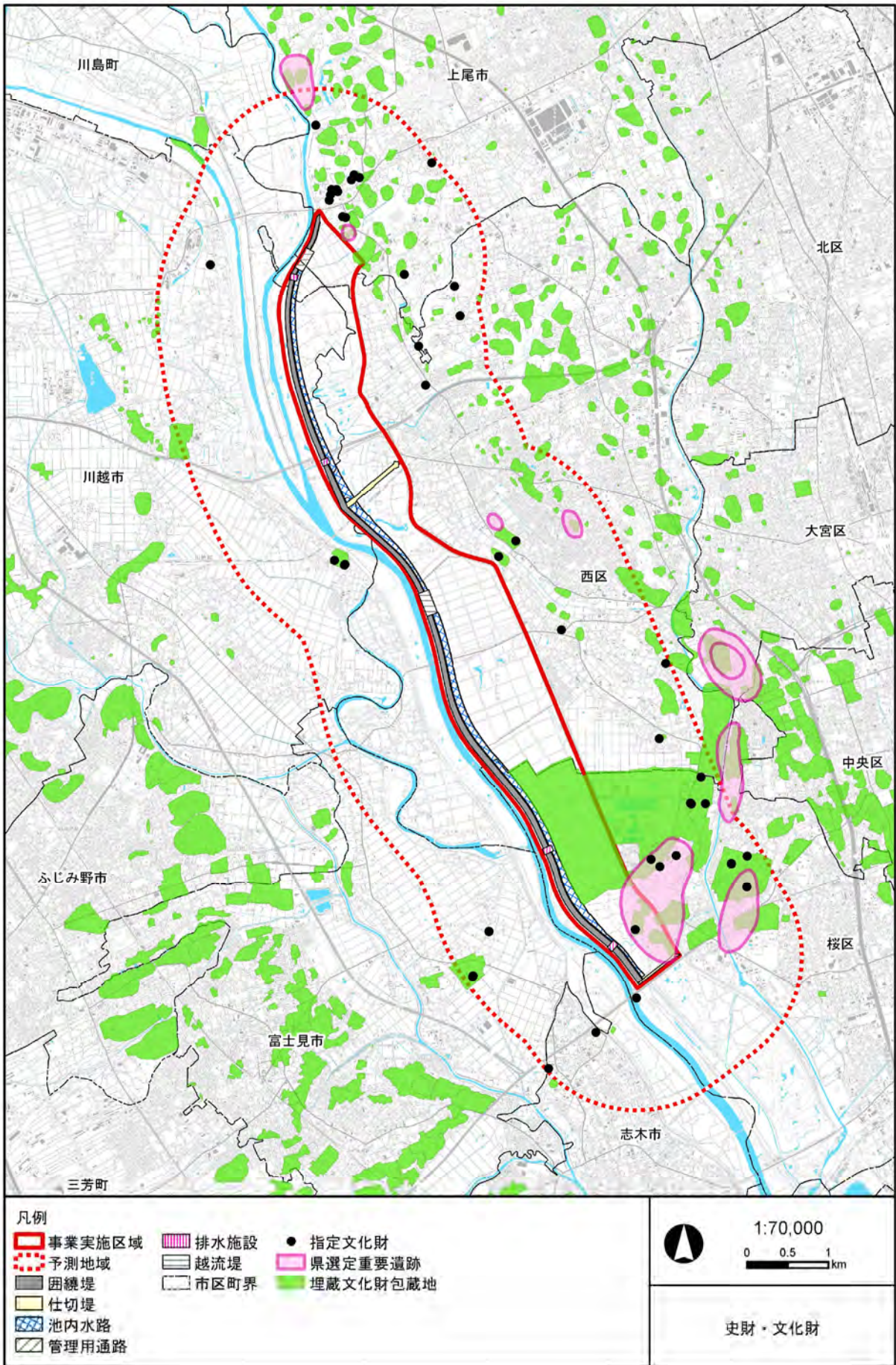


図 8-1(9) 予測地点位置図等（史跡・文化財）

表 8-1(11) 環境影響評価の結果

項目	環境影響	環境保全措置	評価の結果
廃棄物等	【コンクリート塊】 ・コンクリート塊が約520m ³ 発生すると予測	・工事に伴い発生する廃棄物は、再資源化施設へ全量搬出する。	◆回避・低減 本事業では、環境保全措置を行うことで、廃棄物への影響の低減に努める。 以上のことから、廃棄物への影響は事業者により実行可能な範囲内でできる限り低減が図られていると評価する。
	【アスファルト・コンクリート塊】 ・アスファルト・コンクリート塊が約120m ³ 発生すると予測		
	【伐採木】 ・伐採木が約120m ³ 発生すると予測		
	【建設発生土】 ・建設発生土が約196万m ³ 発生すると予測	・建設発生土は、事業実施区域内で可能な限り有効活用し、余った残土については秋ヶ瀬ストックヤードに搬出し、有効利用を図る。	
温室効果ガス等	建設機械の稼働に伴う温室効果ガス等の排出	<ul style="list-style-type: none"> ・温室効果ガス排出量が少ない低燃費型建設機械の使用に努める。 ・建設機械の稼働にあたっては、アイドリングストップやエンジン回転の抑制など省エネ運転を徹底する。 ・建設機械の整備、点検を徹底する。 ・場内の資材運搬等の車両ルートを効率化し、走行時間を短縮して移動できるよう考慮して計画する。 	◆回避・低減 本事業では、環境保全措置を行うことで、温室効果ガスへの影響の低減に努める。 以上のことから、温室効果ガスへの影響は事業者により実行可能な範囲内でできる限り低減が図られていると評価する。
	資材運搬等の車両の走行に伴う温室効果ガス等の排出	<ul style="list-style-type: none"> ・資材運搬等の車両のアイドリングストップやエンジン回転の抑制など省エネ運転を徹底する。 ・資材運搬等の車両の整備、点検を徹底する。 	

表 8-1(12) 環境影響評価の結果

項目	環境影響	環境保全措置	評価の結果
コミュニティ	<p><工事の実施>(利用環境の変化) 【荒川総合運動公園、大宮けんぼグラウンド、西遊馬公園】 ・ 変更区域または工事用道路に近接していることから、利用環境への影響を及ぼす可能性があるとして予測</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 排出ガス対策型建設機械を採用する。 ・ 低騒音型建設機械を採用する。 ・ 効率的な工事工程を検討し、建設機械の集中稼働を避ける。 ・ 作業方法の改善(高負荷運転の抑制、アイドリングストップ等)に努める。 ・ 車両の運行管理により、車両走行の集中化を避ける。 ・ 規制速度での走行やアイドリングストップなど適切な運転指導を徹底する。 ・ 必要に応じてシート被覆等の飛散防止対策を行う。 ・ 必要に応じて土工事等において、散水を行う。 	<p>◆回避・低減 本事業では、環境保全措置を行うことで、コミュニティへの影響の低減に努める。 以上のことから、コミュニティへの影響は、事業者により実行可能な範囲内のできる限り低減が図られていると評価する。</p>
	<p><存在・供用> 【西遊馬公園】 ・ 一部が変更され、消滅すると予測</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 西遊馬公園第三駐車場の代替駐車場について、関係機関と協議を行う。 	
	<p><存在・供用>(利用経路の分断有無) 【荒川自転車道】 ・ 一部が変更され、消滅すると予測</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 荒川自転車道の代替ルートについて関係機関と協議を行い、ルートを確保する。 	
	<p><存在・供用>(利用時の快適性) ・ 利用者数の増加に伴う快適性の変化に係る影響はないと予測</p>	—	
	<p><工事の実施>(交通手段の阻害) ・ 影響は小さいと予測</p>	—	
地域交通	<p><資材運搬等の車両の走行> 【交通量・交通流の変化】 交差点需要率：0.571</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 車両の運行管理により、車両走行の集中化を避ける。 	<p>◆回避・低減 事業者により実行可能な範囲内のできる限り低減が図られていると評価する。 ◆基準、目標等との整合 評価の基準・指標を下回っており、基準・指標との整合は図られていると評価する。 ・ 交差点需要率 予測結果 <評価の基準・指標^{*1} 0.571 0.9</p> <p>※1：交差点需要率の指標値：「道路の交通容量」(昭和59年9月、(社)日本道路協会)</p>
	<p><資材運搬等の車両の走行> 【交通安全の変化】 ・ 交差点周辺では歩車分離が図られていることから、影響は小さいと予測</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 規制速度での走行やアイドリングストップなど適切な運転指導を徹底する。 ・ 歩行者等の安全を確保するため、工事区域の出入口等の要所に、必要に応じて交通整理員を配置する。 ・ 資材運搬等の車両の運転者への交通安全教育を行い、安全に十分注意して運転するよう指導を徹底する。 	
	<p><資材運搬等の車両の走行> 【バス走行時間の変化】 ・ 現況の交通状況を大きく変化させるものではないことから、影響は小さいと予測</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 車両の運行管理により、車両走行の集中化を避ける。 	

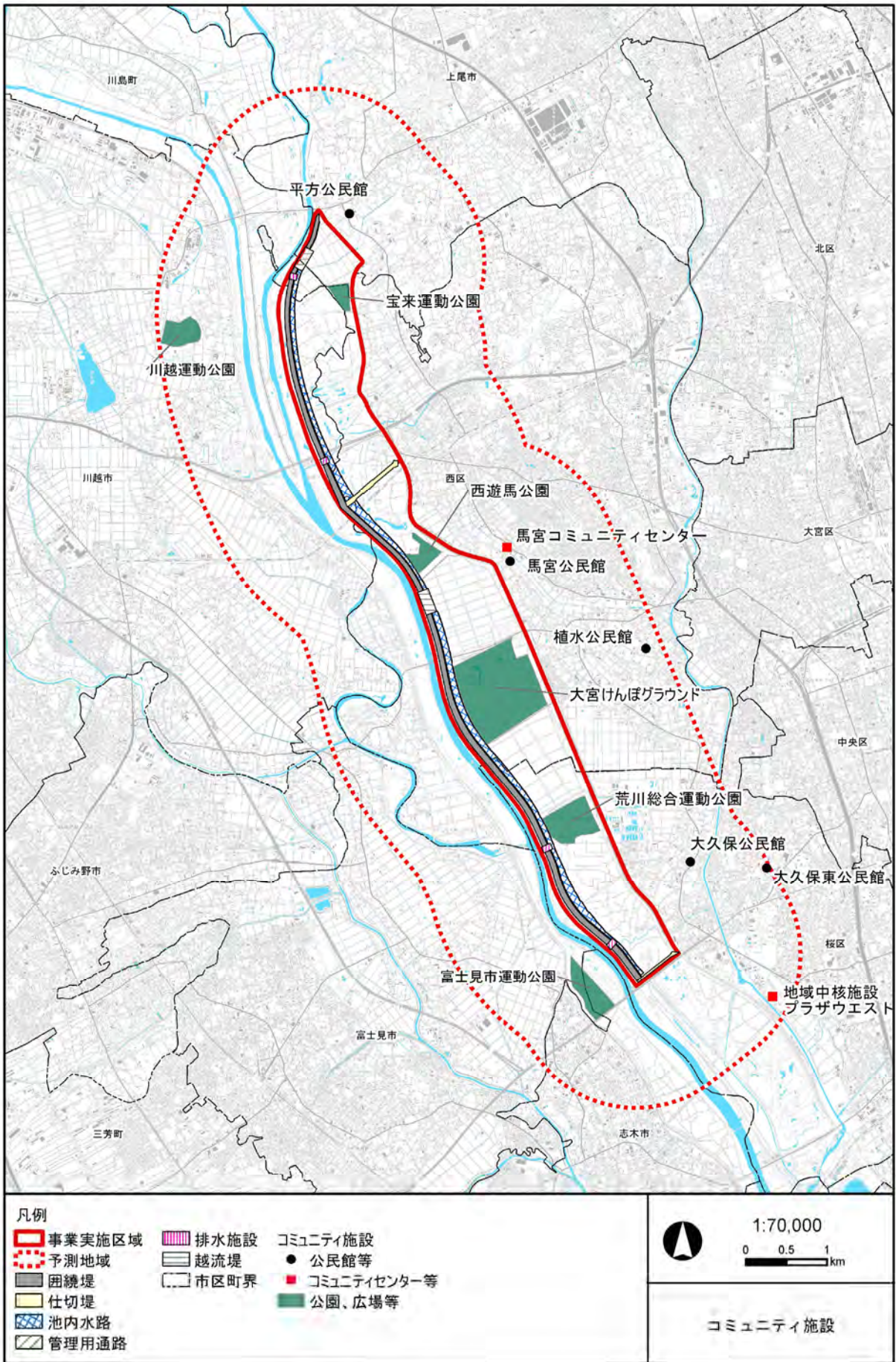


図 8-1(10) 予測地点位置図等 (コミュニティ施設)

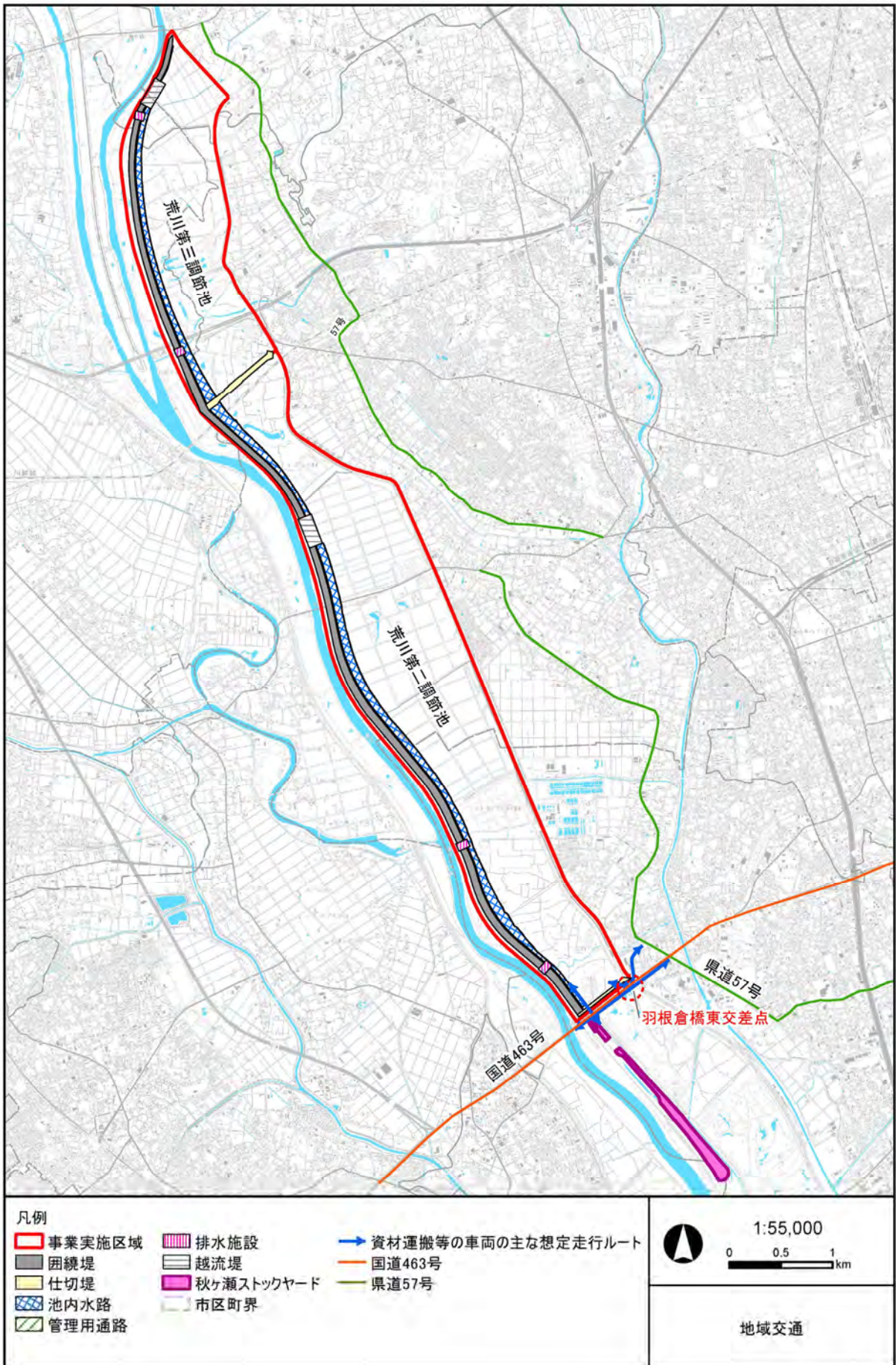


図 8-1(11) 予測地点位置図等（地域交通）

第9章 対象事業の実施による影響の総合的な評価

計画地は、埼玉県さいたま市の北西部の桜区、西区から上尾市、川越市にまたがる荒川河川敷上に位置し、周辺には、老人福祉センターや小・中学校、高等学校など多くの公共施設が存在し、河川沿いにはゴルフ場が分布している。計画地の自然環境は、河岸環境として河畔林、自然草地や田んぼや畑、流入河川やため池など豊かな自然環境が残されている。また、敷地南側でも区画整理がなされていない田園環境及び雑木林が形成されている。

本事業は、設置する堤防等の施設のほとんどが現在ゴルフ場として利用されている場所に位置しており、耕作地や自然地等を中心とした動植物の生息・生育・繁殖環境への直接の影響を最大限に回避した計画とした。

本事業に係る環境影響評価の結果は表 9-1(1)～(11)に示すとおり、環境負荷を生じさせる可能性のある大気質、騒音・低周波音、振動、水質、水象、動物、植物、生態系、景観、自然とのふれあいの場、史跡・文化財、廃棄物等、温室効果ガス等、コミュニティ、地域交通の環境影響評価項目については、工事の実施や工作物の存在や供用による影響は各種の環境保全のための措置を講ずることによって回避又は低減が可能となっており、環境保全への配慮は適正であると考え。また、環境保全の基準もしくは目標と調査及び予測との結果の間には、整合が図られていると考える。

本事業の実施にあたっては、環境の保全のための措置を確実に履行するとともに、最新の技術・工法等を積極的に採用し、環境への影響をより低減するよう努める。

さらに、事後調査計画に基づく事後調査を実施し、環境の保全を確実なものとする。工事中及び供用後において、事前に予測しなかった環境問題が生じた場合、または予測等に用いた計画諸元の変更により、環境負荷の増加が明らかな場合には、速やかに調査等を行い、関係機関と協議の上、専門家の指導及び助言を踏まえて、適切な措置を講じる。また、今後、環境影響評価を行う過程で項目及び手法の選定等に関する事項に新たな事情が生じた際は、さいたま市と協議の上で適切な対応を実施する。

以上のことから、本事業は、事業実施区域及び周辺地域の環境の保全についての配慮が適正になされていると評価する。

表 9-1(1) 環境影響評価の結果等の一覧

項目	予測・評価結果の概要	間接影響の有無	環境の保全のための措置	環境の保全のための措置による影響の有無
大気質	<p>【建設機械の稼働に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の影響】</p> <p>(A) 回避・低減の観点 本事業では、右に示す環境の保全のための措置を講じることで、建設機械の稼働に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の影響の低減に努める。 以上のことから、建設機械の稼働に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の影響は、事業者により実行可能な範囲内でできる限り低減が図られていると評価する。</p> <p>(B) 基準、目標等との整合の観点 建設機械の稼働に伴う二酸化窒素(年間 98%値)は 0.026~0.027ppm、浮遊粒子状物質(年間 2%除外値)は 0.046~0.047mg/m³と予測され、整合を図るべき基準等を下回っている。 以上のことから、建設機械の稼働に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の予測結果は、整合を図るべき基準、目標等との整合が図られていると評価する。</p>	無	<ul style="list-style-type: none"> ・排出ガス対策型建設機械を採用する。 ・効率的な工事工程を検討し、建設機械の集中稼働を避ける。 ・作業方法の改善(高負荷運転の抑制、アイドリングストップ等)に努める。 	無
	<p>【資材運搬等の車両の走行に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の影響】</p> <p>(A) 回避・低減の観点 本事業では、右に示す環境の保全のための措置を講じることで、資材運搬等の車両の走行に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の影響の低減に努める。 以上のことから、資材運搬等の車両の走行に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の影響は、事業者により実行可能な範囲内でできる限り低減が図られていると評価する。</p> <p>(B) 基準、目標等との整合の観点 資材運搬等の車両の走行に伴う二酸化窒素(年間 98%値)は 0.027~0.029ppm、浮遊粒子状物質(年間 2%除外値)はいずれも 0.046~0.047mg/m³と予測され、整合を図るべき基準等を下回っている。 以上のことから、資材運搬等の車両の走行に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の予測結果は、整合を図るべき基準、目標等との整合が図られていると評価する。</p>	無	<ul style="list-style-type: none"> ・規制速度での走行やアイドリングストップなどの適切な運転指導を徹底する。 ・車両の運行管理により、車両走行の集中化を避ける。 	無

表 9-1 (2) 環境影響評価の結果等の一覧

項目	予測・評価結果の概要	間接影響の有無	環境の保全のための措置	環境の保全のための措置による影響の有無
大気質	<p>【資材運搬等の車両の走行に伴う粉じん等の影響】</p> <p>(A) 回避・低減の観点 本事業では、右に示す環境の保全のための措置を講じることで、資材運搬等の車両の走行に伴う粉じん等の影響の低減に努める。 以上のことから、資材運搬等の車両の走行に伴う粉じん等の影響は、事業者により実行可能な範囲内でできる限り低減が図られていると評価する。</p> <p>(B) 基準、目標等との整合の観点 資材運搬等の車両の走行に伴う降下ばいじん量の予測結果の最大値は、3.74～5.93t/km²/月であり、整合を図るべき基準等を下回っている。 以上のことから、資材運搬等の車両の走行に伴う粉じんの予測結果は、整合を図るべき基準、目標等との整合が図られていると評価する。</p>	無	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事区域の出口において工事用車両のタイヤの洗浄を行う。 	無
	<p>【堤体等の工事(掘削含む)及び工事用道路等の設置工事に伴う粉じん等の影響】</p> <p>(A) 回避・低減の観点 本事業では、右に示す環境の保全のための措置を講じることで、堤体等の工事(掘削含む)及び工事用道路等の設置工事に伴う粉じん等の影響の低減に努める。 以上のことから、堤体等の工事(掘削含む)及び工事用道路等の設置工事に伴う粉じん等の影響は、事業者により実行可能な範囲内でできる限り低減が図られていると評価する。</p> <p>(B) 基準、目標等との整合の観点 堤体等の工事(掘削含む)及び工事用道路等の設置工事に伴う降下ばいじん量の予測結果の最大値は、0.01～0.62t/km²/月であり、整合を図るべき基準等を下回っている。 以上のことから、堤体等の工事(掘削含む)及び工事用道路等の設置工事に伴う粉じんの予測結果は、整合を図るべき基準、目標等との整合が図られていると評価する。</p>	無	<ul style="list-style-type: none"> ・ 必要に応じてシート被覆等の飛散防止対策を行う。 ・ 必要に応じて土工事等において散水を行う。 ・ 効率的な工事工程を検討し、建設機械の集中稼働を避ける。 	無

表 9-1 (3) 環境影響評価の結果等の一覧

項目	予測・評価結果の概要	間接影響の有無	環境の保全のための措置	環境の保全のための措置による影響の有無
騒音・低周波音	<p>【建設機械の稼働に伴う騒音の影響】</p> <p>(A) 回避・低減の観点 本事業では、右に示す環境の保全のための措置を講じることで、建設機械の稼働に伴う騒音の影響の低減に努める。 以上のことから、建設機械の稼働に伴う騒音の影響は、事業者により実行可能な範囲内でできる限り低減が図られていると評価する。</p> <p>(B) 基準、目標等との整合の観点 建設機械の稼働に伴う騒音レベルは、敷地境界での騒音レベル(L_{A5})は56～77dB、配慮施設位置での等価騒音レベル(L_{Aeq})は建設機械の稼働時の最大値で46～55dB、昼間平均で42～52dBと予測され、整合を図るべき基準等を下回っている。 以上のことから、建設機械の稼働に伴う騒音の予測結果は、整合を図るべき基準、目標等との整合が図られていると評価する。</p>	無	<ul style="list-style-type: none"> ・低騒音型建設機械を採用する。 ・原則として、早朝や夜間、日曜日及び祝日の工事は避け、周辺地域住民等への影響の最小化を図る。 ・効率的な工事工程を検討し、建設機械の集中稼働を避ける。 ・作業方法の改善(高負荷運転の抑制、アイドリングストップ等)に努める。 	無
	<p>【資材運搬等の車両の走行に伴う騒音の影響】</p> <p>(A) 回避・低減の観点 本事業では、右に示す環境の保全のための措置を講じることで、資材運搬等の車両の走行に伴う騒音の影響の低減に努める。 以上のことから、資材運搬等の車両の走行に伴う騒音の影響は、事業者により実行可能な範囲内でできる限り低減が図られていると評価する。</p> <p>(B) 基準、目標等との整合の観点 資材運搬等の車両の走行に伴う騒音レベル(L_{Aeq})は、59～69 dBと予測され、整合を図るべき基準等を下回っている。 以上のことから、資材運搬等の車両の走行に伴う騒音の予測結果は、整合を図るべき基準、目標等との整合が図られていると評価する。</p>	無	<ul style="list-style-type: none"> ・規制速度での走行やアイドリングストップなど適切な運転指導を徹底する。 ・車両の運行管理により、車両走行の集中化を避ける。 	無

表 9-1(4) 環境影響評価の結果等の一覧

項目	予測・評価結果の概要	間接影響の有無	環境の保全のための措置	環境の保全のための措置による影響の有無
振動	<p>【建設機械の稼働に伴う振動の影響】 (A)回避・低減の観点 本事業では、右に示す環境の保全のための措置を講じることで、建設機械の稼働に伴う振動の影響の低減に努める。 以上のことから、建設機械の稼働に伴う振動の影響は、事業者により実行可能な範囲内でできる限り低減が図られていると評価する。 (B) 基準、目標等との整合の観点 建設機械の稼働に伴う振動レベルは最大値で 56dB であり、整合を図るべき基準等を下回っている。 以上のことから、建設機械の稼働に伴う振動の予測結果は、整合を図るべき基準、目標等との整合が図られていると評価する。</p>	無	<ul style="list-style-type: none"> ・低振動型建設機械の採用に努める。 ・原則として、早朝や夜間、日曜日及び祝日の工事は避け、周辺地域住民等への影響の最小化を図る。 ・効率的な工事工程を検討し、建設機械の集中稼働を避ける。 	無
	<p>【資材運搬等の車両の走行に伴う振動の影響】 (A)回避・低減の観点 本事業では、右に示す環境の保全のための措置を講じることで、資材運搬等の車両の走行に伴う振動の影響の低減に努める。 以上のことから、資材運搬等の車両の走行に伴う振動の影響は、事業者により実行可能な範囲内でできる限り低減が図られていると評価する。 (B) 基準、目標等との整合の観点 資材運搬等の車両の走行に伴う振動レベル (L₁₀) は、42～53dB であり、整合を図るべき基準等を下回っている。 以上のことから資材運搬等の車両の走行に伴う振動の予測結果は、整合を図るべき基準、目標等との整合が図られていると評価する。</p>	無	<ul style="list-style-type: none"> ・規制速度での走行やアイドリングストップなど適切な運転指導を徹底する。 ・車両の運行管理により、車両走行の集中化を避ける。 	無

表 9-1 (5) 環境影響評価の結果等の一覧

項目	予測・評価結果の概要	間接影響の有無	環境の保全のための措置	環境の保全のための措置による影響の有無
水質	<p>【工事の実施に伴う水の濁りの発生の影響】</p> <p>(A)回避・低減の観点 本事業では、右に示す環境の保全のための措置を講じることで、堤体等の工事(掘削含む)及び工事用道路等の設置工事の実施に伴う水質への影響の低減に努める。 以上のことから、工事の実施に伴う水質への影響は、事業者の実行可能な範囲内でできる限り低減が図られていると評価する。</p> <p>(B) 基準、目標等との整合性の観点 工事の実施に伴う浮遊物質(SS)は、対策実施後の平均値が11~12mg/Lであり、整合を図るべき基準等を下回っている。 以上のことから、工事の実施に伴う水質の予測結果のうち、浮遊物質(SS)については整合を図るべき基準、目標等との整合が図られていると評価する。</p>	無	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事中の降雨に伴い発生する濁水は、濁水流出防止対策を実施し、基準等の範囲内に低減してから、公共用水域に排水する。 	無
	<p>【工事の実施に伴う水素イオン濃度の変化の影響】</p> <p>(A)回避・低減の観点 本事業では、右に示す環境の保全のための措置を講じることで、堤体等の工事(掘削含む)の実施に伴う水質への影響の低減に努める。 以上のことから、工事の実施に伴う水質への影響は、事業者の実行可能な範囲内でできる限り低減が図られていると評価する。</p> <p>(B) 基準、目標等との整合性の観点 工事の実施に伴う水素イオン濃度(pH)は、対策実施後が7.1~8.6であり、環境基準の上限を0.1超過する。ただし水素イオン濃度については現況値の上限が環境基準の上限を超過しており、予測結果は現況値とほとんど変わらない。</p>	無	<ul style="list-style-type: none"> ・ コンクリート工事に伴い発生するアルカリ排水は、濁水流出防止対策を実施し、基準等の範囲内に低減してから、公共用水域に排水する。 	無
	<p>【土地又は工作物の存在・供用に伴う水質の変化の影響】</p> <p>(A)回避・低減の観点 存在・供用に伴う水質への影響については、調節池に一時的貯留が生じるような出水時(計画高水流下時)の流況において、放水時の放水先の河川SS濃度は、現況と比較して平均値で10mg/L低下すると予測された。 以上のことから、土地又は工作物の存在・供用に伴う水質への影響は、事業者の実行可能な範囲内でできる限り低減されているものと評価する。</p>	—	—	—

表 9-1 (6) 環境影響評価の結果等の一覧

項目	予測・評価結果の概要	間接影響の有無	環境の保全のための措置	環境の保全のための措置による影響の有無
水象	<p>【工事の実施に伴う水象への影響】</p> <p>(A)回避・低減の観点</p> <p>(a) 河川の流量及び水位の変化</p> <p>工事中の河川の流量及び水位はほとんど変化しないと予測されることから、事業者の実行可能な範囲内でできる限り低減が図られていると評価する。</p>	—	—	—
	<p>【土地又は工作物の存在・供用に伴う水象への影響】</p> <p>(A)回避・低減の観点</p> <p>(a) 河川の流量、流速及び水位の変化</p> <p>最大流量の増加はなく流量の変化の程度は小さいと予測され、調節池に一時貯留が行われない程度の中小規模の出水の場合において、水位及び流速の変化の程度はいずれも小さいと予測されたことから、事業者の実行可能な範囲で低減されていると評価する。</p> <p>(b) 地下水の水位及び水脈の変化</p> <p>事業実施区域及びその周辺では地下水の低下が想定されたが、地下水位の変化の程度は小さいと予測され、また、右に示す環境の保全のための措置を講じることで、土地又は工作物の存在・供用に伴う水象への影響の低減に努める。</p> <p>以上のことから、事業者の実行可能な範囲内でできる限り低減が図られていると評価する。</p> <p>(c) 堤防、水門、堰等の施設</p> <p>調節池の存在・供用に伴う河川等の流量、流速及び水位の変化の程度は小さいと予測され、堤防、水門、堰等の施設への影響も小さいと予測されたことから、調節池の存在・供用に伴う堤防、水門、堰等の施設への影響は、事業者の実行可能な範囲で低減されていると評価する。</p>	無	<ul style="list-style-type: none"> 地下水位のモニタリングを行い、その結果を踏まえ必要に応じて専門家に相談し、影響が確認された場合には、必要な対策を検討する。 	無

表 9-1(7) 環境影響評価の結果等の一覧

項目	予測・評価結果の概要	間接影響の有無	環境の保全のための措置	環境の保全のための措置による影響の有無
動物	<p>【工事の実施及び土地又は工作物の存在・供用に伴う動物への影響】 (A)回避・低減の観点 本事業では、右に示す環境の保全のための措置を講じることで、工事の実施及び土地又は工作物の存在・供用に伴う動物への影響の低減に努める。 以上のことから、工事の実施及び土地又は工作物の存在・供用に伴う動物への影響は、事業者により実行可能な範囲内でできる限り低減が図られていると評価する。</p>	無	<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じて湿地環境等の自然豊かな環境の代償・創出について検討を行う。 ・地下水位のモニタリングを行い、その結果を踏まえ必要に応じて専門家に相談し、重要な種への影響が確認された場合には、必要な対策を検討する。 ・低騒音型建設機械を採用する。 ・効率的な工事工程を検討し、建設機械の集中稼働を避ける。 ・作業方法の改善(高負荷運転の抑制、アイドリングストップ等)に努める。 ・工事中の降雨に伴い発生する濁水は、濁水流出防止対策を実施し、基準等の範囲内に低減してから、公共用水域に排水する。 ・コンクリート工事に伴い発生するアルカリ排水は、濁水流出防止対策を実施し、基準等の範囲内に低減してから、公共用水域に排水する。 	無
植物 (保全すべき種、保全すべき群落)	<p>【工事の実施及び土地又は工作物の存在・供用に伴う植物への影響(保全すべき種及び保全すべき群落への影響)】 (A)回避・低減の観点 本事業では、右に示す環境の保全のための措置を講じることで、工事の実施及び土地又は工作物の存在・供用に伴う植物への影響の回避・低減に努める。 以上のことから、工事の実施及び土地又は工作物の存在・供用に伴う植物への影響は、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避・低減が図られていると評価する。</p>	無	<ul style="list-style-type: none"> ・改変区域内にあるノニガナの生育地の改変を回避する。 ・必要に応じて湿地環境等の自然豊かな環境の代償・創出について検討を行う。 ・地下水位のモニタリングを行い、その結果を踏まえ必要に応じて専門家に相談し、植物の生育環境への影響が確認された場合には、必要な対策を検討する。 ・工事中の降雨に伴い発生する濁水は、濁水流出防止対策を実施し、基準等の範囲内に低減してから、公共用水域に排水する。 ・コンクリート工事に伴い発生するアルカリ排水は、濁水流出防止対策を実施し、基準等の範囲内に低減してから、公共用水域に排水する。 	無
植物 (緑の量)	<p>【土地又は工作物の存在・供用に伴う植物への影響(緑被率又は緑視率等を指標とした緑の量への影響)】 (A)回避・低減の観点 予測の結果、緑の量(緑被率、緑視率)への影響は小さいと予測され、土地又は工作物の存在・供用に伴う緑の量への影響は、事業者により実行可能な範囲内でできる限り低減が図られていると評価する。 (B)基準、目標等との整合の観点 供用後の緑被率は40%であり、整合を図るべき目標値を上回っている。 以上のことから、土地又は工作物の存在・供用に伴う緑の量への影響は、整合を図るべき基準、目標等との整合が図られていると評価する。</p>	無	—	無

表 9-1(8) 環境影響評価の結果等の一覧

項目	予測・評価結果の概要	間接影響の有無	環境の保全のための措置	環境の保全のための措置による影響の有無
生態系	<p>【工事の実施及び土地又は工作物の存在・供用に伴う生態系への影響】 (A)回避・低減の観点 本事業では、右に示す環境の保全のための措置を講じることで、工事の実施及び土地又は工作物の存在・供用に伴う生態系への影響の回避・低減に努める。 以上のことから、工事の実施及び土地又は工作物の存在・供用に伴う生態系への影響は、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避・低減が図られていると評価する。</p>	無	<ul style="list-style-type: none"> ・地下水位のモニタリングを行い、その結果を踏まえ必要に応じて専門家に相談し、環境単位への影響が確認された場合には、必要な対策を検討する。 ・必要に応じて湿地環境等の自然豊かな環境の代償・創出について検討を行う。 ・オオタカの繁殖活動に影響を与える時期には、必要に応じて工事を一時中断する。具体的な実施時期及び実施範囲については、専門家の指導・助言を得ながら対応する。 ・オオタカの繁殖時期において、繁殖状況をモニタリングし、工事によると思われる忌避行動が確認された場合は工事の一時中断を検討する。 ・効率的な工事工程を検討し、建設機械の集中稼働を避ける。 ・低騒音対策型建設機械を採用する。 ・作業方法の改善(高負荷運転の抑制、アイドリングストップ等)に努める。 ・作業員、工事用車両が営巣地付近に不必要に立ち入らないよう制限する。 ・工事中の降雨に伴い発生する濁水は、濁水流出防止対策を実施し、基準等の範囲内に低減してから、公共用水域に排水する。 ・コンクリート工事に伴い発生するアルカリ排水は、濁水流出防止対策を実施し、基準等の範囲内に低減してから、公共用水域に排水する。 	無
景観	<p>【土地又は工作物の存在・供用に伴う景観への影響】 (A)回避・低減の観点 本事業では、右に示す環境の保全のための措置を講じることで、調節池の存在・供用に伴う景観への影響の低減に努める。 以上のことから、調節池の存在・供用に伴う景観への影響は、事業者により実行可能な範囲内でできる限り低減が図られていると評価する。 (B)基準、目標等との整合の観点 環境の保全のための措置を講じることで、さいたま市景観色彩ガイドラインに記載された基準を満たすと考えられる。 以上のことから、調節池の存在・供用に伴う景観の予測結果は、整合を図るべき基準、目標等との整合が図られていると評価する。</p>	無	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺環境との調和を図るため、工作物の意匠計画や色彩計画、緑化計画は自然環境に配慮したものとする。 ・さいたま市景観色彩ガイドラインに記載された内容を踏まえ、周囲と調和するよう、構造物の色彩に配慮する。 	無

表 9-1 (9) 環境影響評価の結果等の一覧

項目	予測・評価結果の概要	間接影響の有無	環境の保全のための措置	環境の保全のための措置による影響の有無
自然とのふれあいの場	<p>【工事の実施に伴う自然とのふれあいの場への影響】 (A)回避・低減の観点 本事業では、右に示す環境の保全のための措置を講じることで、工事の実施に伴う自然とのふれあいの場への影響の低減に努める。 以上のことから、工事の実施に伴う自然とのふれあいの場への影響は、事業者により実行可能な範囲内でできる限り低減が図られていると評価する。</p>	無	<ul style="list-style-type: none"> ・排出ガス対策型建設機械を採用する。 ・低騒音型建設機械を採用する。 ・効率的な工事工程を検討し、建設機械の稼働台数の低減及び集中稼働を避ける。 ・作業方法の改善(高負荷運転の抑制、アイドリングストップ等)に努める。 ・車両の運行管理により、車両走行の集中化を避ける。 ・規制速度での走行やアイドリングストップなど適切な運転指導を徹底する。 ・必要に応じてシート被覆等の飛散防止対策を行う。 ・必要に応じて土工事等において、散水を行う。 	無
	<p>【土地又は工作物の存在・供用に伴う自然とのふれあいの場への影響】 (A)回避・低減の観点 本事業では、右に示す環境の保全のための措置を講じることで、調節池の存在・供用に伴う自然とのふれあいの場への影響の低減に努める。 以上のことから、調節池の存在・供用に伴う自然とのふれあいの場への影響は、事業者により実行可能な範囲内でできる限り低減が図られていると評価する。</p>	無	<ul style="list-style-type: none"> ・荒川自転車道の代替ルートについて、関係機関と協議を行い、ルートを確認する。 	無
史跡・文化財	<p>【土地又は工作物の存在・供用による史跡・文化財への影響】 (A)回避・低減の観点 本事業では、右に示す環境の保全のための措置を講じることで、調節池の存在・供用に史跡・文化財への影響の低減に努める。 以上のことから、調節池の存在・供用に伴う史跡・文化財への影響は、事業者により実行可能な範囲内でできる限り低減が図られていると評価する。</p>	無	<ul style="list-style-type: none"> ・試掘調査又は工事の実施により埋蔵文化財が確認された場合には、埼玉県教育局文化資源課と文化財保護法に基づく協議を行い、指導に従う。 	無
廃棄物等	<p>【工事の実施に伴う廃棄物の影響】 (A)回避・低減の観点 本事業では、右に示す環境の保全のための措置を講じることで、工事の実施に伴う廃棄物等の影響の低減に努める。 以上のことから、工事の実施に伴う廃棄物等の影響は、事業者により実行可能な範囲内でできる限り低減が図られていると評価する。</p>	無	<ul style="list-style-type: none"> ・工事に伴い発生する廃棄物は、再資源化施設へ全量搬出する。 ・建設発生土は、事業実施区域内で可能な限り有効活用し、余った残土については秋ヶ瀬ストックヤードに搬出し、有効利用を図る。 	無

表 9-1 (10) 環境影響評価の結果等の一覧

項目	予測・評価結果の概要	間接影響の有無	環境の保全のための措置	環境の保全のための措置による影響の有無
温室効果ガス等	<p>【建設機械の稼働に伴う温室効果ガスの影響】</p> <p>(A)回避・低減の観点 対策実施前の二酸化炭素排出量は 18,823 t-CO₂、対策実施後の二酸化炭素排出量は 18,076 t-CO₂、二酸化炭素の削減量は 747 t-CO₂ (削減率 4.0%)と予測される。</p> <p>本事業では、温室効果ガスの排出抑制に向けて、掘削・築堤作業の土量の応じて適切な規模の建設機械を稼働させる計画である。また、右に示す環境の保全のための措置を講じることで、建設機械の稼働に伴う温室効果ガスの影響の低減に努める。</p> <p>以上のことから、建設機械の稼働に伴う温室効果ガスの影響は、事業者により実行可能な範囲内でできる限り低減が図られていると評価する。</p>	無	<ul style="list-style-type: none"> ・温室効果ガス排出量が少ない低燃費型建設機械の使用に努める。 ・建設機械の稼働にあたっては、アイドリングストップやエンジン回転の抑制など省エネ運転を徹底する。 ・建設機械の整備、点検を徹底する。 ・場内の資材運搬等の車両ルートを効率化し、走行時間を短縮して移動できるよう考慮して計画する。 	無
	<p>【資材運搬等の車両の走行に伴う温室効果ガスの影響】</p> <p>(A)回避・低減の観点 対策実施前の二酸化炭素排出量は 539 t-CO₂、対策実施後の二酸化炭素排出量は 496 t-CO₂、二酸化炭素の削減量は 43 t-CO₂ (削減率 8.0%)と予測される。</p> <p>本事業では、右に示す環境の保全のための措置を講じることで、資材運搬等の車両の走行に伴う温室効果ガスの影響の低減に努める。</p> <p>以上のことから、資材運搬等の車両の走行に伴う温室効果ガスの影響は、事業者により実行可能な範囲内でできる限り低減が図られていると評価する。</p>	無	<ul style="list-style-type: none"> ・資材運搬等の車両のアイドリングストップやエンジン回転の抑制など省エネ運転を徹底する。 ・資材運搬等の車両の整備、点検を徹底する。 	無
コミュニティ	<p>【工事に伴うコミュニティへの影響】</p> <p>(A)回避・低減の観点 本事業では、右に示す環境の保全のための措置を講じることで、工事の実施に伴うコミュニティ施設等への影響の低減に努める。さらに、関係車両の運転者に対する安全教育を徹底する。</p> <p>以上のことから、工事に伴うコミュニティ施設等への影響は、事業者により実行可能な範囲内でできる限り低減が図られていると評価する。</p>	無	<ul style="list-style-type: none"> ・排出ガス対策型建設機械を採用する。 ・低騒音型建設機械を採用する。 ・効率的な工事工程を検討し、建設機械の集中稼働を避ける。 ・作業方法の改善(高負荷運転の抑制、アイドリングストップ等)に努める。 ・車両の運行管理により、車両走行の集中化を避ける。 ・規制速度での走行やアイドリングストップなど適切な運転指導を徹底する。 ・必要に応じてシート被覆等の飛散防止対策を行う。 ・必要に応じて土工事等において、散水を行う。 	無

表 9-1(11) 環境影響評価の結果等の一覧

項目	予測・評価結果の概要	間接影響の有無	環境の保全のための措置	環境の保全のための措置による影響の有無
コミュニティ	<p>【土地又は工作物の存在・供用に伴うコミュニティへの影響】</p> <p>(A)回避・低減の観点 本事業では、右に示す環境の保全のための措置を講じることで、調節池の存在・供用に伴うコミュニティ施設等への影響の低減に努める。</p> <p>以上のことから、調節池の存在・供用に伴うコミュニティ施設等への影響は、事業者により実行可能な範囲内でできる限り低減が図られていると評価する。</p>	無	<ul style="list-style-type: none"> ・西遊馬公園第三駐車場の代替駐車場について、関係機関と協議を行う。 ・荒川自転車道の代替ルートについて関係機関と協議を行い、ルートを確認する。 	無
地域交通	<p>【資材運搬等の車両の走行に伴う地域交通への影響】</p> <p>(A)回避・低減の観点 本事業では、右に示す環境の保全のための措置を講じることで、資材運搬等の車両の走行に伴う地域交通への影響の低減に努める。</p> <p>以上のことから、資材運搬等の車両の走行に伴う地域交通への影響は、事業者の実行可能な範囲内でできる限り低減が図られていると評価する。</p> <p>(B)基準、目標等との整合の観点 資材運搬等の車両の走行に伴う将来交通量による交差点需要率は、0.571であり、指標値0.9を下回ると予測された。</p> <p>以上のことから、資材運搬等の車両の走行に伴う地域交通への影響は、整合を図るべき基準、目標等との整合が図られていると評価する。</p>	無	<ul style="list-style-type: none"> ・車両の運行管理により、車両走行の集中化を避ける。 ・規制速度での走行やアイドリングストップなど適切な運転指導を徹底する。 ・歩行者等の安全を確保するため、工事区域の出入口等の要所に、必要に応じて交通整理員を配置する。 ・資材運搬等の車両の運転者への交通安全教育を行い、安全に十分注意して運転するよう指導を徹底する。 	無

第10章 事後調査の計画

10.1 事後調査項目の選定

環境影響評価項目に選定した項目のうち、事後調査を実施する項目の選定は表 10-1 に示すとおりである。

表 10-1(1) 事後調査項目の選定

環境影響評価項目		環境影響要因の区分	環境影響要因	事後調査項目選定
大気質	二酸化窒素又は窒素酸化物	工事	建設機械の稼働	×
			資材運搬等の車両の走行	×
	浮遊粒子状物質	工事	建設機械の稼働	×
			資材運搬等の車両の走行	×
	粉じん	工事	資材運搬等の車両の走行	×
			堤体等の工事(掘削含む)、工事用道路等の設置工事	×
騒音・低周波音	騒音	工事	建設機械の稼働	×
			資材運搬等の車両の走行	×
振動	振動	工事	建設機械の稼働	×
			資材運搬等の車両の走行	×
水質	浮遊物質	工事	堤体等の工事(掘削含む)、工事用道路等の設置工事	×
		存在・供用	放水	×
	水素イオン濃度	工事	堤体等の工事(掘削含む)	×
水象	河川等の流量及び水位	工事	堤体等の工事(掘削含む)	×
		存在・供用	放水	×
	地下水水位	存在・供用	—	○
	堤防、水門、堰等	存在・供用	—	×
動物	保全すべき種	工事	建設機械の稼働、資材運搬等の車両の走行、堤体等の工事(掘削含む)、工事用道路等の設置工事	○
		存在・供用	調節池の存在・供用、放水	○
植物	保全すべき種	工事	堤体等の工事(掘削含む)、工事用道路等の設置工事	○
		存在・供用	調節池の存在・供用、放水	○
	保全すべき植生及び群落	工事	堤体等の工事(掘削含む)、工事用道路等の設置工事	○
		存在・供用	調節池の存在・供用、放水	○
	緑の量	存在・供用	調節池の存在・供用、放水	×
生態系	地域を特徴付ける生態系	工事	堤体等の工事(掘削含む)、工事用道路等の設置工事	○
		存在・供用	調節池の存在・供用、放水	○

表 10-1(2) 事後調査項目の選定

環境影響評価項目		環境影響要因の区分	環境影響要因	事後調査項目選定
景観	景観資源	存在・供用	調節池の存在・供用	×
	眺望景観	存在・供用	調節池の存在・供用	×
自然とのふれあいの場	自然とのふれあいの場	工事	建設機械の稼働、資材運搬等の車両の走行、堤体等の工事(掘削含む)、工事用道路等の設置工事	×
		存在・供用	調節池の存在・供用	×
史跡・文化財	指定文化財等	存在・供用	調節池の存在・供用	×
	埋蔵文化財	存在・供用	調節池の存在・供用	×
廃棄物等	廃棄物	工事	堤体等の工事(掘削含む)、工事用道路等の設置工事	×
	残土	工事	堤体等の工事(掘削含む)、工事用道路等の設置工事	×
温室効果ガス等	温室効果ガス	工事	建設機械の稼働、資材運搬等の車両の走行	×
コミュニティ	コミュニティ施設	工事	建設機械の稼働、資材運搬等の車両の走行、堤体等の工事(掘削含む)、工事用道路等の設置工事	×
		存在・供用	調節池の存在・供用	×
地域交通	自動車交通	工事	資材運搬等の車両の走行	×
	バス等の公共交通	工事	資材運搬等の車両の走行	×
	歩行者・自転車交通	工事	資材運搬等の車両の走行	×

表 10-2 事後調査の内容

項目	調査時期	環境の状況または環境への負荷の状況				
		環境影響要因	予測した項目	調査項目	調査地点	調査方法
水象	供用時 工事中及び	存在・供用	地下水位への影響	地下水位	既存文献で調査が実施されている既往観測井とする	<ul style="list-style-type: none"> 調査時期：工事中及び供用時（工事終了後1年まで）の既存文献の調査実施時とする 調査頻度：連続観測とする 調査方法：既存文献の調査方法とする
動物	供用時 工事中及び	存在・供用	地下水位の変化による保全すべき種の生息環境の変化の程度	地下水位	既存文献で調査が実施されている既往観測井とする	<ul style="list-style-type: none"> 調査時期：工事中及び供用時（工事終了後1年まで）の文献の調査時とする 調査頻度：連続観測とする 調査方法：文献の調査方法とする
植物	供用時 工事中及び	存在・供用	地下水位の変化による保全すべき種の生息環境の変化の程度	地下水位	既存文献で調査が実施されている既往観測井とする	<ul style="list-style-type: none"> 調査時期：工事中及び供用時（工事終了後1年まで）の文献の調査時とする 調査頻度：連続観測とする 調査方法：文献の調査方法とする
生態系	供用時 工事中及び	堤体等の工事等	着目種の生息環境への影響	生態系陸域上位性（オオタカ）	予測対象とした3営巣地	<ul style="list-style-type: none"> 調査時期：調査地点近傍の工事を対象に、工事開始年のオオタカの繁殖期から、工事終了後のオオタカの1繁殖期を含めた期間までとする 調査頻度：原則、オオタカの繁殖期に月1回実施するものとし、調査日数は工事の進捗やオオタカの出現状況等を踏まえ設定する 調査方法：現地踏査及び定点観察

10.2 事後調査の結果により環境影響の程度が著しいことが明らかになった場合の対応方針

事後調査の結果に基づき、予測及び評価の結果を検証し、事後調査の結果が予測結果と著しく異なり、環境影響の程度が著しいことが明らかになった場合には、その原因を究明するための調査等を行う。その結果、環境影響が本事業に起因すると判断される場合は、事業者が主体となり、必要に応じ関係機関及び専門家の助言・指導等を受けながら、速やかに適切な追加の環境の保全のための措置及び継続的な監視調査を検討し、実施する。

第11章 環境影響評価の受託者の名称及び住所

受託者の名称 : 日本工営株式会社

代表者の氏名 : 代表取締役社長 有元 龍一

主たる事務所の住所 : 東京都千代田区麴町 5-4

本準備書内の地図は電子地形図 25000（国土地理院）を加工して作成した。
ただし p2、p3 の地図を除く。